

令和8年度第1回 京都地方最低賃金審議会

令和8年7月2日（木）午前9時30分～
京都下労働基準監督署 会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- （1）令和8年度 京都府最低賃金の改正決定について（諮問）
- （2）令和8年度 京都地方最低賃金審議会 京都府最低賃金専門部会の設置について
- （3）京都地方最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者からの意見聴取に関する公示について
- （4）令和8年度 特定（産業別）最低賃金新設・改正の意向表明について
- （5）令和8年度 特定（産業別）最低賃金新設・改正の必要性の有無に係る審議について
- （6）最低賃金を取り巻く状況について

3 その他

提出資料

No. 1	第 55 期 京都地方最低賃金審議会 委員名簿	p. 1
No. 2	京都地方最低賃金審議会 運営規程	p. 2
No. 3	京都地方最低賃金審議会 京都府最低賃金専門部会運営規程	p. 5
No. 4	京都地方最低賃金審議会 検討小委員会運営規程	p. 7
No. 5	最低賃金法第 25 条第 5 項による意見聴取について	p. 9
No. 6	令和 8 年度における特定（産業別）最低賃金の改正等に係る申出の 意向表明一覧表	p. 11
No. 7	京都府経済の動向（令和 8 年 5 月報告）	p. 13
No. 8	京都市消費者物価指数 令和 7 年平均	p. 30
No. 9	令和 7 年 毎月勤労統計調査 地方調査結果概要	p. 36
No. 10	新規学卒者の賃金の推移（全国） （令和 3 年～令和 7 年 5 年間）	p. 44
No. 11	京都府内の中途採用者の採用時賃金情報 （令和 4 年～令和 8 年 1 月～3 月期比較）	p. 45
No. 12	求人募集賃金・求職者希望賃金情報 （令和 8 年 4 月分）	p. 46
No. 13	「令和 7 年賃金構造基本統計調査」の結果	p. 49

第55期 京都地方最低賃金審議会 委員名簿

京都労働局労働基準部賃金室
令和8年5月11日現在

	氏 名	現 職
公益代表委員	◎ イワナガ マサアキ 岩永 昌晃	京都産業大学 法学部 教授
	カワハラ ミキ 河原 美紀	京都府社会保険労務士会 副会長
	サクライ ジュンリ 櫻井 純理	立命館大学 産業社会学部 教授
	フナキ ヒロシ 舟木 浩	弁護士
	ワタナベ 渡辺 めぐみ	龍谷大学 社会学部 教授
労働者代表委員	オオニシ ミキコ 大西 幹子	連合京都 主任
	オオニシ ミノル 大西 稔	三菱自動車工業労働組合 京都支部 支部長 日本労働組合総連合会京都府連合会 会長代理 自動車総連京都地方協議会 議長
	カドノ アキヨシ 門野 昭善	U Aゼンセン 京都府支部 次長
	シチリ ダイスケ 七里 大介	電機連合 京都地方協議会 事務局長
	ダテ ナオト 伊達 直人	J AM京滋 書記長
使用者代表委員	イシガキ カズヤ 石垣 一也	一般社団法人京都経営者協会 理事 事務局長
	オオスミ ヤスシ 大角 安史	株式会社大安 代表取締役社長
	オオツキ カズユキ 大槻 和行	日東精工株式会社 人事総務部 部長
	ヌマタ ユキヒロ 沼田 行博	京都府中小企業団体中央会 専務理事
	フカザワ シンスケ 深沢 信介	株式会社ワコール 執行役員 人事総務本部長

委員任期：令和7年5月1日～令和9年4月30日

(五十音順)

京都地方最低賃金審議会 運営規程

第1条 京都地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会に会長と会長代理を置く。

2 会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長代理が会長の職務を代理する。

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、京都労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の一週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

第4条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実を調査し、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

2 会長は、公益委員間の意思統一、意見の調整等必要と認める場合には、公益委員会議を開催することができる。

第5条 委員は、会長が必要と認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審

議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって、会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

第6条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

3 審議会が会長が、必要があると認めるときは委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第7条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第8条 会議の議事については、議事録又は議事要旨を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録、議事要旨及び会議の資料は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 前二項の規定は、小委員会、公益委員会（以下、「小委員会等」という。）について準用する。

第9条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付して、その都度局長に送付するものとする。

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、

小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

付 記

第 1 条 この規程は、平成13年 5 月 8 日から施行する。

第 2 条 この規定は、平成21年12月24日から一部変更し、施行する。

第 3 条 この規程は、平成26年 7 月 2 日から一部変更し、施行する。

第 4 条 この規程は、令和 3 年 8 月 5 日から一部変更し、施行する。

京都地方最低賃金審議会 京都府最低賃金専門部会運営規程

- 第1条** この規程は、京都地方最低賃金審議会京都府最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事の運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。
- 第2条** 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、京都労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。
- 2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の一週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。
- 第3条** 委員は、病気その他の事由によって、会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。
- 第4条** 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなければならない。
- 第5条** 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 第6条** 会議の議事については、議事録又は議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。
- 2 議事録、議事要旨及び会議の資料は、原則として公開とする。
- ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直

な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

第7条 部会長は、専門部会において、最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて決議を行ったときは、審議会の会長に報告するものとする。

第8条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 記 この規程は、平成13年7月3日から施行する。
この規程は、令和6年10月29日から施行する。

京都地方最低賃金審議会 検討小委員会 運営規程

平成 17 年 6 月 7 日施行

〈設 置〉

第 1 条 京都地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第 4 条の規定に基づき、検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設ける。

〈審議事項〉

第 2 条 小委員会は、審議会の議決により、審議会の運営に関する事項について、審議を行うものとする。

〈委 員〉

第 3 条 小委員会は、公益を代表する委員 2 人、労働者を代表する委員 2 人及び使用者を代表する委員 2 人をもって組織する。

〈委員長〉

第 4 条 小委員会に委員長、委員長代理を置く。

2 委員長、委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長に事故があるときは、委員長代理が委員長の職務を代理する。

〈会議の招集〉

第 5 条 小委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、審議会会長又は 2 人以上の小委員会の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、年度最初の会議は、審議会会長が招集する。

2 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

3 会議は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各側委員 1 人以上の出席により開催するものとする。

〈委員の欠席〉

第6条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

〈会議における発言〉

第7条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。

〈会議の公開〉

第8条 会議は、原則として非公開とする。

〈議事録及び議事要旨〉

第9条 会議の議事については、議事要旨を作成するものとする。

- 2 議事要旨は、原則として公開する。

〈意見等の提出〉

第10条 委員長は、会議の審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

〈規程の改廃〉

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、平成17年6月7日から施行する。

最低賃金法第 25 条第 5 項による意見聴取について

1 意見聴取の対象者

京都地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）が審議に際し必要と認める者とする。

2 意見聴取の方法

- （１）意見発表者を審議会に出席させ、発表させる。
- （２）意見発表者は、原則として、１団体１名とする（意見発表者に介助等が必要な場合を除く）。
- （３）意見発表者は、その所属、職氏名及び発言要旨について、予め、審議会事務局に意見発表届を届け出るものとする。
- （４）意見発表者は、上記２（３）の発言要旨欄に氏名等を届け出た者とする。
- （５）意見発表者の意見発表時間は 10 分以内とし、これを厳守すること。意見発表は、京都府最低賃金の改正の決定に係る内容に限るものとする。

なお、委員からの質問がある場合に限り、別途質疑時間を設ける。

ただし、意見発表者が多数の場合は、それぞれの発表時間を短縮することがある。

3 意見発表者遵守事項

意見発表者は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 指定された時刻までに、会場に来場すること。
- ② 本人であることを明らかにする自動車運転免許証等の書面を持参すること。
- ③ 意見及び審議会委員の質問に対する回答以外の発言をしないこと。
- ④ ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等を着用しないこと。
- ⑤ プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器、銃刃類等危険物などを持ちこまないこと。
- ⑥ 酒気を帯びていないこと。
- ⑦ 議場入室時には、携帯電話等の電源を切ること。
- ⑧ 写真撮影や録画、録音をしないこと。
- ⑨ その他、審議会会長及び事務局職員の指示に従うこと。

4 意見聴取の中止等

上記項目に該当しない場合は、意見聴取を中止することがある。

連絡先：京都地方最低賃金審議会 事務局（京都労働局労働基準部賃金室）

担当官：賃金指導官 西川 竜行

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 番地

TEL 075-241-3215 : mail chinginshitsu-kyoutokyoku@mhlw.go.jp

意 見 発 表 届

会 議 名	令和 8 年度第 2 回 京都地方最低賃金審議会		
日 時	令和 8 年 7 月 30 日（木）午前 9 時 00 分 開会		
会 場	京都労働局 6 階 大会議室 (京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 番地)		
上記審議会における意見発表者及びその発言要旨は、下記のとおりです。			
所 属			
職 氏 名			
連 絡 先	名 称		
	所在地		
	電 話		
発言要旨			
上記審議会の 傍聴希望の 有無	有 ・ 無 * 「有」の方は、上記審議会の傍聴申込を別途行う必要はありません。		

令和 年 月 日

(届 出 団 体)

(届出者氏名)

京都地方最低賃金審議会 事務局 宛

令和8年度における 特定（産業別）最低賃金の改正等 に係る申出の意向表明一覧表

京都労働局
令和8年4月10日作成

	最低賃金の件名	申出者	適用 労働者数	申出ケース	改正 新設 廃止	意向表明 年月日
1	京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業（粉末冶金製品製造業を除く）最低賃金	JAM京滋 執行委員長 榎並 典朗	2,009	労働協約	改正	令和8年3月18日
2	京都府ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金	JAM京滋 執行委員長 榎並 典朗	17,332	労働協約	改正	同上
3	京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	電機連合京都地方協議会 議長 中嶋 崇喜	34,440	労働協約	改正	同上
4	京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業（輸送用機械器具製造業は自転車・同部品製造業を除く。建設機械・鉱山機械製造業は、建設用ショベルトラック製造業に限る）最低賃金	自動車総連京都地方協議会 議長 大西 稔	8,849	労働協約	改正	同上
5	京都府自動車（新車）小売業最低賃金	自動車総連京都地方協議会 議長 大西 稔	5,297	公正競争	改正	同上
6	京都府百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金	UAゼンセン京都府支部 支部長 大西 省三	8,847	労働協約	新設	同上

7	京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター最低賃金	UAゼンセン京都府支部 支部長 大西 省三	8,847 ドラッグストア、ホームセンターを除く	労働協約	新 設	同上
8	京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア最低賃金	UAゼンセン京都府支部 支部長 大西 省三	8,847 ドラッグストアを除く	労働協約	新 設	同上
9	京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンター最低賃金	UAゼンセン京都府支部 支部長 大西 省三	8,847 ホームセンターを除く	労働協約	新 設	同上

京都府経済の動向

(令和8年5月報告)



令和8年6月1日
総合政策環境部企画統計課
情報分析係

1 府内経済の動向（総合判断）

府内の景気は、緩やかに持ち直している。
先行きについては、海外景気の動向等を注視する必要がある。

前月からの推移：

(判断据え置き)

2 分野別概況

生産			
3月分	112.1(速報値)	前月比(%)	0.9
生産は一進一退ながら弱含み。「電気機械工業」や「印刷工業」等8業種で低下したものの、「輸送機械工業」や「生産用機械工業」等8業種で上昇し、2か月ぶりの上昇となった。			
京都府及び経済産業省「鉱工業生産指数(総合・季節調整済)」			
物価			
3月分	112.6	前年同月比(%)	2.1
京都市の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)は、「光熱・水道」等で低下したものの、「生鮮食品を除く食料」等で上昇し、前年同月比で2.1%の上昇と、54か月連続の上昇となった。			
京都府及び総務省「消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)」			
消費			
3月分	46,847 百万円	前年同月比(%)	2.9 (既存店)
京都府内の百貨店・スーパー販売額を既存店比較でみると、「家庭用電気機械器具」等で減少したものの、「身の回り品」等で増加し、前年同月比で2.9%の増加と、3か月連続の増加となった。			
経済産業省「百貨店・スーパー販売額(商業動態統計)」			
観光			
2月分	59.1 (速報値)	前年同月差(ポイント)	4.1
京都府内のホテル等の客室稼働率は、前年同月と比べ4.1ポイントの上昇と、51か月連続の上昇となった。			
観光庁「客室稼働率(宿泊旅行統計調査)」			
労働			
2月分	84.2	前年同月比(%)	2.6
京都府における実質賃金指数は、前年同月比で2.6%の上昇と、2か月ぶりの上昇となった。			
京都府及び厚生労働省「実質賃金指数(毎月勤労統計調査)」			
雇用			
3月分	1.21	前月差(ポイント)	△ 0.01
京都府における有効求人倍率(パートタイムを含む・季節調整値)は、前月と比べ0.01ポイントの低下と、2か月ぶりの低下となった。			
京都府労働局及び厚生労働省「有効求人倍率(パートタイムを含む・季節調整値)」			

設備投資			
3月分	5,993 ㎡	前年同月分	9,200 ㎡
京都府における着工建築物床面積(「鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用建築物」及び「製造業用建築物」の合計)は、前年同月比で2か月ぶりの減少となった。			
国土交通省「着工建築物床面積(建築動態統計)」			
住宅投資			
3月分	1,151 戸	前年同月分	2,771 戸
京都府における着工新設住宅戸数は、前年同月比で2か月ぶりの減少となった。			
国土交通省「着工新設住宅戸数(建築動態統計)」			
公共投資			
4月分	40,589 百万円	前年同月分	43,111 百万円
京都府における公共工事前払金保証請負金額は、前年同月比で5か月ぶりの減少となった。			
西日本建設業保証(株)「公共工事前払金保証請負金額(公共工事前払金保証統計)」			
金融			
3月分	81,661 億円	前年同月比(%)	9.9
京都府における貸出金は、前年同月比で9.9%の増加と、50か月連続の増加となった。			
日本銀行「都道府県別貸出金」			
企業倒産			
4月分	31 件	前年同月分	21 件
京都府内の企業倒産件数(負債総額1千万円以上)は、前年同月比で3か月ぶりの増加となった。			
(株)東京商工リサーチ「企業倒産状況」			

総合判断の凡例



…判断引き上げ



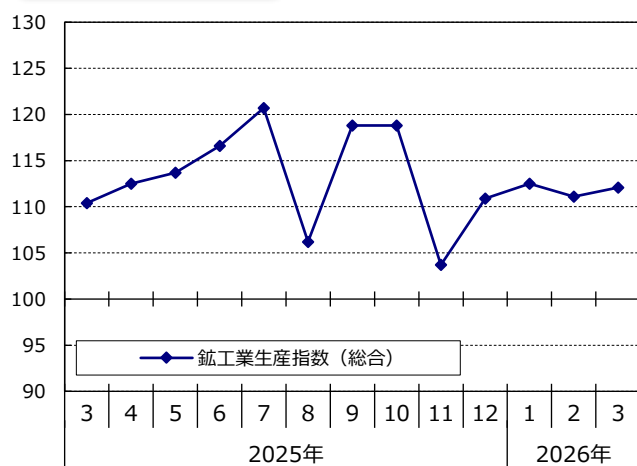
…判断据え置き



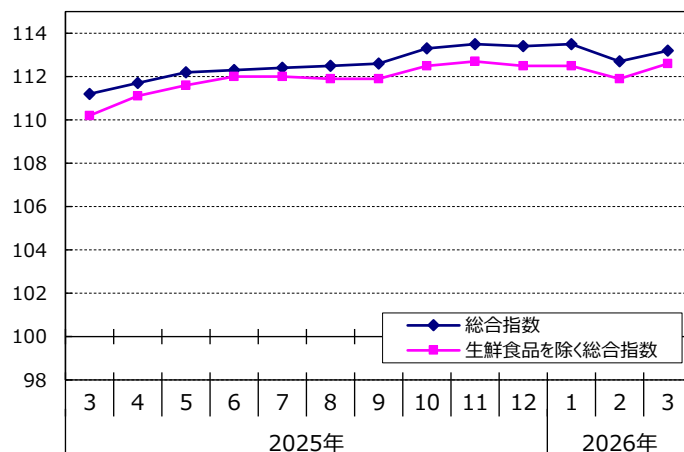
…判断引き下げ

3 府内主要統計の動き

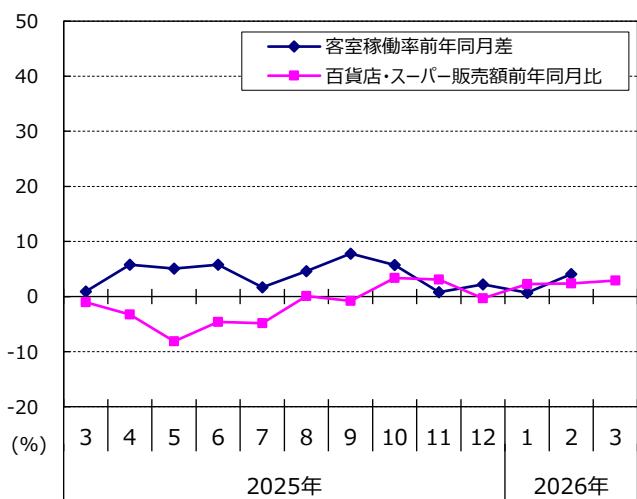
生産



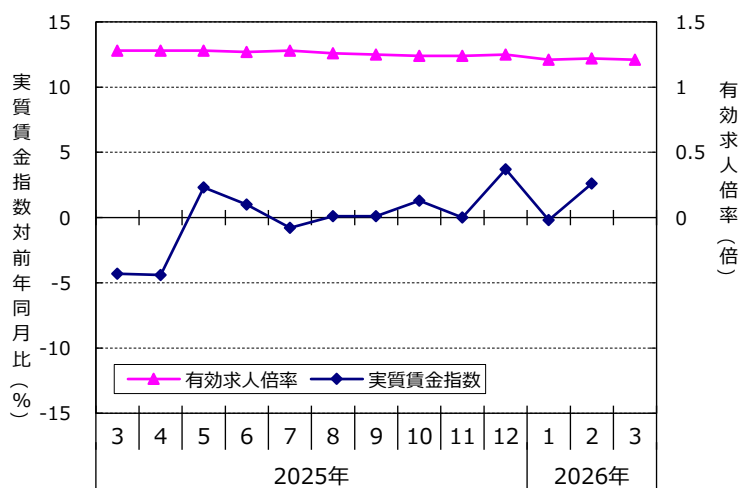
物価



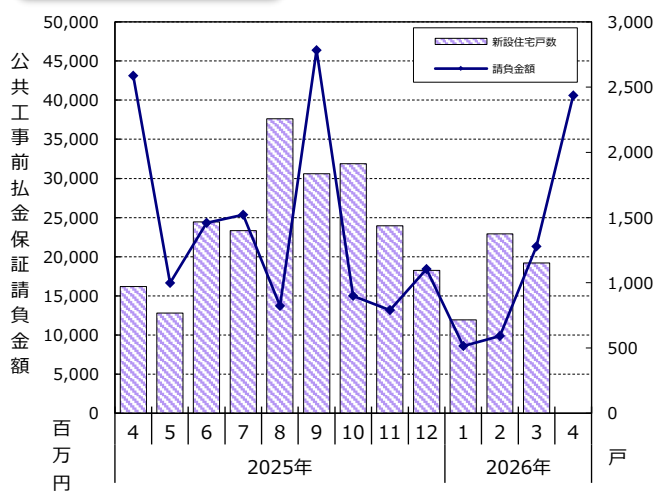
消費及び観光



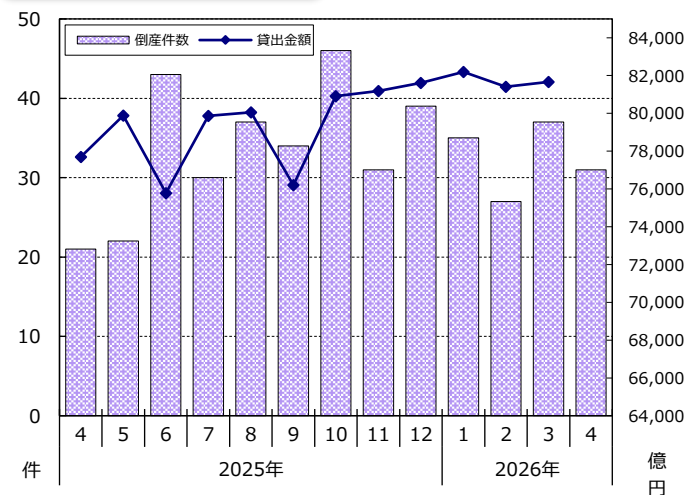
雇用及び賃金



投資



金融及び倒産



4 主な調査結果（企画統計課公表）

項 目		データ月	データ	前月比	前年同月比
鉱工業生産指数		3月速報	112.1	0.9	0.2
消費者物価指数	総合	3月	113.2	0.4	1.8
	生鮮食品を除く総合		112.6	0.6	2.1
毎月勤労統計調査	実質賃金指数	2月	84.2		2.6
	総実労働時間指数		100.3		△ 0.8
	常用雇用指数		104.0		0.1

※ 毎月勤労統計調査は従業員規模5人以上

5 関係機関の公表概要

内閣府：月例経済報告 基調判断（2026年5月26日）

景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。

日本銀行京都支店：管内金融経済概況（2026年5月19日）

京都府・滋賀県の景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに回復している。

近畿経済産業局：近畿経済の動向（2026年5月21日）

一部に弱い動きがみられるものの、緩やかに持ち直している。

6 最近発表されたDI値又はBSI値

単位：ポイント

調査名・主体・対象		公表日	指標	項目	今期	先行き	
法人企業景気 予測調査 (資本金1千万円以上の府内企業296社中241社が回答)	近畿財務局 京都財務事務所	2026年 3月12日	BSI		2026/1-3月	2026/4-6月	2026/7-9月
				全産業	△ 5.4	△ 0.8	0.4
				製造業	△ 2.1	△ 2.1	7.3
				非製造業	△ 7.6	0.0	△ 4.1
管内企業短期 経済観測調査 (資本金2千万円以上の京滋企業284社中99.3%が回答)	日本銀行 京都支店	2026年 4月1日	DI		2026/3月		
				全産業	13	10	
				製造業	15	10	
				非製造業	12	8	
京都市中小企業 経営動向 実態調査 (京都市域の中小企業800社中485社が回答)	京都市 産業観光局	2026年 4月28日	DI		2026/1-3月	2026/4-6月	
				全産業	41.6	48.3	
				製造業	41.4	46.7	
				非製造業	41.9	49.6	
経営経済 動向調査 (府内に本社（店）等を有する企業494社中294社が回答)	京都商工 会議所	2026年 3月	BSI		2026/1-3月	2026/4-6月	2026/7-9月
				自社業況	△ 4.3	1.9	△ 1.1
京銀クオーターリー・ サーベイ (府内の取引先企業415社中322社が回答)	(株)京都銀行・ (株)京都総研 コンサルティング	2026年 3月	DI		2026/2月	2026/5月	
				全産業	△ 12	△ 7	
				製造業	△ 15	△ 10	
				非製造業	△ 9	△ 5	
中小企業景況レ ポート（北部） (府北部の取引先企業570社中501社が回答)	京都北部 信用金庫	2026年 4月	DI		2026/3月	2026/6月	
				全業種	△ 25.4	△ 25.7	

DI値(Diffusion Index),BSI値(Business Survey Index)：景況が良いと答えた企業の割合から悪いと答えた企業の割合を引いて0を基準とし数値化したもの。なお「経営経済動向調査」は、当該数値に2分の1を乗じ、「京都市中小企業経営動向実態調査」は50を基準として数値化している。

生産

2020年=100

年次 年月	鉱工業生産指数（総合・季節調整済）								
	京都府			全国			近畿		
	指数	前月比	前年 (同月) 比	指数	前月比	前年 (同月) 比	指数	前月比	前年 (同月) 比
2023	117.7	-	1.0	103.9	-	△ 1.3	101.0	-	△ 2.4
2024	113.5	-	△ 3.6	101.2	-	△ 2.6	97.7	-	△ 3.3
2025	113.4	-	△ 0.1	100.9	-	△ 0.3	r 96.1	- r	△ 1.6
2023 4	121.4	2.5	0.1	105.2	0.3	△ 0.8	102.2	△ 0.9	△ 3.6
5	118.6	△ 2.3	9.7	104.1	△ 1.0	4.1	100.6	△ 1.6	△ 1.0
6	119.4	0.7	4.2	105.0	0.9	△ 0.1	100.7	0.1	△ 2.1
7	116.7	△ 2.3	△ 1.0	103.5	△ 1.4	△ 2.6	100.3	△ 0.4	△ 3.5
8	117.6	0.8	△ 1.9	103.1	△ 0.4	△ 4.7	101.4	1.1	△ 2.7
9	115.2	△ 2.0	△ 5.0	103.2	0.1	△ 4.5	101.9	0.5	△ 2.4
10	116.5	1.1	△ 3.0	104.4	1.2	0.9	102.6	0.7	1.6
11	117.3	0.7	△ 1.7	103.8	△ 0.6	△ 1.6	99.0	△ 3.5	△ 4.5
12	116.3	△ 0.9	△ 4.2	105.0	1.2	△ 1.1	100.0	1.0	△ 4.9
2024 1	107.1	△ 7.9	△ 7.2	97.7	△ 7.0	△ 1.5	95.7	△ 4.3	△ 5.1
2	111.0	3.6	△ 7.3	98.0	0.3	△ 3.7	96.4	0.7	△ 4.0
3	112.6	1.4	△ 8.4	101.4	3.5	△ 6.2	96.8	0.4	△ 9.9
4	114.3	1.5	△ 3.9	100.8	△ 0.6	△ 2.0	97.5	0.7	△ 1.8
5	114.9	0.5	△ 1.6	101.9	1.1	0.7	97.9	0.4	△ 1.8
6	114.1	△ 0.7	△ 6.7	100.7	△ 1.2	△ 8.2	96.2	△ 1.7	△ 8.5
7	115.6	1.3	2.5	102.5	1.8	2.6	101.4	5.4	5.1
8	108.7	△ 6.0	△ 8.7	100.5	△ 2.0	△ 4.9	97.4	△ 3.9	△ 5.0
9	113.9	4.8	△ 2.1	101.2	0.7	△ 3.2	96.0	△ 1.4	△ 6.4
10	115.6	1.5	1.8	103.0	1.8	0.8	99.1	3.2	0.3
11	114.4	△ 1.0	△ 2.1	101.3	△ 1.7	△ 3.3	97.9	△ 1.2	△ 1.2
12	114.7	0.3	0.4	101.0	△ 0.3	△ 2.2	97.4	△ 0.5	0.2
2025 1	111.6	△ 2.7	4.1	101.9	0.9	2.1	r 96.5 r	△ 0.9 r	1.2
2	115.3	3.3	1.6	102.0	0.1	0.3	r 97.3 r	0.8 r	0.4
3	110.4	△ 4.2	△ 0.5	101.4	△ 0.6	0.0	r 93.9 r	△ 3.5 r	△ 3.9
4	112.5	1.9	△ 3.0	100.5	△ 0.9	△ 0.7	r 95.0 r	1.2 r	△ 2.8
5	113.7	1.1	△ 1.1	101.8	1.3	△ 2.9	r 95.4 r	0.4 r	△ 4.9
6	116.6	2.6	3.6	101.5	△ 0.3	3.4	r 102.8 r	7.8 r	8.7
7	120.7	3.5	2.7	100.5	△ 1.0	△ 1.5	r 95.8 r	△ 6.8 r	△ 5.2
8	106.2	△ 12.0	△ 0.2	99.2	△ 1.3	△ 3.3	r 91.4 r	△ 4.6 r	△ 8.8
9	118.8	11.9	2.8	101.0	1.8	2.2	r 95.9 r	4.9 r	2.1
10	118.8	0.0	2.8	101.6	0.6	0.1	r 94.7 r	△ 1.3 r	△ 4.1
11	103.7	△ 12.7	△ 8.1	99.6	△ 2.0	△ 4.2	r 96.6 r	2.0 r	△ 4.3
12	110.9	6.9	△ 5.3	100.2	0.6	0.9	r 97.0 r	0.4 r	2.5
2026 1	112.5	1.4	0.9	104.5	4.3	0.7	r 101.5 r	4.6 r	3.0
2	r 111.1 r	△ 1.2 r	△ 3.7	r 102.4 r	△ 2.0 r	0.4	r 100.1 r	△ 1.4 r	2.9
3	p 112.1 p	0.9 p	0.2	p 101.9 p	△ 0.5 p	2.3	p 99.4 p	△ 0.7 p	8.1

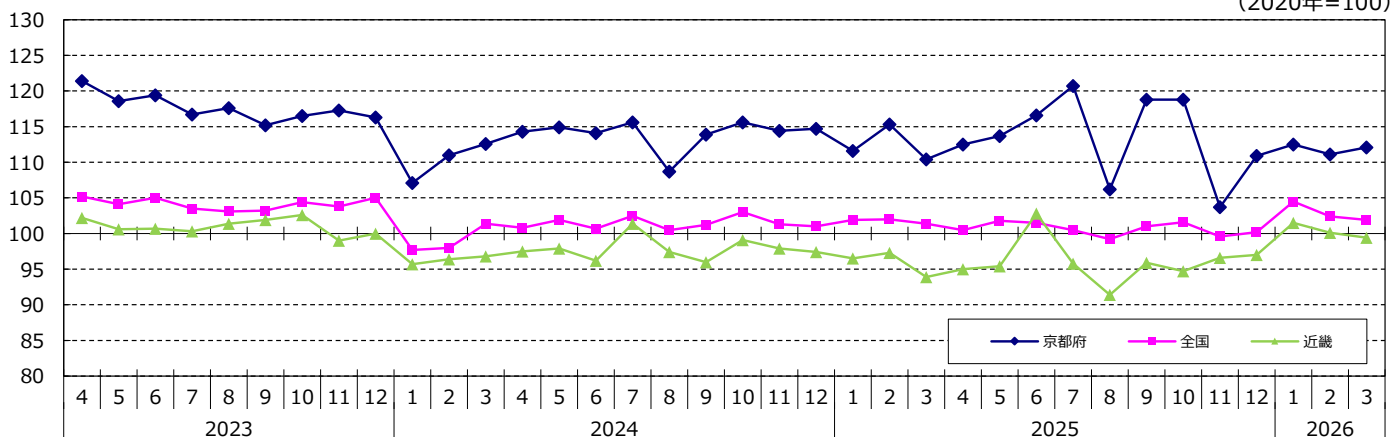
注1：pは速報値、rは修正値。また、年次及び前年同月比は原指数による。

注2：近畿の値は年間補正が行われたため、遡って改訂している。

資料出所 府企画統計課、経済産業省

鉱工業生産指数（総合・季節調整値）の推移

(2020年=100)



物 価

2020年＝100

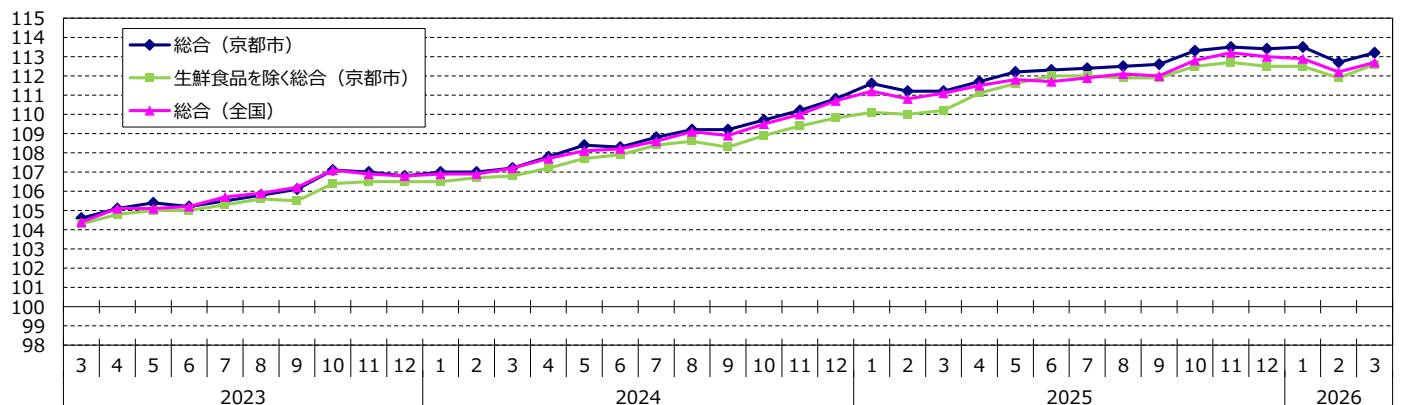
年次 年月	消費者物価指数(総合)						消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)					
	京都市			全国			京都市			全国		
	指数	前月比	前年 (同月) 比	指数	前月比	前年 (同月) 比	指数	前月比	前年 (同月) 比	指数	前月比	前年 (同月) 比
2023	105.6	-	3.1	105.6	-	3.2	105.2	-	3.0	105.2	-	3.1
2024	108.6	-	2.8	108.5	-	2.7	108.0	-	2.6	107.9	-	2.5
2025	112.3	-	3.4	111.9	-	3.2	111.5	-	3.3	111.2	-	3.1
2023 3	104.6	0.5	3.5	104.4	0.4	3.2	104.3	0.6	3.4	104.1	0.5	3.1
4	105.1	0.4	3.3	105.1	0.6	3.5	104.8	0.4	3.3	104.8	0.7	3.4
5	105.4	0.3	3.3	105.1	0.1	3.2	105.0	0.3	3.3	104.8	0.0	3.2
6	105.2	△ 0.2	3.1	105.2	0.1	3.3	105.0	0.0	3.1	105.0	0.2	3.3
7	105.5	0.3	3.1	105.7	0.5	3.3	105.3	0.3	2.9	105.4	0.4	3.1
8	105.8	0.2	3.0	105.9	0.3	3.2	105.6	0.3	2.8	105.7	0.2	3.1
9	106.1	0.3	2.8	106.2	0.3	3.0	105.5	0.0	2.5	105.7	0.0	2.8
10	107.1	0.9	3.0	107.1	0.9	3.3	106.4	0.8	2.7	106.4	0.7	2.9
11	107.0	△ 0.1	2.9	106.9	△ 0.2	2.8	106.5	0.1	2.6	106.4	0.0	2.5
12	106.8	△ 0.2	2.5	106.8	△ 0.1	2.6	106.5	0.0	2.3	106.4	0.0	2.3
2024 1	107.0	0.1	2.2	106.9	0.1	2.2	106.5	0.0	2.1	106.4	0.0	2.0
2	107.0	0.0	2.8	106.9	0.0	2.8	106.7	0.2	2.9	106.5	0.1	2.8
3	107.2	0.1	2.4	107.2	0.3	2.7	106.8	0.1	2.3	106.8	0.3	2.6
4	107.8	0.6	2.6	107.7	0.4	2.5	107.2	0.4	2.3	107.1	0.3	2.2
5	108.4	0.6	2.9	108.1	0.4	2.8	107.7	0.5	2.5	107.5	0.3	2.5
6	108.3	△ 0.1	3.0	108.2	0.1	2.8	107.9	0.2	2.7	107.8	0.3	2.6
7	108.8	0.4	3.0	108.6	0.4	2.8	108.4	0.5	3.0	108.3	0.5	2.7
8	109.2	0.4	3.2	109.1	0.5	3.0	108.6	0.2	2.9	108.7	0.4	2.8
9	109.2	0.0	2.8	108.9	△ 0.3	2.5	108.3	△ 0.3	2.7	108.2	△ 0.4	2.4
10	109.7	0.5	2.4	109.5	0.6	2.3	108.9	0.5	2.4	108.8	0.6	2.3
11	110.2	0.5	3.0	110.0	0.4	2.9	109.4	0.4	2.7	109.2	0.4	2.7
12	110.8	0.6	3.8	110.7	0.6	3.6	109.8	0.4	3.1	109.6	0.3	3.0
2025 1	111.6	0.7	4.3	111.2	0.5	4.0	110.1	0.3	3.4	109.8	0.2	3.2
2	111.2	△ 0.4	3.9	110.8	△ 0.4	3.7	110.0	△ 0.1	3.1	109.7	△ 0.1	3.0
3	111.2	0.0	3.8	111.1	0.3	3.6	110.2	0.2	3.2	110.2	0.4	3.2
4	111.7	0.4	3.6	111.5	0.4	3.6	111.1	0.8	3.6	110.9	0.7	3.5
5	112.2	0.4	3.5	111.8	0.3	3.5	111.6	0.5	3.7	111.4	0.4	3.7
6	112.3	0.1	3.7	111.7	△ 0.1	3.3	112.0	0.3	3.8	111.4	0.0	3.3
7	112.4	0.0	3.3	111.9	0.2	3.1	112.0	0.0	3.3	111.6	0.2	3.1
8	112.5	0.1	3.1	112.1	0.2	2.7	111.9	△ 0.1	3.0	111.6	0.0	2.7
9	112.6	0.1	3.1	112.0	△ 0.1	2.9	111.9	△ 0.1	3.2	111.4	△ 0.2	2.9
10	113.3	0.6	3.3	112.8	0.7	3.0	112.5	0.5	3.2	112.1	0.6	3.0
11	113.5	0.2	3.0	113.2	0.3	2.9	112.7	0.2	3.1	112.5	0.4	3.0
12	113.4	△ 0.1	2.3	113.0	△ 0.2	2.1	112.5	△ 0.2	2.5	112.2	△ 0.2	2.4
2026 1	113.5	0.1	1.7	112.9	△ 0.1	1.5	112.5	0.0	2.2	112.0	△ 0.2	2.0
2	112.7	△ 0.7	1.3	112.2	△ 0.6	1.3	111.9	△ 0.6	1.7	111.4	△ 0.5	1.6
3	113.2	0.4	1.8	112.7	0.4	1.5	112.6	0.6	2.1	112.1	0.6	1.8

注：前月比及び前年同月比は端数処理前の指数値を用いて計算しているため、公表された指数値を用いて計算した値とは一致しない場合がある。

資料出所 府企画統計課、総務省

消費者物価指数の推移

(2020年＝100)



消費①

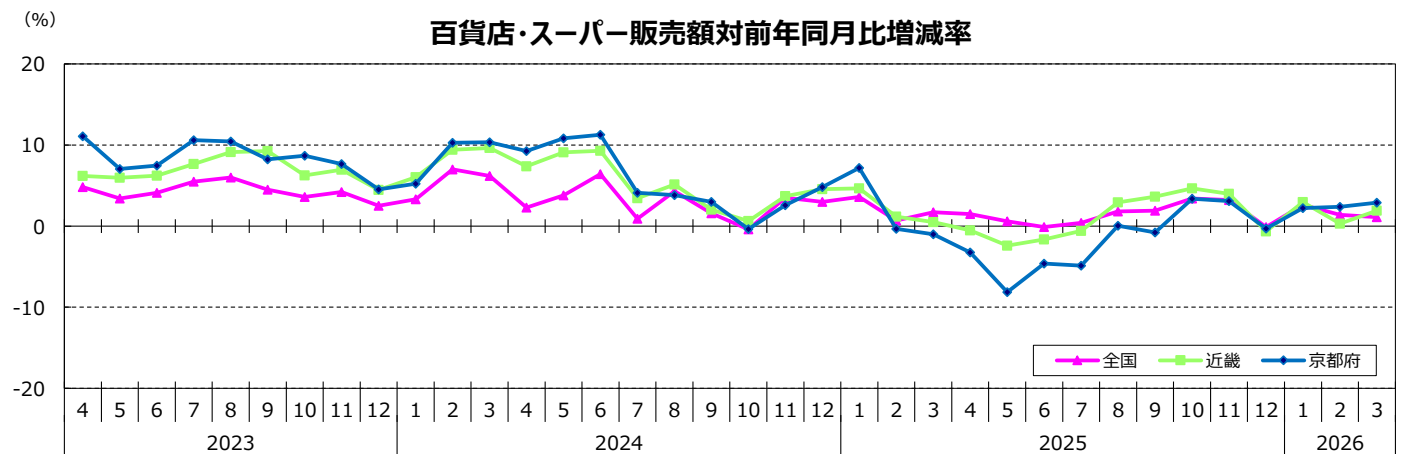
年次 年月	商業動態統計(百貨店・スーパー販売額)							
	京都府				全国		近畿	
	合計販売額	百貨店	スーパー	前年(同月) 比	合計販売額	前年(同月) 比	合計販売額	前年(同月) 比
	百万円	百万円	百万円		百万円		百万円	
2023	508,401	250,304	258,096	8.4	21,604,942	4.2	3,940,311	6.8
2024	539,739	279,693	260,046	6.1	22,381,178	3.4	4,165,048	5.7
2025	532,063	271,439	260,625	△ 0.8	23,015,021	1.5	4,189,147	1.2
2023 4	40,707	18,844	21,864	11.1	1,709,486	4.8	308,236	6.2
5	40,601	19,148	21,454	7.1	1,743,611	3.4	314,947	6.0
6	40,986	20,029	20,956	7.5	1,746,107	4.1	317,087	6.2
7	43,586	21,782	21,805	10.6	1,874,095	5.5	342,486	7.7
8	40,095	18,078	22,018	10.4	1,785,868	6.0	323,171	9.1
9	39,899	19,507	20,392	8.2	1,708,463	4.5	314,624	9.3
10	43,214	21,969	21,245	8.7	1,799,946	3.6	330,473	6.2
11	45,388	23,798	21,590	7.7	1,836,337	4.2	343,408	6.9
12	54,293	30,217	24,076	4.5	2,284,594	2.5	422,615	4.5
2024 1	43,674	21,053	22,621	5.2	1,826,037	3.3	338,301	6.0
2	39,799	19,886	19,913	10.3	1,699,073	7.0	312,635	9.4
3	46,048	24,900	21,148	10.3	1,883,150	6.2	347,374	9.6
4	44,476	22,540	21,937	9.3	1,755,426	2.3	329,723	7.4
5	44,996	23,871	21,125	10.8	1,817,183	3.8	342,739	9.1
6	45,637	24,254	21,383	11.3	1,863,565	6.4	346,170	9.3
7	45,415	23,940	21,476	4.1	1,895,819	0.9	354,174	3.4
8	41,670	19,021	22,649	3.8	1,866,442	4.3	340,042	5.1
9	41,130	20,984	20,147	3.0	1,739,381	1.6	321,289	2.0
10	43,147	22,178	20,969	△ 0.4	1,789,477	△ 0.4	332,961	0.6
11	46,693	24,756	21,938	2.6	1,897,623	3.5	356,537	3.7
12	57,052	32,311	24,741	4.8	2,348,000	3.0	443,104	4.6
2025 1	46,476	23,533	22,943	7.2	1,913,913	3.6	352,869	4.7
2	39,263	19,585	19,678	△ 0.3	1,728,621	0.7	314,407	1.2
3	45,189	23,904	21,285	△ 1.0	1,932,807	1.7	346,324	0.5
4	42,678	20,756	21,922	△ 3.2	1,802,506	1.5	325,880	△ 0.5
5	41,014	19,842	21,172	△ 8.1	1,849,536	0.6	332,858	△ 2.4
6	43,179	21,948	21,231	△ 4.6	1,882,111	△ 0.1	338,291	△ 1.6
7	42,973	21,466	21,507	△ 4.9	1,925,930	0.4	349,770	△ 0.6
8	41,541	19,138	22,403	0.1	1,927,691	1.8	347,045	2.9
9	40,663	20,369	20,294	△ 0.8	1,799,271	1.9	330,600	3.6
10	44,399	23,332	21,066	3.4	1,881,483	3.4	346,042	4.6
11	47,954	25,315	22,639	3.1	1,990,266	3.2	367,769	4.0
12	56,734	32,252	24,483	△ 0.3	2,380,886	△ 0.1	437,292	△ 0.6
2026 1	47,761	24,052	23,709	2.2	1,973,300	2.6	363,599	3.0
2	40,565	20,052	20,512	2.4	1,764,476	1.4	316,275	0.3
3	46,847	25,221	21,626	2.9	1,962,427	1.1	354,854	1.9

注1：販売額は店舗調整前（全店比較）、前年同月比は店舗調整済（既存店比較）。

注2：既存店とは、過去1年間に新たに開店、閉店等をした店舗を除いて、当年及び前年とも調査対象となった店舗。

注3：2026年1月以降の値は年間補正前の数値。

資料出所 経済産業省(商業動態統計)



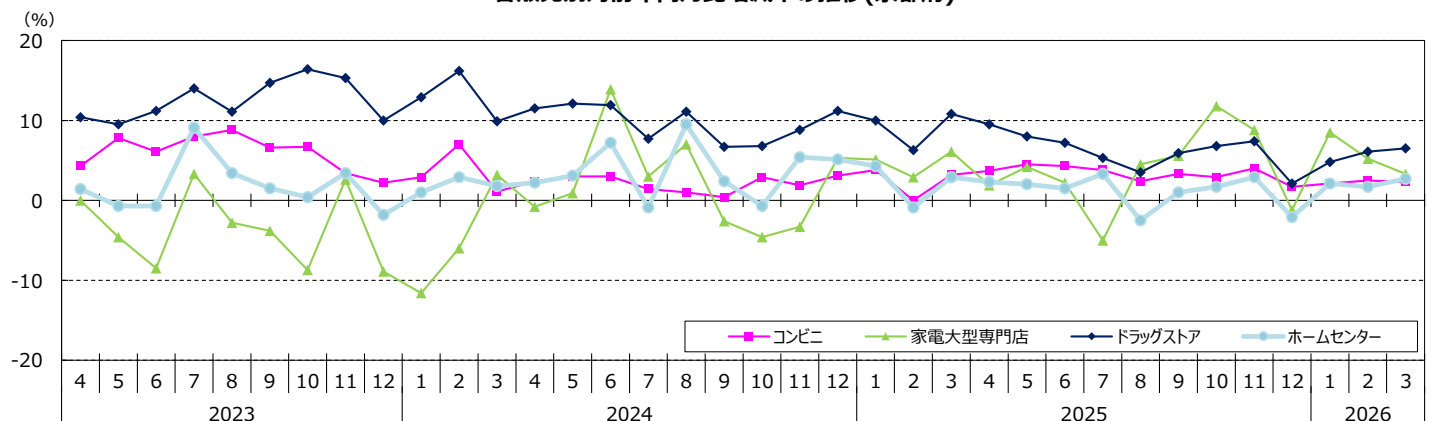
消費②

年次 年月	商業動態統計								家計調査(二人以上の世帯)		
	京都府								京都市	近畿	全国
	コンビニ		家電大型専門店		ドラッグストア		ホームセンター		消費支出 金額	消費支出 金額	消費支出 金額
	販売額	前年(同月)比	販売額	前年(同月)比	販売額	前年(同月)比	販売額	前年(同月)比			
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	円	円
2023	233,364	5.9	93,845	△ 3.4	149,362	11.2	58,290	1.5	314,636	295,055	293,997
2024	239,069	2.4	94,213	0.4	164,948	10.4	60,205	3.3	295,508	290,859	300,243
2025	246,608	3.2	97,582	3.6	176,124	6.8	60,986	1.3	301,345	304,226	314,001
2023 4	19,254	4.3	7,258	0.0	11,958	10.4	5,254	1.4	330,593	304,179	303,076
5	19,598	7.8	6,953	△ 4.6	12,194	9.5	5,268	△ 0.7	300,876	291,038	286,443
6	19,266	6.1	7,180	△ 8.5	12,434	11.2	4,860	△ 0.7	298,024	266,696	275,545
7	20,939	8.0	8,841	3.3	13,470	14.0	5,273	9.1	317,964	279,805	281,736
8	20,665	8.8	7,253	△ 2.8	13,075	11.1	4,827	3.4	270,672	281,186	293,161
9	19,474	6.6	7,699	△ 3.8	12,549	14.7	4,515	1.5	319,124	275,908	282,969
10	20,247	6.7	6,813	△ 8.7	12,950	16.4	4,890	0.4	313,804	307,255	301,974
11	19,431	3.4	7,658	2.6	12,746	15.3	4,834	3.4	292,843	292,036	286,922
12	20,360	2.2	9,405	△ 8.9	14,325	10.0	5,692	△ 1.8	361,609	324,255	329,518
2024 1	18,556	2.9	7,526	△ 11.6	12,395	12.9	4,113	1.0	297,375	286,905	289,467
2	17,811	7.0	6,883	△ 6.0	12,257	16.2	4,069	2.9	320,051	279,597	279,868
3	19,667	1.1	9,241	3.2	13,341	9.9	4,941	1.8	291,396	304,837	318,713
4	19,711	2.4	7,202	△ 0.8	13,332	11.5	5,370	2.2	357,201	302,614	313,300
5	20,188	3.0	7,017	0.9	13,672	12.1	5,432	3.1	309,675	285,748	290,328
6	19,850	3.0	8,175	13.9	13,909	11.9	5,211	7.2	265,875	277,085	280,888
7	21,238	1.4	9,102	3.0	14,503	7.7	5,227	△ 0.9	280,136	284,663	290,931
8	20,880	1.0	7,758	7.0	14,527	11.1	5,285	9.5	281,095	277,641	297,487
9	19,554	0.4	7,499	△ 2.6	13,393	6.7	4,624	2.4	269,767	279,763	287,963
10	20,837	2.9	6,501	△ 4.6	13,825	6.8	4,856	△ 0.7	294,569	284,466	305,819
11	19,796	1.9	7,404	△ 3.3	13,865	8.8	5,096	5.4	273,874	290,870	295,518
12	20,981	3.1	9,905	5.3	15,929	11.2	5,981	5.1	305,077	336,114	352,633
2025 1	19,256	3.8	7,910	5.1	13,635	10.0	4,291	4.3	293,043	301,610	305,521
2	17,811	0.0	7,081	2.9	13,026	6.3	4,033	△ 0.9	303,277	289,819	290,511
3	20,302	3.2	9,803	6.1	14,783	10.8	5,084	2.9	333,634	330,691	339,232
4	20,445	3.7	7,342	1.9	14,597	9.5	5,492	2.3	322,491	315,423	325,717
5	21,101	4.5	7,314	4.2	14,770	8.0	5,541	2.0	285,735	318,258	316,085
6	20,702	4.3	8,353	2.2	14,916	7.2	5,290	1.5	304,522	296,495	295,419
7	22,049	3.8	8,647	△ 5.0	15,271	5.3	5,398	3.3	274,123	290,232	305,694
8	21,373	2.4	8,105	4.5	15,031	3.5	5,151	△ 2.5	274,643	288,533	313,977
9	20,194	3.3	7,918	5.6	14,180	5.9	4,668	1.0	292,361	294,087	303,214
10	21,450	2.9	7,270	11.8	14,761	6.8	4,938	1.7	302,354	294,114	306,872
11	20,584	4.0	8,057	8.8	14,885	7.4	5,243	2.9	319,383	293,710	314,242
12	21,341	1.7	9,782	△ 1.2	16,269	2.1	5,857	△ 2.1	310,576	337,741	351,522
2026 1	19,663	2.1	8,586	8.5	14,290	4.8	4,381	2.1	300,309	309,074	307,584
2	18,259	2.5	7,446	5.2	13,816	6.1	4,101	1.7	258,839	282,705	289,391
3	20,759	2.3	10,123	3.3	15,749	6.5	5,220	2.7	299,381	321,792	334,701

注：家計調査の特性上、京都市においては調査世帯数が少ないため、変動幅が大きいことに留意。

資料出所 経済産業省(商業動態統計)、総務省(家計調査)

各販売別対前年同月増減率の推移(京都府)

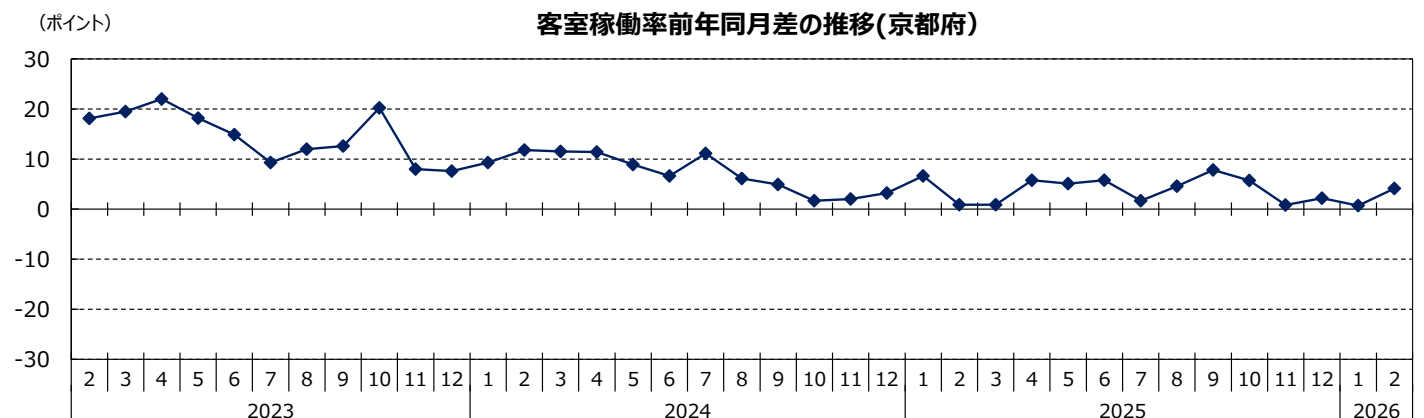


観光

年次 年月	客室稼働率				定員稼働率			
	京都府		全国		京都府		全国	
	客室稼働率	前年（同月）差	客室稼働率	前年（同月）差	定員稼働率	前年（同月）差	定員稼働率	前年（同月）差
	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
2023	55.1	14.0	57.0	10.4	39.5	12.5	37.5	8.0
2024	62.8	7.7	59.6	2.6	44.5	5.0	39.0	1.5
2025	66.7	3.9	61.8	2.2	45.6	1.1	40.8	1.8
2023 2	42.3	18.1	53.0	19.0	28.6	14.7	33.9	14.3
3	54.4	19.5	56.8	15.8	39.6	16.8	37.7	11.9
4	57.9	22.0	55.0	11.6	41.2	19.1	34.9	8.7
5	57.5	18.2	56.1	11.1	41.4	15.1	36.9	8.4
6	53.8	14.9	55.3	10.1	37.9	13.0	35.0	7.6
7	49.1	9.3	57.9	10.2	36.3	10.6	39.0	8.3
8	52.8	12.0	62.6	11.6	40.4	13.1	45.8	9.6
9	57.8	12.6	59.7	10.2	40.6	11.0	38.6	7.4
10	68.8	20.2	61.9	7.6	47.2	14.9	40.0	6.2
11	71.5	8.0	63.0	5.4	51.8	8.3	40.6	4.2
12	61.5	7.6	57.2	2.3	42.7	4.5	37.9	1.9
2024 1	46.0	9.3	50.2	4.2	31.3	5.2	32.4	2.6
2	54.1	11.8	57.2	4.2	35.8	7.2	36.6	2.7
3	65.9	11.5	59.0	2.2	45.8	6.2	39.0	1.3
4	69.3	11.4	58.7	3.7	49.2	8.0	37.7	2.8
5	66.4	8.9	58.4	2.3	49.9	8.5	38.1	1.2
6	60.4	6.6	57.3	2.0	44.0	6.1	36.5	1.5
7	60.2	11.1	60.2	2.3	41.8	5.5	39.9	0.9
8	58.9	6.1	63.0	0.4	44.1	3.7	45.7	△ 0.1
9	62.7	4.9	61.0	1.3	43.7	3.1	39.1	0.5
10	70.5	1.7	64.6	2.7	50.0	2.8	41.2	1.2
11	73.5	2.0	64.7	1.7	52.0	0.2	41.3	0.7
12	64.7	3.2	58.7	1.5	46.0	3.3	38.3	0.4
2025 1	p 52.6	p 6.6	p 54.6	p 4.4	p 36.6	p 5.3	p 36.3	p 3.9
2	p 55.0	p 0.9	p 60.2	p 3.0	p 37.2	p 1.4	p 39.4	p 2.8
3	p 66.8	p 0.9	p 61.3	p 2.3	p 45.1	△ 0.7	p 41.3	p 2.3
4	p 75.1	p 5.8	p 61.6	p 2.9	p 52.4	p 3.2	p 39.9	p 2.2
5	p 71.5	p 5.1	p 61.8	p 3.4	p 50.3	p 0.4	p 40.9	p 2.8
6	p 66.2	p 5.8	p 59.0	p 1.7	p 45.3	p 1.3	p 37.8	p 1.3
7	p 61.9	p 1.7	p 61.4	p 1.2	p 42.4	p 0.6	p 40.9	p 1.0
8	p 63.5	p 4.6	p 65.9	p 2.9	p 45.2	p 1.1	p 48.2	p 2.5
9	p 70.5	p 7.8	p 63.2	p 2.2	p 46.1	p 2.4	p 40.6	p 1.5
10	p 76.2	p 5.7	p 67.1	p 2.5	p 51.2	p 1.2	p 42.8	p 1.6
11	p 74.3	p 0.8	p 65.7	p 1.0	p 49.9	△ 2.1	p 42.1	p 0.8
12	p 66.9	p 2.2	p 59.7	p 1.0	p 45.2	△ 0.8	p 38.9	p 0.6
2026 1	p 53.3	p 0.7	p 52.7	△ 1.9	p 34.8	△ 1.8	p 33.3	△ 3.0
2	p 59.1	p 4.1	p 59.6	△ 0.6	p 38.0	p 0.8	p 38.6	△ 0.8

注：pは速報値。

資料出所 宿泊旅行統計調査（観光庁）



労働

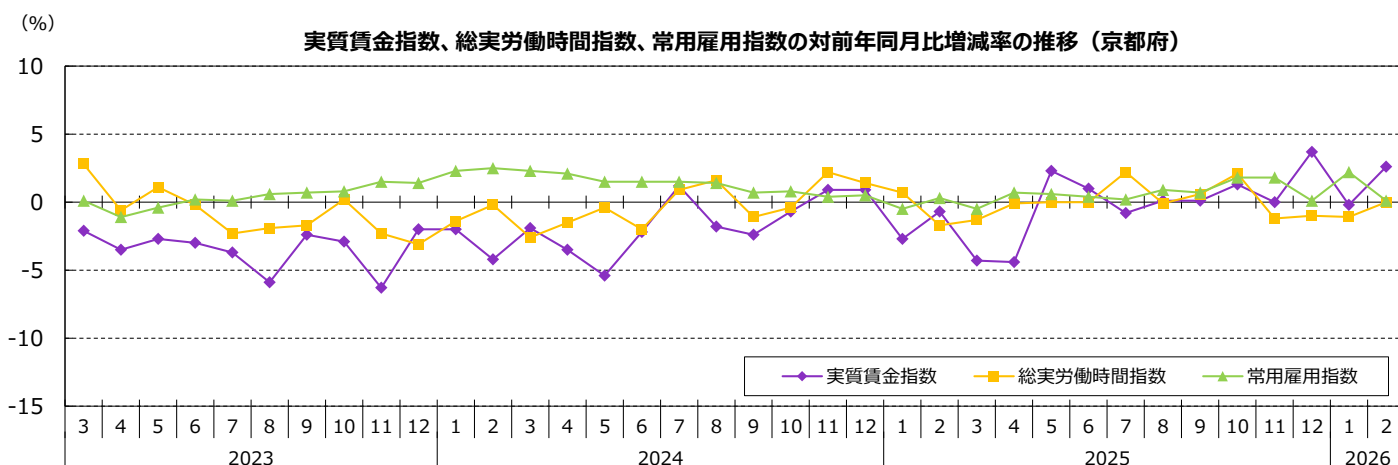
2020年＝100

年次 年月	毎月勤労統計（事業所規模：5人以上）											
	京都府						全国					
	実質賃金指数		総実労働時間指数		常用雇用指数		実質賃金指数		総実労働時間指数		常用雇用指数	
	指数	前年 (同月)比	指数	前年 (同月)比	指数	前年 (同月)比	指数	前年 (同月)比	指数	前年 (同月)比	指数	前年 (同月)比
2023	99.0	△ 3.6	102.7	△ 0.6	101.9	0.3	97.1	△ 2.5	100.9	0.1	103.1	1.9
2024	100.5	△ 1.6	103.9	△ 0.3	103.4	1.5	99.3	△ 0.3	101.4	△ 1.0	104.3	1.2
2025	100.5	0.0	103.9	0.0	103.9	0.5	98.0	△ 1.3	100.0	△ 1.4	105.9	1.5
2023 3	88.8	△ 2.1	104.1	2.8	100.6	0.1	87.4	△ 2.3	102.1	0.9	101.3	1.7
4	88.6	△ 3.5	107.5	△ 0.6	100.7	△ 1.1	84.3	△ 3.2	104.2	△ 0.5	102.7	1.8
5	86.0	△ 2.7	102.1	1.1	101.7	△ 0.4	84.4	△ 0.9	98.9	2.0	103.0	1.8
6	140.6	△ 3.0	107.7	△ 0.2	102.2	0.2	136.8	△ 1.6	105.4	0.1	103.5	1.8
7	109.0	△ 3.7	104.2	△ 2.3	102.2	0.1	111.9	△ 2.7	102.6	△ 1.0	103.7	1.8
8	85.4	△ 5.9	97.9	△ 1.9	101.9	0.6	82.7	△ 2.8	97.6	△ 0.3	103.6	1.8
9	82.4	△ 2.4	101.8	△ 1.7	102.4	0.7	81.3	△ 2.9	101.0	△ 0.6	103.7	1.9
10	81.6	△ 2.9	103.2	0.2	102.5	0.8	80.9	△ 2.3	102.4	0.8	103.9	1.9
11	85.9	△ 6.3	103.3	△ 2.3	103.1	1.5	84.3	△ 2.5	102.4	△ 0.3	104.2	2.1
12	167.6	△ 2.0	101.5	△ 3.1	103.4	1.4	166.5	△ 2.1	100.7	△ 0.9	104.3	2.0
2024 1	87.4	△ 2.0	97.2	△ 1.4	103.5	2.3	83.5	△ 1.1	95.3	△ 0.9	103.2	1.2
2	82.7	△ 4.2	102.8	△ 0.2	103.6	2.5	81.7	△ 1.8	99.6	△ 0.5	103.1	1.3
3	89.2	△ 1.9	102.8	△ 2.6	102.9	2.3	87.5	△ 2.1	100.9	△ 2.6	102.7	1.4
4	87.8	△ 3.5	107.5	△ 1.5	102.8	2.1	85.2	△ 1.2	104.7	△ 0.9	103.9	1.2
5	83.3	△ 5.4	103.2	△ 0.4	103.2	1.5	85.3	△ 1.3	101.3	1.0	104.3	1.3
6	143.5	△ 2.2	107.0	△ 2.0	103.7	1.5	143.0	1.1	103.7	△ 3.1	104.6	1.1
7	114.0	1.2	106.8	0.9	103.7	1.5	115.0	0.3	104.7	0.6	104.9	1.2
8	86.1	△ 1.8	101.1	1.6	103.3	1.4	83.9	△ 0.8	97.9	△ 1.1	104.8	1.2
9	82.5	△ 2.4	102.2	△ 1.1	103.1	0.7	83.0	△ 0.4	99.7	△ 2.7	104.7	1.0
10	83.2	△ 0.7	104.5	△ 0.4	103.3	0.8	82.6	△ 0.4	103.6	△ 0.4	104.9	1.0
11	89.2	0.9	107.4	2.2	103.5	0.4	86.7	0.5	103.8	△ 0.3	105.1	0.9
12	176.0	0.9	104.5	1.4	103.9	0.5	172.4	0.3	101.2	△ 1.1	105.2	0.9
2025 1	85.0	△ 2.7	97.9	0.7	103.0	△ 0.5	81.2	△ 2.8	95.1	△ 0.2	105.0	1.7
2	82.1	△ 0.7	101.1	△ 1.7	103.9	0.3	80.5	△ 1.5	96.8	△ 2.8	104.8	1.6
3	85.4	△ 4.3	101.5	△ 1.3	102.4	△ 0.5	85.9	△ 1.8	98.2	△ 2.7	104.4	1.7
4	83.9	△ 4.4	107.4	△ 0.1	103.5	0.7	83.5	△ 2.0	103.3	△ 1.3	105.7	1.7
5	85.2	2.3	103.2	0.0	103.8	0.6	83.1	△ 2.6	99.6	△ 1.7	106.1	1.7
6	144.9	1.0	107.0	0.0	104.1	0.4	141.9	△ 0.8	103.3	△ 0.4	106.2	1.5
7	113.1	△ 0.8	109.1	2.2	103.9	0.2	114.8	△ 0.2	105.0	0.3	106.4	1.4
8	86.2	0.1	101.0	△ 0.1	104.2	0.9	82.5	△ 1.7	95.6	△ 2.3	106.2	1.3
9	82.6	0.1	102.8	0.6	103.8	0.7	81.9	△ 1.3	99.6	△ 0.1	106.1	1.3
10	84.3	1.3	106.7	2.1	105.2	1.8	81.9	△ 0.8	103.8	0.2	106.3	1.3
11	89.2	0.0	106.1	△ 1.2	105.4	1.8	85.3	△ 1.6	99.8	△ 3.9	106.5	1.3
12	182.5	3.7	103.5	△ 1.0	104.0	0.1	172.2	△ 0.1	99.6	△ 1.6	106.6	1.3
2026 1	84.8	△ 0.2	96.8	△ 1.1	105.3	2.2	81.8	0.7	95.0	△ 0.1	106.3	1.2
2	84.2	2.6	100.3	△ 0.8	104.0	0.1	82.1	2.0	95.8	△ 1.0	106.2	1.3

注1：従業員5人以上の事業所規模。

注2：2024年1月値公表時に母集団労働者数の更新作業（ベンチマーク更新）が行われ、2024年（1月分以降）の賃金及び労働時間の前年（同月）比については、2023年1月にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

資料出所 府企画統計課、厚生労働省



雇 用

年度 年月	有効求人倍率（パートタイムを含む 季節調整値）							
	京都府				全国			
	有 効 求人倍率	前月差	前年 (同月) 差	正 社 員 有 効 求 人 倍 率 (原 数 値)	有 効 求人倍率	前月差	前年 (同月) 差	正 社 員 有 効 求 人 倍 率 (原 数 値)
2023	1.21	-	△ 0.01	0.95	1.29	-	△ 0.02	1.02
2024	1.23	-	0.02	1.00	1.25	-	△ 0.04	1.02
2025	1.25	-	0.02	1.03	1.20	-	△ 0.05	1.01
2023 4	1.22	0.01	0.06	0.93	1.32	0.00	0.07	0.98
5	1.23	0.01	0.06	0.91	1.31	△ 0.01	0.06	0.96
6	1.23	0.00	0.03	0.91	1.31	0.00	0.04	0.99
7	1.21	△ 0.02	0.01	0.93	1.30	△ 0.01	0.00	1.01
8	1.22	0.01	0.01	0.94	1.30	0.00	△ 0.01	1.01
9	1.22	0.00	0.01	0.95	1.30	0.00	△ 0.03	1.02
10	1.23	0.01	△ 0.01	0.95	1.30	0.00	△ 0.04	1.02
11	1.20	△ 0.03	△ 0.07	0.97	1.28	△ 0.02	△ 0.08	1.04
12	1.17	△ 0.03	△ 0.10	0.99	1.27	△ 0.01	△ 0.08	1.08
2024 1	1.18	0.01	△ 0.08	1.01	1.26	△ 0.01	△ 0.09	1.05
2	1.19	0.01	△ 0.06	0.98	1.26	0.00	△ 0.07	1.04
3	1.20	0.01	△ 0.01	0.97	1.26	0.00	△ 0.06	1.01
4	1.20	0.00	△ 0.02	0.91	1.25	△ 0.01	△ 0.06	0.96
5	1.19	△ 0.01	△ 0.03	0.88	1.24	△ 0.01	△ 0.07	0.94
6	1.18	△ 0.01	△ 0.04	0.89	1.24	0.00	△ 0.07	0.96
7	1.20	0.02	△ 0.01	0.92	1.24	0.00	△ 0.06	0.99
8	1.21	0.01	△ 0.01	0.95	1.24	0.00	△ 0.05	1.00
9	1.24	0.03	0.01	0.98	1.25	0.01	△ 0.05	1.01
10	1.27	0.03	0.03	1.02	1.26	0.01	△ 0.04	1.03
11	1.26	△ 0.01	0.07	1.07	1.26	0.00	△ 0.02	1.06
12	1.27	0.01	0.09	1.12	1.25	△ 0.01	△ 0.02	1.11
2025 1	1.25	△ 0.02	0.08	1.11	1.25	0.00	△ 0.01	1.08
2	1.25	0.00	0.07	1.11	1.25	0.00	△ 0.02	1.07
3	1.28	0.03	0.09	1.09	1.25	0.00	△ 0.01	1.05
4	1.28	0.00	0.08	1.01	1.25	0.00	0.00	0.99
5	1.28	0.00	0.08	0.99	1.23	△ 0.02	0.00	0.98
6	1.27	△ 0.01	0.08	1.00	1.22	△ 0.01	△ 0.02	0.98
7	1.28	0.01	0.07	1.03	1.22	0.00	△ 0.02	1.00
8	1.26	△ 0.02	0.04	1.02	1.21	△ 0.01	△ 0.05	0.99
9	1.25	△ 0.01	0.02	1.02	1.20	△ 0.01	△ 0.04	1.00
10	1.24	△ 0.01	△ 0.03	1.02	1.19	△ 0.01	△ 0.07	1.00
11	1.24	0.00	△ 0.04	1.03	1.19	0.00	△ 0.07	1.02
12	1.25	0.01	△ 0.02	1.11	1.20	0.01	△ 0.07	1.06
2026 1	1.21	△ 0.04	△ 0.04	1.07	1.18	△ 0.02	△ 0.07	1.04
2	1.22	0.01	△ 0.03	1.06	1.19	0.01	△ 0.06	1.02
3	1.21	△ 0.01	△ 0.07	1.02	1.18	△ 0.01	△ 0.07	0.99

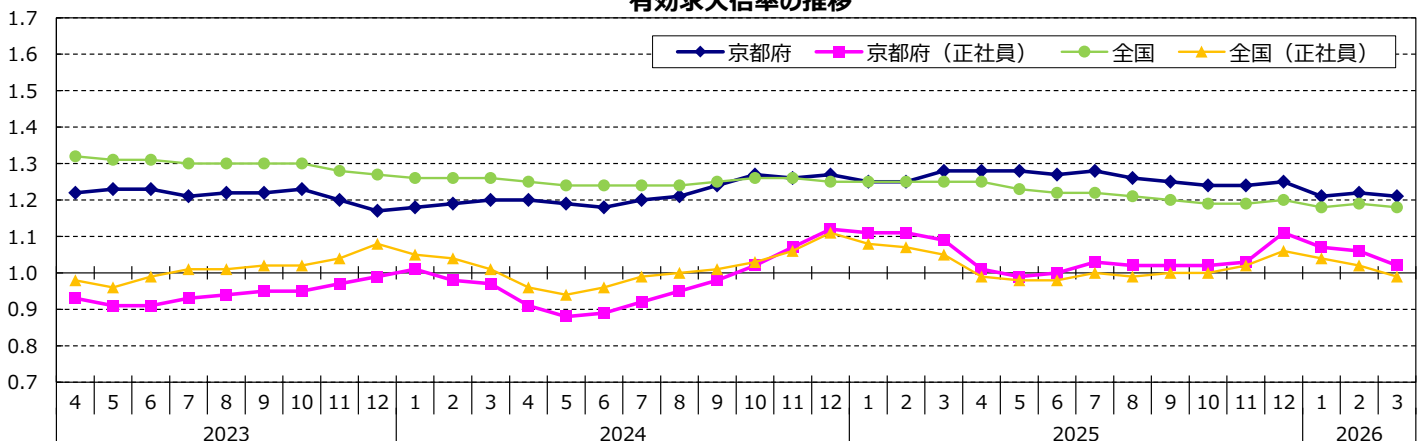
注1：年度数値は年度間平均で原数値。

注2：毎年1月結果公表頃に、季節調整替に伴い有効求人倍率及び前月差は過去に遡って改訂している。

注3：前年（同月）差は原数値。

資料出所 厚生労働省、厚生労働省京都労働局

有効求人倍率の推移

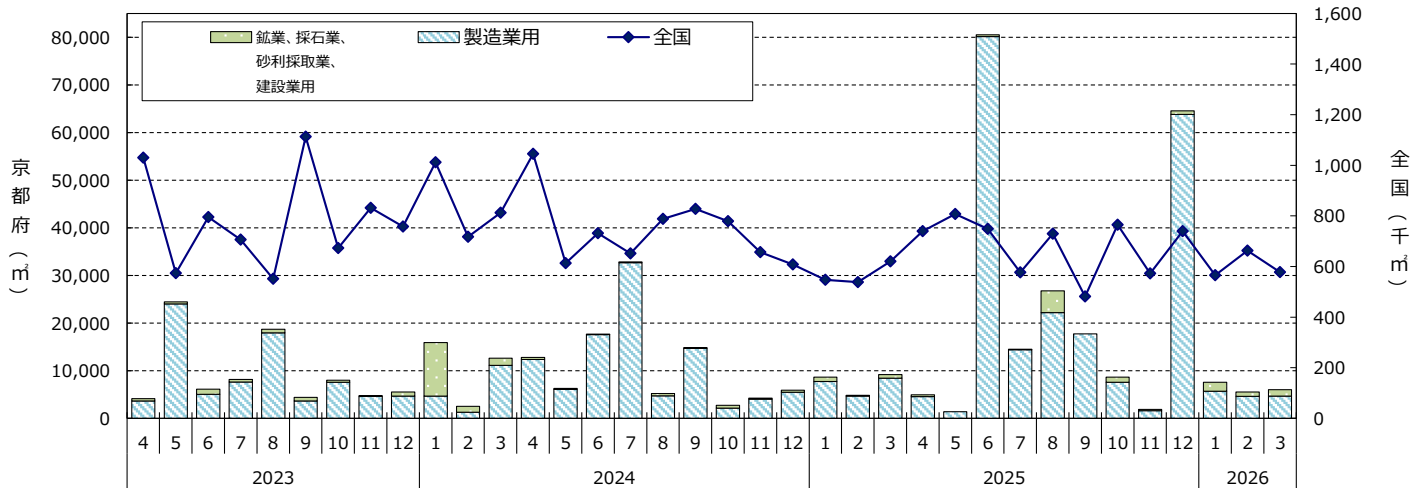


設備投資

年度 年月	着工建築物床面積							
	京都府				全国			
	合計床面積	鉱業、採石業、 砂利採取業、 建設業用	製造業用	前年 (同月) 比	合計床面積	鉱業、採石業、 砂利採取業、 建設業用	製造業用	前年 (同月) 比
	m ²	m ²	m ²	%	m ²	m ²	m ²	%
2023	115,251	19,338	95,913	65.8	9,572,853	950,451	8,622,402	87.7
2024	125,155	4,610	120,545	108.6	8,405,826	801,657	7,604,169	87.8
2025	239,943	11,557	228,386	191.7	7,965,052	645,635	7,319,417	94.8
2023 4	4,122	455	3,667	23.1	1,029,719	102,159	927,560	84.7
5	24,445	448	23,997	262.0	573,245	116,395	456,850	55.9
6	6,107	1,075	5,032	73.6	794,952	81,711	713,241	62.8
7	8,186	583	7,603	46.7	706,262	65,862	640,400	81.8
8	18,720	746	17,974	70.9	551,697	97,272	454,425	60.2
9	4,411	752	3,659	67.3	1,112,840	78,677	1,034,163	127.2
10	7,990	433	7,557	37.7	672,810	66,124	606,686	75.5
11	4,739	78	4,661	16.5	831,400	65,114	766,286	116.2
12	5,518	845	4,673	50.7	758,141	52,853	705,288	84.2
2024 1	15,881	11,229	4,652	148.5	1,011,996	72,578	939,418	139.7
2	2,500	1,200	1,300	23.1	717,290	78,598	638,692	88.5
3	12,632	1,494	11,138	187.3	812,501	73,108	739,393	113.8
4	12,765	397	12,368	309.7	1,044,764	79,287	965,477	101.2
5	6,304	260	6,044	25.8	612,927	62,506	550,421	106.8
6	17,698	112	17,586	289.8	731,251	79,840	651,411	92.0
7	32,846	190	32,656	401.2	651,839	67,478	584,361	92.3
8	5,182	470	4,712	27.7	788,132	81,796	706,336	142.9
9	14,839	134	14,705	336.4	827,625	68,280	759,345	74.3
10	2,720	565	2,155	34.0	778,895	67,827	711,068	115.6
11	4,216	193	4,023	89.0	656,370	52,901	603,469	78.9
12	5,926	470	5,456	107.4	608,189	68,546	539,643	80.2
2025 1	8,622	877	7,745	54.3	547,083	48,905	498,178	54.1
2	4,837	188	4,649	193.5	538,042	48,947	489,095	75.0
3	9,200	754	8,446	72.8	620,709	75,344	545,365	76.4
4	4,956	376	4,580	38.8	739,216	49,809	689,407	70.8
5	1,379	0	1,379	21.9	807,182	43,842	763,340	131.7
6	80,547	376	80,171	455.1	749,095	47,013	702,082	102.4
7	14,487	77	14,410	44.1	577,081	63,345	513,736	88.5
8	26,756	4,555	22,201	516.3	729,375	98,852	630,523	92.5
9	17,718	0	17,718	119.4	481,425	43,404	438,021	58.2
10	8,625	1,038	7,587	317.1	764,982	55,953	709,029	98.2
11	1,852	274	1,578	43.9	572,223	49,516	522,707	87.2
12	64,545	748	63,797	1,089.2	739,219	50,134	689,085	121.5
2026 1	7,553	1,881	5,672	87.6	565,534	59,880	505,654	103.4
2	5,532	918	4,614	114.4	662,432	34,804	627,628	123.1
3	5,993	1,314	4,679	65.1	577,288	49,083	528,205	93.0

資料出所 国土交通省（建築動態統計）

着工建築物床面積の推移

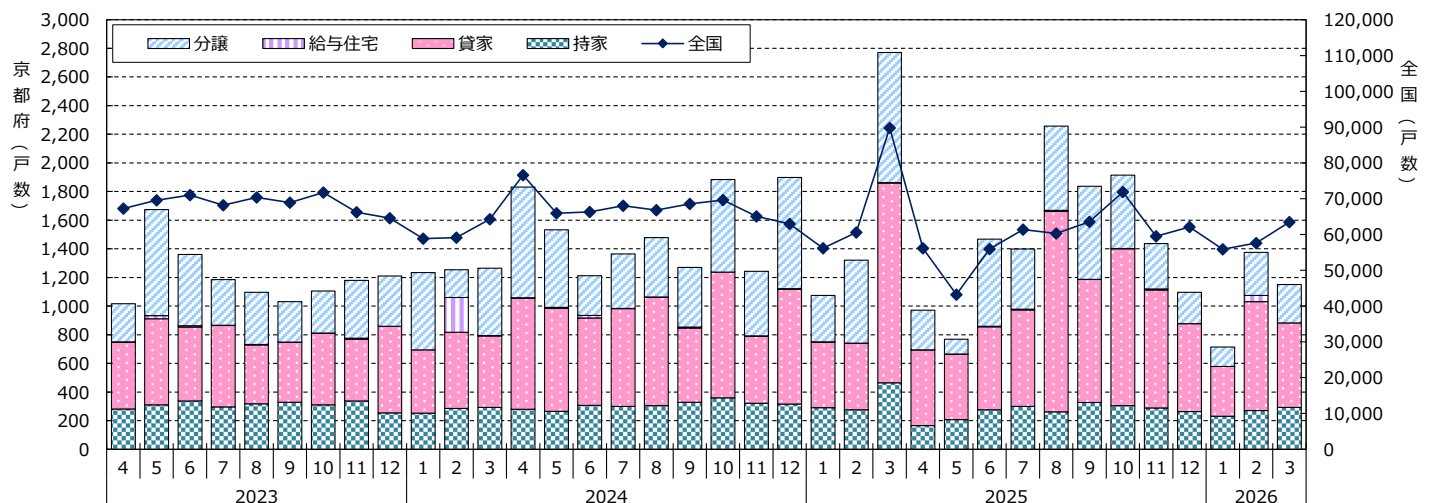


住宅投資

年度 年月	着工新設住宅戸数							
	京都府						全国	
	合計戸数	持家	貸家	給与住宅	分譲	前年 (同月) 比	合計戸数	前年 (同月) 比
2023	14,611	3,602	5,995	293	4,721	92.8	800,226	93.0
2024	18,880	3,816	8,525	53	6,486	129.2	816,388	102.0
2025	16,386	3,187	8,732	69	4,398	86.8	711,171	87.1
2023 4	1,016	282	465	4	265	62.5	67,250	88.1
5	1,674	310	602	22	740	140.8	69,561	103.5
6	1,360	337	516	9	498	97.9	71,015	95.2
7	1,185	296	569	1	319	85.1	68,151	93.3
8	1,096	318	411	3	364	72.0	70,389	90.6
9	1,032	328	419	1	284	81.3	68,941	93.2
10	1,106	310	501	2	293	82.6	71,769	93.7
11	1,180	337	431	7	405	110.6	66,238	91.5
12	1,210	254	606	0	350	116.1	64,586	96.0
2024 1	1,234	252	443	0	539	82.3	58,849	92.5
2	1,254	286	531	243	194	101.5	59,169	91.8
3	1,264	292	501	1	470	107.9	64,308	87.2
4	1,831	279	777	2	773	180.2	76,582	113.9
5	1,533	266	719	7	541	91.6	65,923	94.8
6	1,212	307	611	17	277	89.1	66,287	93.3
7	1,364	300	682	3	379	115.1	68,021	99.8
8	1,479	306	757	1	415	134.9	66,823	94.9
9	1,270	329	518	6	417	123.1	68,554	99.4
10	1,883	359	878	0	646	170.3	69,670	97.1
11	1,243	322	466	5	450	105.3	65,052	98.2
12	1,898	316	801	5	776	156.9	62,957	97.5
2025 1	1,075	290	458	3	324	87.1	56,134	95.4
2	1,321	277	462	2	580	105.3	60,583	102.4
3	2,771	465	1,396	2	908	219.2	89,802	139.6
4	972	165	529	1	277	53.1	56,188	73.4
5	768	208	457	1	102	50.1	43,237	65.6
6	1,467	276	580	3	608	121.0	55,956	84.4
7	1,399	299	675	4	421	102.6	61,409	90.3
8	2,257	262	1,400	7	588	152.6	60,275	90.2
9	1,836	327	859	1	649	144.6	63,570	92.7
10	1,914	305	1,095	2	512	101.6	71,871	103.2
11	1,436	288	825	6	317	115.5	59,524	91.5
12	1,096	263	615	0	218	57.7	62,118	98.7
2026 1	715	231	347	1	136	66.5	55,898	99.6
2	1,375	271	760	43	301	104.1	57,630	95.1
3	1,151	292	590	0	269	41.5	63,495	70.7

資料出所 国土交通省（建築動態統計）

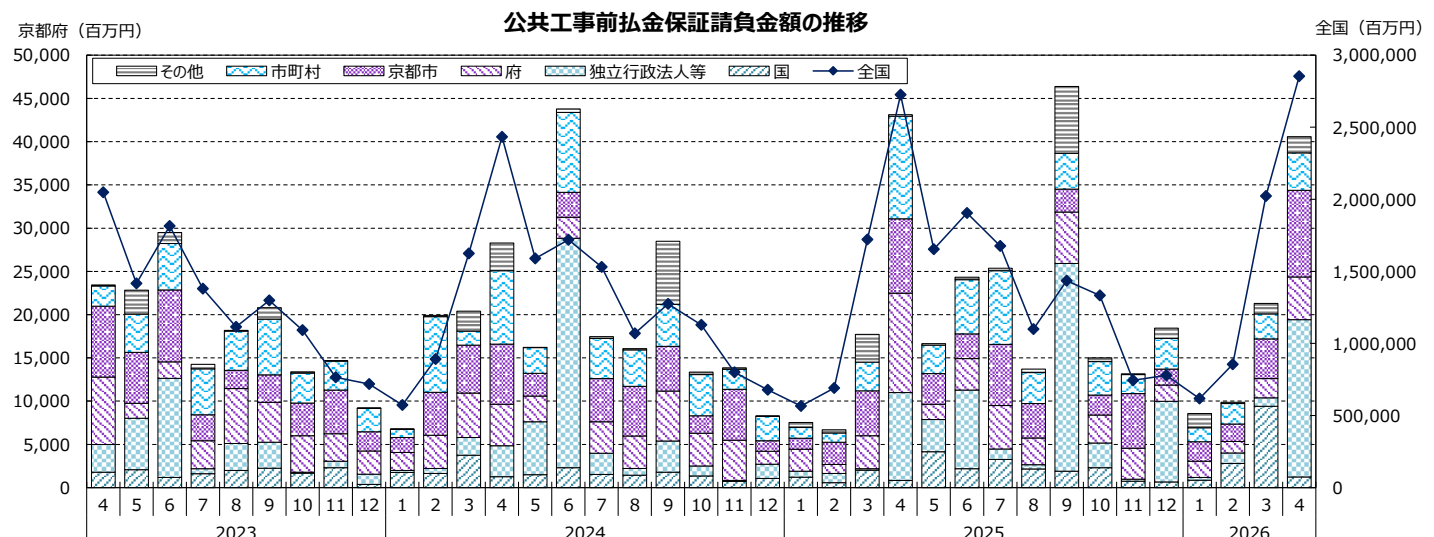
着工新設住宅戸数の推移



公共投資

年度 年月	公共工事前払金保証請負金額									
	京都府								全国	
	合計金額	国	独立行政 法人等	府	京都市	市町村	その他	前年 (同月) 比	金 額	前年 (同月) 比
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	百万円	%
2023	213,333	...	...	...	...	...	...	104.6	14,740,516	105.3
2024	217,789	...	...	...	...	...	...	102.1	15,205,442	103.2
2025	255,920	...	...	...	...	...	...	117.5	16,849,502	110.8
2023 4	23,428	1,779	3,213	7,787	8,188	2,366	91	63.4	2,048,049	101.9
5	22,822	2,087	5,934	1,735	5,871	4,439	2,753	110.3	1,416,265	111.8
6	29,486	1,190	11,437	1,918	8,299	5,373	1,265	99.9	1,815,087	109.9
7	14,251	1,612	582	3,229	3,015	5,297	513	107.0	1,380,246	106.8
8	18,183	1,998	3,095	6,368	2,111	4,534	74	124.2	1,114,660	96.4
9	20,808	2,246	2,996	4,617	3,198	6,437	1,311	125.4	1,299,488	100.1
10	13,387	1,666	115	4,228	3,764	3,470	142	77.1	1,093,324	103.6
11	14,700	2,303	741	3,196	5,054	3,341	62	226.6	764,701	109.9
12	9,183	378	1,168	2,705	2,200	2,713	17	56.9	719,316	114.5
2024 1	6,780	1,751	236	2,082	1,720	951	38	104.7	573,389	112.7
2	19,909	1,637	576	3,831	4,977	8,747	139	233.7	891,734	99.3
3	20,392	3,761	2,025	5,157	5,532	1,625	2,290	118.1	1,624,252	106.2
4	28,287	1,274	3,568	4,781	6,983	8,466	3,212	120.7	2,432,416	118.8
5	16,228	1,507	6,103	2,984	2,609	2,986	36	71.1	1,590,089	112.3
6	43,778	2,317	26,512	2,440	2,876	9,224	406	148.5	1,719,749	94.7
7	17,459	1,520	2,447	3,662	4,987	4,643	197	122.5	1,530,675	110.9
8	16,072	1,432	798	3,754	5,724	4,233	130	88.4	1,070,639	96.1
9	28,488	1,785	3,623	5,761	5,175	4,839	7,302	136.9	1,275,170	98.1
10	13,355	1,347	1,170	3,774	2,024	4,743	294	99.8	1,128,810	103.2
11	13,861	718	123	4,648	5,876	2,304	189	94.3	799,904	104.6
12	8,292	1,073	1,630	1,510	1,197	2,844	36	90.3	678,485	94.3
2025 1	7,528	1,219	668	2,560	1,275	1,217	586	111.0	566,185	98.7
2	6,709	564	1,078	1,041	2,575	1,071	378	33.7	691,353	77.5
3	17,725	2,029	173	3,794	5,188	3,325	3,214	86.9	1,721,962	106.0
4	43,111	836	10,161	11,479	8,609	11,860	162	152.4	2,725,431	112.0
5	16,656	4,164	3,702	1,771	3,557	3,291	169	102.6	1,654,068	104.0
6	24,317	2,180	9,111	3,635	2,850	6,261	278	55.5	1,905,549	110.8
7	25,374	3,253	1,215	5,017	7,068	8,523	295	145.3	1,676,497	109.5
8	13,713	2,147	517	3,078	3,989	3,561	418	85.3	1,099,597	102.7
9	46,397	1,897	24,025	5,934	2,649	4,153	7,737	162.9	1,434,784	112.5
10	15,005	2,292	2,878	3,240	2,293	3,878	423	112.4	1,332,735	118.1
11	13,159	747	232	3,588	6,309	2,186	94	94.9	745,187	93.2
12	18,432	654	9,339	1,872	1,837	3,554	1,174	222.3	779,913	114.9
2026 1	8,581	856	327	1,886	2,244	1,618	1,648	114.0	617,973	109.1
2	9,868	2,800	1,218	1,319	2,024	2,356	149	147.1	854,666	123.6
3	21,300	9,410	985	2,226	4,578	2,887	1,211	120.2	2,023,098	117.5
4	40,589	1,248	18,187	4,936	10,010	4,324	1,881	94.1	2,854,075	104.7

注：当月の公表値については、百万円未満切り捨てのため、年度合計と合わない。

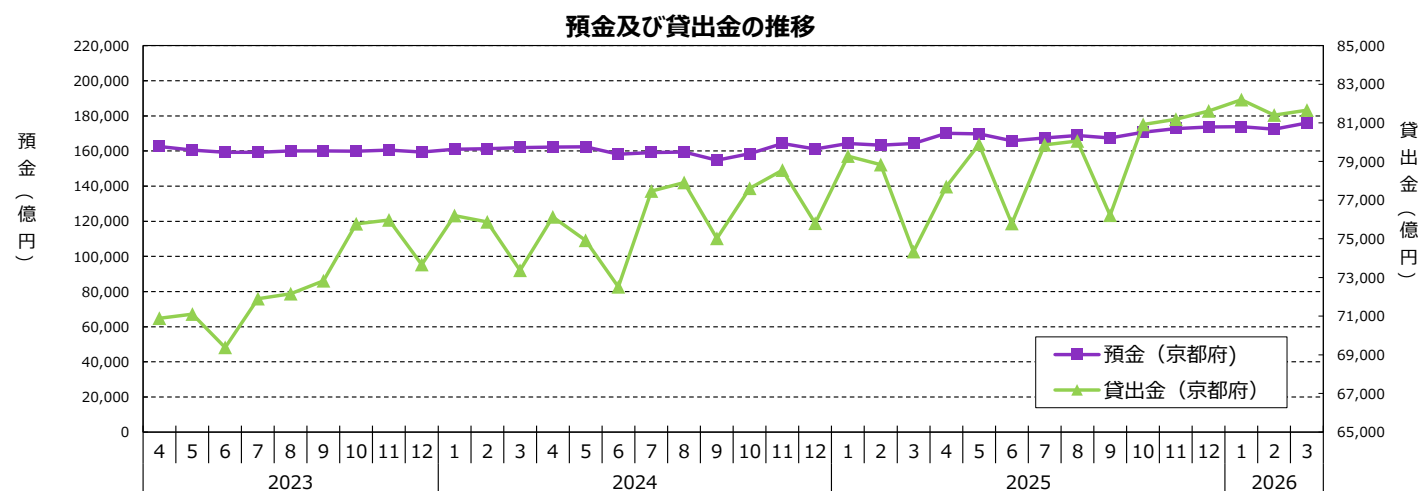


金融

年次 年月	預金				貸出金			
	京都府		全国		京都府		全国	
	金額	前年 (同月) 比	金額	前年 (同月) 比	金額	前年 (同月) 比	金額	前年 (同月) 比
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
2023	159,364	2.1	9,653,505	3.6	73,661	7.8	5,879,522	4.0
2024	161,154	1.1	9,869,465	2.2	75,804	2.9	6,124,681	4.2
2025	173,698	7.8	10,055,128	1.9	81,607	7.7	6,452,218	5.3
2023 4	162,560	0.9	9,648,009	4.0	70,889	3.8	5,711,015	4.4
5	160,552	0.1	9,671,513	3.9	71,098	4.2	5,715,951	4.2
6	159,265	1.9	9,620,064	3.8	69,373	5.0	5,733,576	3.9
7	159,202	0.8	9,646,290	4.0	71,906	6.3	5,747,857	3.9
8	160,045	2.1	9,657,192	4.0	72,150	3.8	5,761,415	3.9
9	159,983	2.8	9,588,195	3.9	72,830	7.5	5,796,715	3.8
10	159,836	1.8	9,634,096	3.5	75,775	9.5	5,800,887	3.6
11	160,431	1.5	9,733,065	3.5	75,979	9.8	5,836,820	4.0
12	159,364	2.1	9,653,505	3.6	73,661	7.8	5,879,522	4.0
2024 1	160,999	3.3	9,702,148	3.4	76,202	8.0	5,887,427	4.2
2	161,203	2.6	9,724,586	3.4	75,872	7.9	5,906,379	4.2
3	161,875	1.9	9,874,290	3.2	73,361	6.8	5,960,061	4.5
4	162,258	△ 0.2	9,934,284	3.0	76,127	7.4	5,962,890	4.4
5	162,303	1.1	9,906,369	2.4	74,925	5.4	5,971,657	4.5
6	158,138	△ 0.7	9,880,299	2.7	72,518	4.5	6,004,258	4.7
7	159,043	△ 0.1	9,873,441	2.4	77,462	7.7	6,007,534	4.5
8	159,363	△ 0.4	9,856,578	2.1	77,904	8.0	5,994,010	4.0
9	154,744	△ 3.3	9,801,551	2.2	75,024	3.0	5,995,302	3.4
10	158,497	△ 0.8	9,820,536	1.9	77,604	2.4	6,007,134	3.6
11	164,212	2.4	9,886,436	1.6	78,555	3.4	6,058,614	3.8
12	161,154	1.1	9,869,465	2.2	75,804	2.9	6,124,681	4.2
2025 1	164,269	2.0	9,901,711	2.1	79,284	4.0	6,141,106	4.3
2	163,284	1.3	9,883,214	1.6	78,837	3.9	6,139,803	4.0
3	164,314	1.5	9,996,567	1.2	74,331	1.3	6,162,027	3.4
4	169,987	4.8	10,019,172	0.9	77,701	2.1	6,149,831	3.1
5	169,775	4.6	10,060,958	1.6	79,894	6.6	6,168,973	3.3
6	165,824	4.9	10,034,361	1.6	75,785	4.5	6,233,302	3.8
7	167,442	5.3	10,013,921	1.4	79,865	3.1	6,249,769	4.0
8	168,781	5.9	10,045,823	1.9	80,056	2.8	6,271,271	4.6
9	167,341	8.1	10,013,138	2.2	76,214	1.6	6,301,995	5.1
10	170,619	7.6	10,031,787	2.2	80,912	4.3	6,326,912	5.3
11	172,690	5.2	10,139,160	2.6	81,182	3.3	6,376,395	5.2
12	173,698	7.8	10,055,128	1.9	81,607	7.7	6,452,218	5.3
2026 1	173,768	5.8	10,089,584	1.9	82,196	3.7	6,463,856	5.3
2	172,419	5.6	10,139,256	2.6	81,405	3.3	6,491,367	5.7
3	175,940	7.1	10,312,426	3.2	81,661	9.9	6,552,466	6.3

注1：年計は年末残高である。

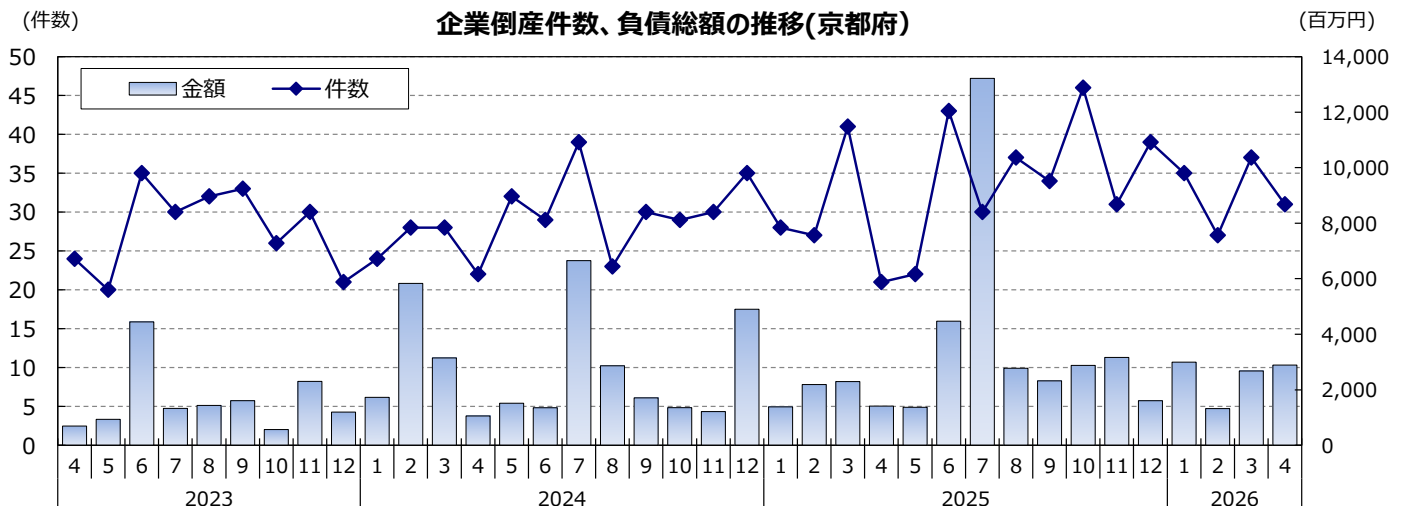
資料出所 日本銀行（都道府県別預金・貸出金）



倒産

年次 年月	企業倒産件数(負債総額1千万円以上)				負債総額(負債総額1千万円以上)			
	京都府		全国		京都府		全国	
	件数	前年 (同月) 比	件数	前年 (同月) 比	金額	前年 (同月) 比	金額	前年 (同月) 比
		%		%	百万円	%	百万円	%
2023	314	132.5	8,690	135.2	20,390	64.3	2,402,645	103.1
2024	349	111.1	10,006	115.1	33,323	163.4	2,343,538	97.5
2025	399	114.3	10,300	102.9	39,083	117.3	1,592,190	67.9
2023 4	24	96.0	610	125.5	693	18.0	203,861	250.9
5	20	87.0	706	134.7	935	81.2	278,734	319.0
6	35	134.6	770	141.0	4,445	214.6	150,947	12.2
7	30	130.4	758	153.4	1,329	70.5	162,137	191.7
8	32	168.4	760	154.5	1,436	43.0	108,377	97.3
9	33	173.7	720	120.2	1,607	68.8	691,942	477.6
10	26	130.0	793	133.1	567	67.3	308,010	354.1
11	30	187.5	807	138.9	2,302	87.0	94,871	82.1
12	21	87.5	810	133.7	1,196	78.3	103,228	130.4
2024 1	24	100.0	701	123.0	1,727	67.9	79,123	140.0
2	28	140.0	712	123.4	5,832	329.9	139,596	144.5
3	28	147.4	906	112.0	3,147	200.7	142,252	96.5
4	22	91.7	783	128.4	1,056	152.4	113,423	55.6
5	32	160.0	1,009	142.9	1,515	162.0	136,769	49.1
6	29	82.9	820	106.5	1,352	30.4	109,879	72.8
7	39	130.0	953	125.7	6,652	500.5	781,206	481.8
8	23	71.9	723	95.1	2,864	199.4	101,370	93.5
9	30	90.9	807	112.1	1,708	106.3	132,754	19.2
10	29	111.5	909	114.6	1,355	239.0	252,913	82.1
11	30	100.0	841	104.2	1,214	52.7	160,223	168.9
12	35	166.7	842	104.0	4,901	409.8	194,030	188.0
2025 1	28	116.7	840	119.8	1,384	80.1	121,449	153.5
2	27	96.4	764	107.3	2,188	37.5	171,277	122.7
3	41	146.4	853	94.2	2,295	72.9	98,586	69.3
4	21	95.5	828	105.7	1,412	133.7	102,802	90.6
5	22	68.8	857	84.9	1,369	90.4	90,389	66.1
6	43	148.3	848	103.4	4,471	330.7	105,703	96.2
7	30	76.9	961	100.8	13,219	198.7	167,035	21.4
8	37	160.9	805	111.3	2,775	96.9	114,373	112.8
9	34	113.3	873	108.2	2,321	135.9	112,470	84.7
10	46	158.6	965	106.2	2,878	212.4	127,521	50.4
11	31	103.3	778	92.5	3,165	260.7	82,403	51.4
12	39	111.4	928	110.2	1,606	32.8	298,182	153.7
2026 1	35	125.0	887	105.6	2,995	216.4	119,815	98.7
2	27	100.0	851	111.4	1,322	60.4	133,160	77.7
3	37	90.2	924	108.3	2,677	116.6	114,862	116.5
4	31	147.6	883	106.6	2,890	204.7	111,896	108.8

資料出所 (株)東京商工リサーチ



用語解説（50音順）

企業倒産件数

（株）東京商工リサーチが公表している指標。倒産した企業のうち負債総額 1 千万円以上の企業を対象としてカウントしている。

季節調整

原系列から、季節変動に伴う要因を取り除くこと。例えば、賞与支給月や年末年始に消費支出が増えるといった季節特有の要因を取り除くということ。

季節調整の手法としては、米国センサス局が開発した「移動平均型季節調整法（X-12-ARIMA）」などがある。この手法は、鉱工業指数、家計調査、有効求人倍率等さまざまな指標で活用されている。

客室稼働率

観光庁が公表している「宿泊旅行統計調査」に掲載されている指標の一つで、ホテルや旅館などの宿泊施設における全客室のうち実際に顧客に利用されている客室の割合を示している。

公共工事前払金保証請負金額

西日本建設業保証（株）が公表している「公共工事前払金保証統計」に掲載されている、公共工事の前払金を保証したものを集計した指標の一つ。公共工事の発注動向を把握することを目的としており、公共工事の発注を概ねカバーしている。

鉱工業生産指数

経済産業省及び京都府が公表している「鉱工業指数」の一つで、鉱工業製品を生産する国内の事業所における生産活動の全体的な水準の推移を示している。

実質賃金指数

厚生労働省及び京都府が公表している「毎月勤労統計調査」に掲載されている指標の一つで、物価の変動を加味した実質的な給与総額を指数化したもの。

消費者物価指数

総務省統計局及び京都府が公表している、消費者が購入する財やサービスなどの物価の動きを把握するための指標。「総合指数」のほか、天候等の要因を受けて価格変動が大きくなる生鮮食品を除いた「生鮮食品を除く総合指数」も公表されている。

常用雇用指数

厚生労働省及び京都府が公表している「毎月勤労統計調査」に掲載されている指標の一つで、雇用者数を指数化したもの。

なお、常用労働者とは「期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者」と、定義されているため、パートタイマーも含まれている。

総実労働時間指数

厚生労働省及び京都府が公表している「毎月勤労統計調査」に掲載されている指標の一つで、所定内労働時間と所定外労働時間の両方を含む労働時間を指数化したもの。

着工建築物床面積

国土交通省が公表している「建築動態統計調査（建築物着工統計）」に掲載されている指標の一つ。建築物の着工状況（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）を建築主、構造、用途等に分類して把握するもの。

当資料では特に、「鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用建築物」及び「製造業用建築物」を掲載している。

着工新設住宅戸数

国土交通省が公表している「建築動態統計調査（住宅着工統計）」に掲載されている指標の一つ。着工建築物のうち、住宅の着工状況（戸数、床面積の合計）を構造、建て方、利用関係、資金等に分類して把握するもの。

定員稼働率

観光庁が公表している「宿泊旅行統計調査」に掲載されている指標の一つで、ホテルや旅館などの宿泊施設における収容定員に対する稼働率を示している。

百貨店・スーパー販売額

経済産業省が公表している「商業動態統計」に掲載されている指標の一つで、百貨店とスーパーの販売活動の動向を明らかにすることを目的としており、供給側（販売者側）から消費動向を把握しようとするもの。なお、需要側（消費者側）から消費動向を把握する統計としては、総務省「家計調査」等がある。

【既存店】

過去1年間に新たに開店、閉店等をした店舗を除いて、当年及び前年とも調査対象となった店舗。既存店ベースは、店舗数の増減による影響が取り除かれた数値で見ることができる。

有効求人倍率

厚生労働省が公表している「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」に掲載されている指標の一つ。有効求職者数に対する有効求人数の比率のこと。

預金・貸出金

日本銀行が公表している指標。金融機関（国内銀行、信用金庫等）における個人・法人を含むすべての預金と貸出金を月末時点で集計した数値。

<本資料の利用上の注意>

- 本資料は、官公庁、法人等の統計資料をもとに、京都府に関するデータを中心にとりまとめたものです。
- 統計によっては、公表済みの数値が遡及改定されることもあります。

<問い合わせ先>

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府総合政策環境部企画統計課 情報分析係

TEL：075-414-4492 FAX:075-414-4482

<ホームページ>

京都府総合政策環境部企画統計課

<https://www.pref.kyoto.jp/tokei/index.html>



京都市消費者物価指数 令和7年平均

2020年 (=100) 基準

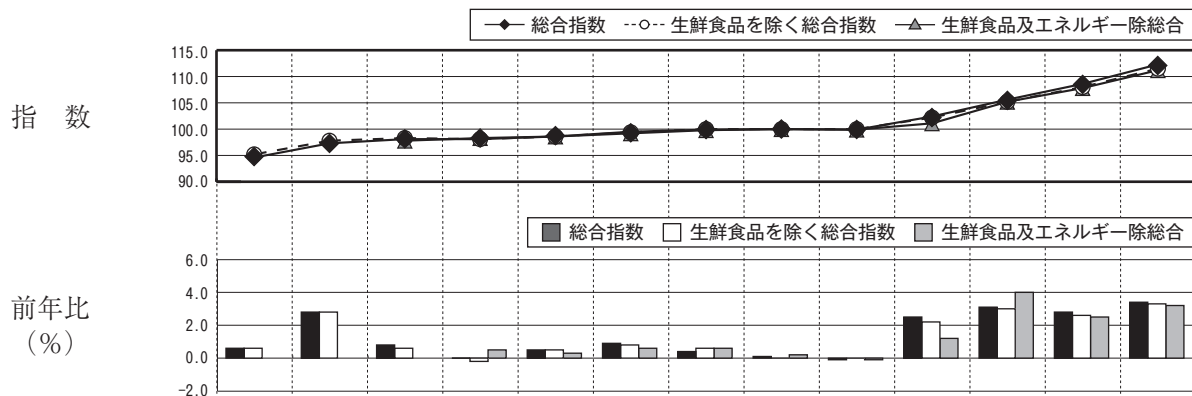
概 況

- (1) 総合指数は112.3 前年比は3.4%の上昇
 (2) 生鮮食品を除く総合指数は111.5 前年比は3.3%の上昇
 (3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は111.2 前年比は3.2%の上昇

◎ 前年との比較（10大費目）

[上昇] 食料7.0%、光熱・水道4.0%、交通・通信2.5%、教養娯楽2.6%、家具・家事用品3.8%、
 住居0.8%、保健医療2.5%、被服及び履物1.7%、諸雑費0.5%
 [下落] 教育△2.8%

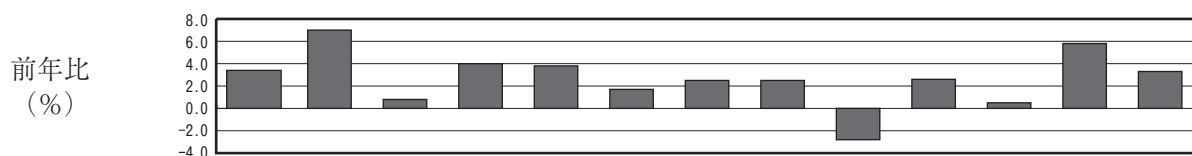
◎ 総合指数の推移



年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
総合指数	94.6	97.3	98.1	98.1	98.6	99.5	99.9	100.0	99.9	102.4	105.6	108.6	112.3
前年比 (%)	0.6	2.8	0.8	0.0	0.5	0.9	0.4	0.1	△0.1	2.5	3.1	2.8	3.4
生鮮食品を除く総合指数	95.2	97.8	98.3	98.1	98.6	99.4	100.0	100.0	100.0	102.2	105.2	108.0	111.5
前年比 (%)	0.6	2.8	0.6	△0.2	0.5	0.8	0.6	0.0	0.0	2.2	3.0	2.6	3.3
生鮮食品及エネルギー除総合			97.8	98.3	98.6	99.2	99.8	100.0	99.9	101.1	105.2	107.8	111.2
前年比 (%)				0.5	0.3	0.6	0.6	0.2	△0.1	1.2	4.0	2.5	3.2

費目別

◎ 前年との比較



費 目	総 合	食 料	住 居	光 熱・ 水 道	家 具・ 家事用品	被 服 及 び 履 物	保 健 医 療	交 通・ 通 信	教 育	教 養 娯 楽	諸 雑 費	生 食 鮮 品	生鮮食品 を除く 総 合
指 数	112.3	126.2	104.3	110.4	130.5	109.3	105.2	98.3	98.9	114.6	104.6	128.0	111.5
前 年 比 (%)	3.4	7.0	0.8	4.0	3.8	1.7	2.5	2.5	△2.8	2.6	0.5	5.8	3.3
寄 与 度	-	2.20	0.15	0.28	0.17	0.06	0.12	0.27	△0.10	0.24	0.03	0.31	3.09

注1 この資料は、総務省統計局『小売物価統計調査』の結果に基づき、作成しています。

2 費目・品目の配列は、寄与度（総合指数の変化率に対する影響度）の大きいものから順になっています。

3 前年比は各基準年の公表値とし、2020年基準の指数値による再計算は行っていません。（斜体部分）

4 前年比は、端数処理前の指数値を用いて計算しているため、公表された指数値を用いて計算した値とは一致しない場合があります。

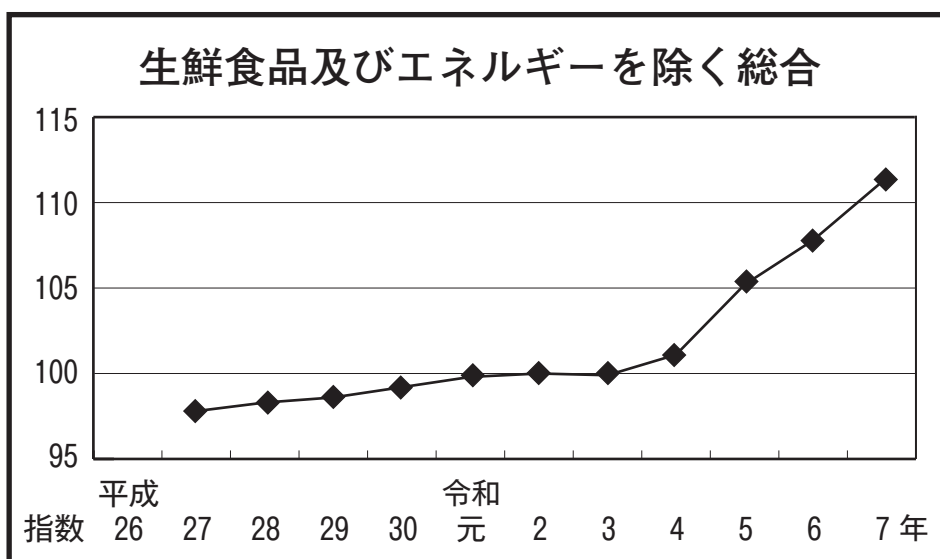
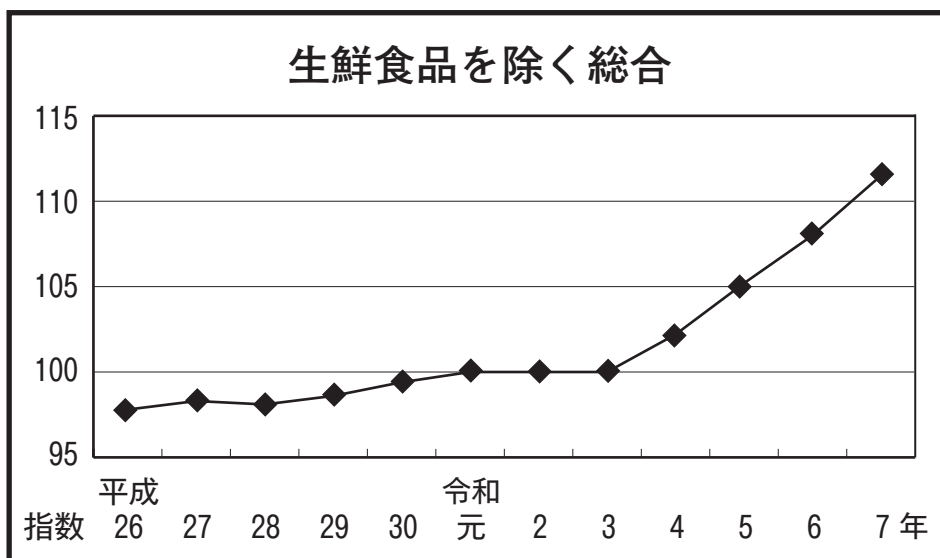
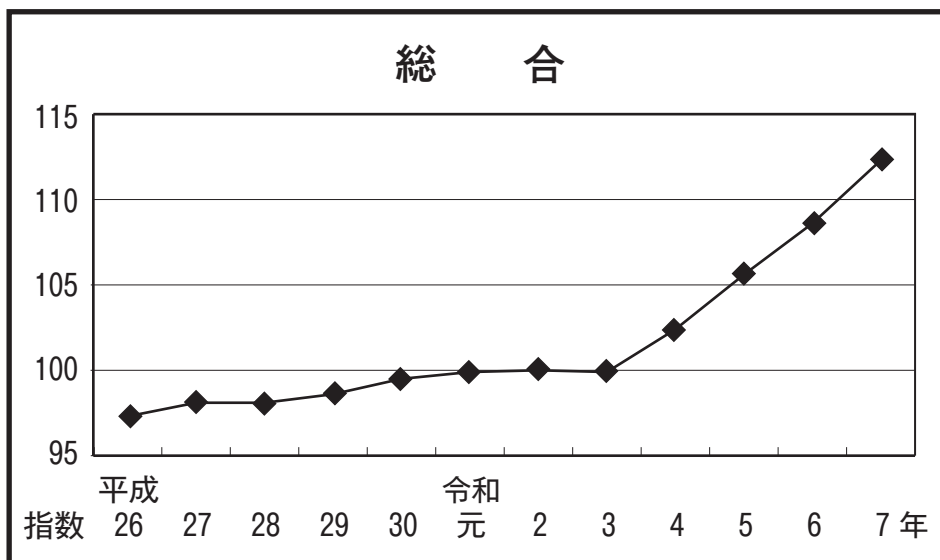
食料 [上昇]	126.2となり、前年に比べ7.0%上昇しました。		
	穀類	21.3%	うるち米、もち、カレーパンなど
	外食	7.2%	すし（外食）、ぎょうざ（外食）など
	菓子類	8.9%	チョコレート、だいふく餅、ケーキなど
住居 [上昇]	104.3となり、前年に比べ0.8%上昇しました。		
	設備修繕・維持	4.4%	火災・地震保険料、システムキッチンなど
	家賃	0.2%	持家の帰属家賃など
光熱・水道 [上昇]	110.4となり、前年に比べ4.0%上昇しました。		
	電気代	7.8%	電気代
	ガス代	1.5%	都市ガス代
	他の光熱	6.8%	灯油
家具・家事用品 [上昇]	130.5となり、前年に比べ3.8%上昇しました。		
	家庭用耐久財	5.8%	ルームエアコン、冷蔵庫、空気清浄機など
	家事雑貨	5.9%	電球・ランプ、タオル、マットなど
	家事用消耗品	2.6%	洗濯用洗剤、トイレットペーパーなど
	[下落]	室内装備品	△5.1% 照明器具など
被服及び履物 [上昇]	109.3となり、前年に比べ1.7%上昇しました。		
	他の被服	5.1%	帽子など
	履物類	1.4%	子供靴など
	洋服	0.7%	女性用上着、子供用ズボン（秋冬物）など
保健医療 [上昇]	105.2となり、前年に比べ2.5%上昇しました。		
	保健医療用品・器具	7.0%	マスク、サポーター、コンタクトレンズなど
	医薬品・健康保持用摂取品	2.6%	鼻炎薬、はり薬、サプリメントなど
	保健医療サービス	0.5%	診療代など
交通・通信 [上昇]	98.3となり、前年に比べ2.5%上昇しました。		
	自動車等関係費	2.2%	自動車保険料（任意）、カーナビゲーションなど
	通信	4.1%	通信料（携帯電話）、はがき、封書
	交通	1.1%	タクシー代など
教育 [上昇] [下落]	98.9となり、前年に比べ2.8%下落しました。		
	補習教育	1.9%	補習教育（高校・予備校）など
	授業料等	△4.5%	高等学校授業料、PTA会費（小学校）など
教養娯楽 [上昇] [下落]	114.6となり、前年に比べ2.6%上昇しました。		
	教養娯楽サービス	2.6%	宿泊料、講習料（ダンス）、ペット美容院代など
	教養娯楽用品	3.1%	ペットフード、鉢植え、水着など
	書籍・他の印刷物	3.9%	新聞代（全国紙）、単行本（新潮文庫）など
	[下落]	教養娯楽用耐久財	△0.9% パソコン（デスクトップ型）など
諸雑費 [上昇] [下落]	104.6となり、前年に比べ0.5%上昇しました。		
	理美容用品	1.0%	整髪料など
	他の諸雑費	0.5%	傷害保険料など
	[下落]	身の回り用品	△1.2% バッグ（輸入ブランド品を除く。）、腕時計

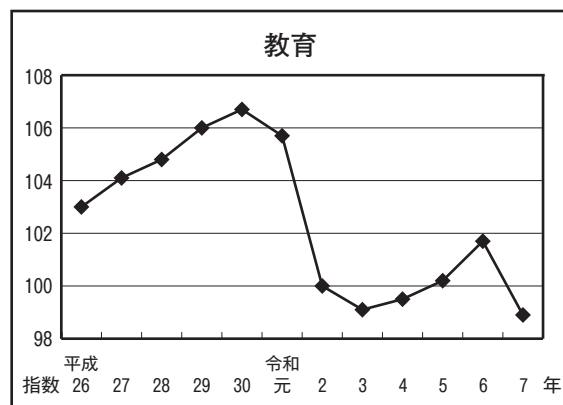
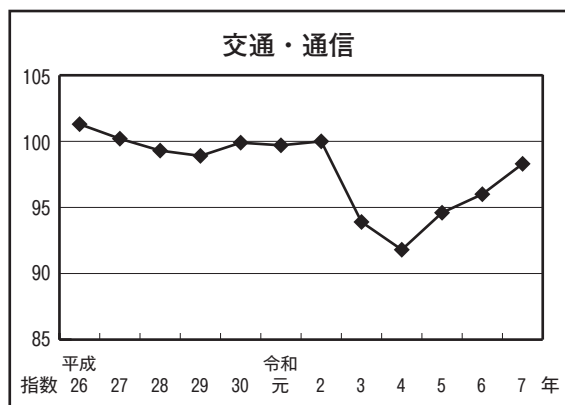
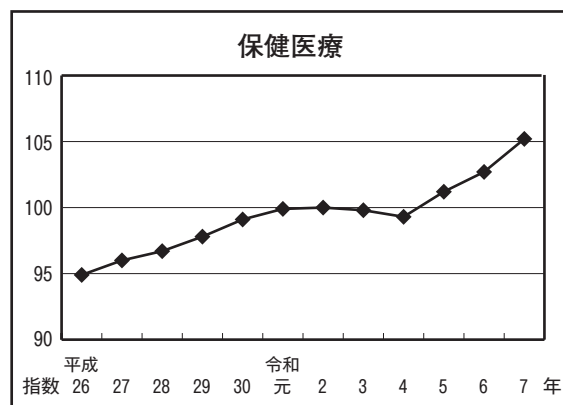
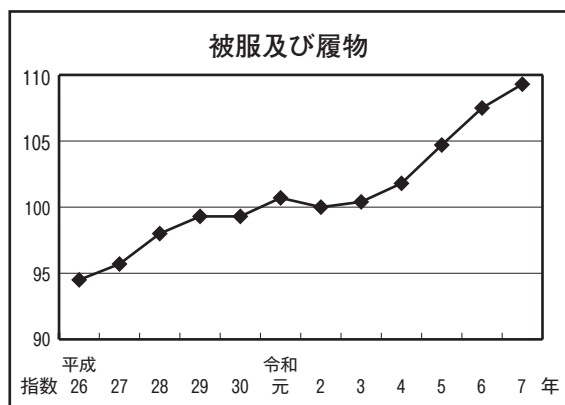
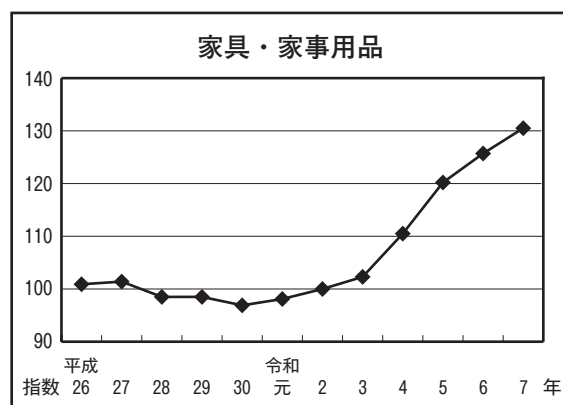
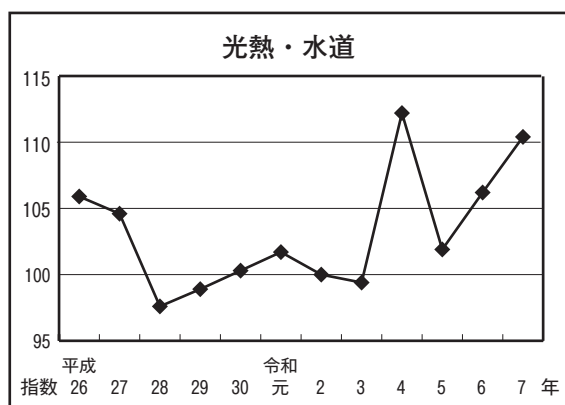
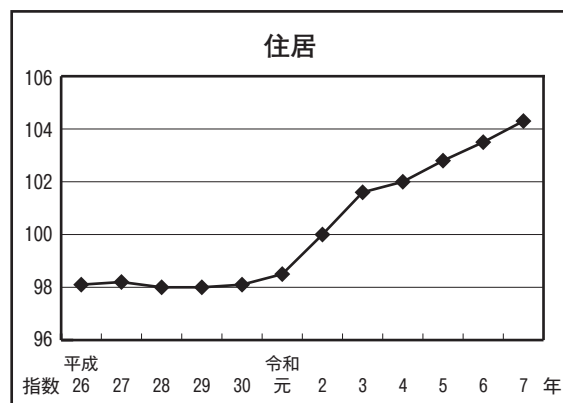
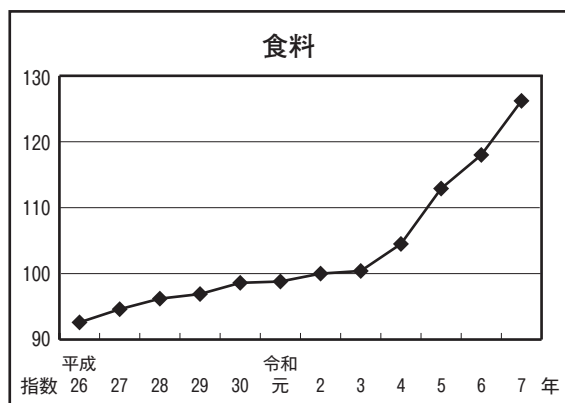
京都市中分類指数

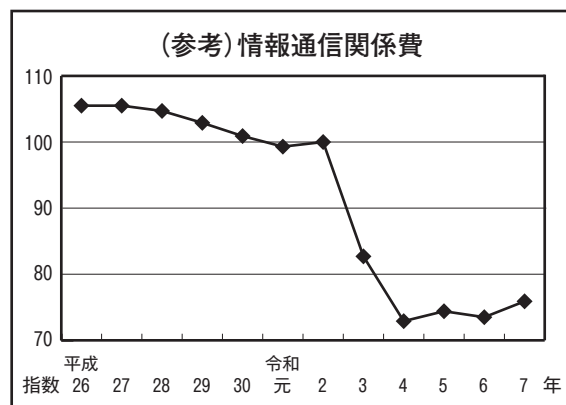
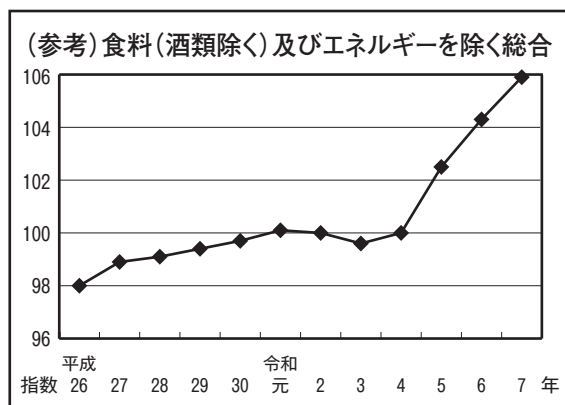
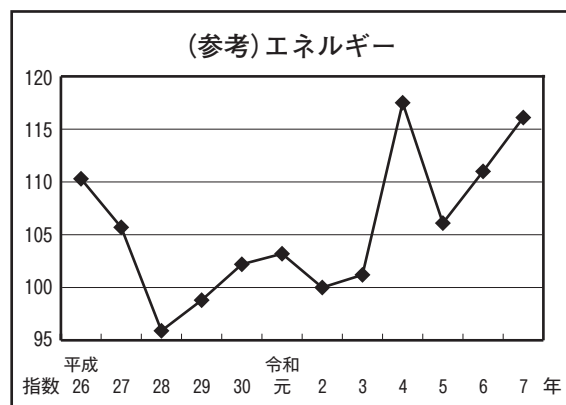
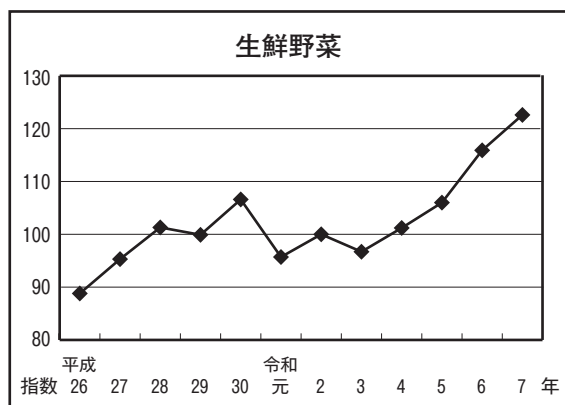
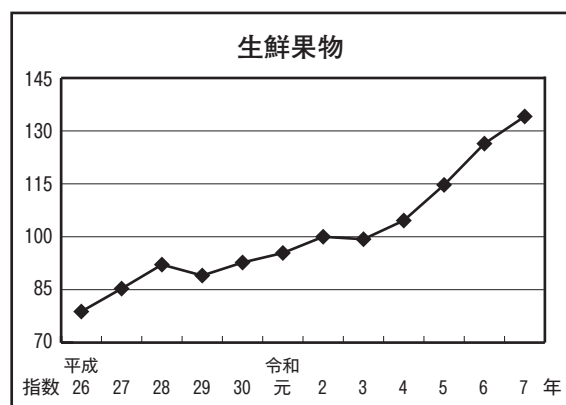
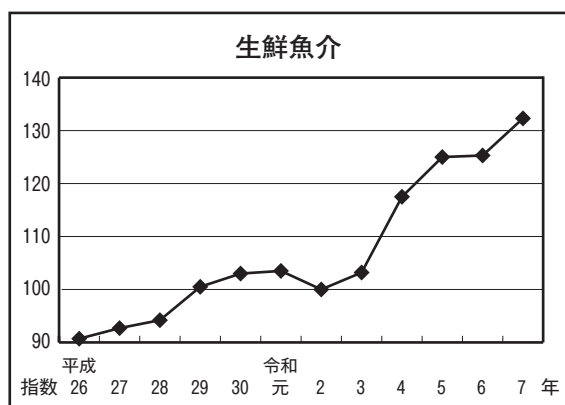
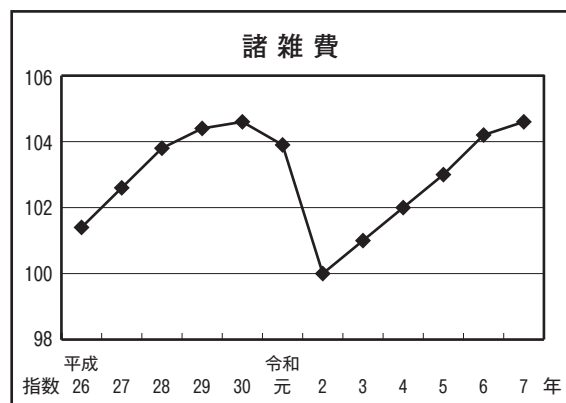
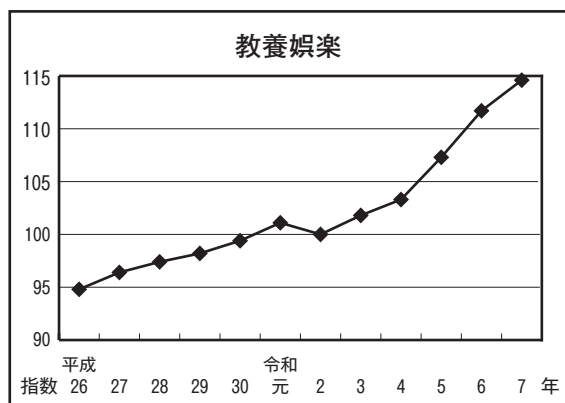
2020 年 = 100

項 目	京都市 令和7年			京都市 令和6年		全国 令和7年	
	指数	前年比 (%)	寄与度	指数	前年比 (%)	指数	前年比 (%)
総合	112.3	3.4		108.6	2.8	111.9	3.2
食料	126.2	7.0	2.20	118.0	4.5	125.8	6.8
穀類	150.1	21.3	0.59	123.7	8.9	147.6	21.9
魚介類	135.9	5.4	0.14	129.0	2.2	131.4	3.9
肉類	113.1	2.2	0.07	110.6	3.0	121.4	5.0
乳卵類	122.7	3.8	0.06	118.1	1.3	126.1	4.9
野菜・海藻	121.3	5.9	0.22	114.5	7.6	125.9	6.5
果物	131.3	5.5	0.07	124.5	9.4	130.5	5.9
油脂・調味料	117.3	1.9	0.03	115.1	2.5	121.2	2.2
菓子類	138.6	8.9	0.26	127.3	5.7	133.8	8.9
調理食品	120.7	5.3	0.20	114.6	2.7	124.5	5.8
飲料	129.0	8.8	0.15	118.5	5.6	125.0	8.0
酒類	113.5	2.7	0.03	110.5	0.2	112.4	3.2
外食	124.2	7.2	0.37	115.9	4.1	116.3	4.0
住居	104.3	0.8	0.15	103.5	0.7	104.0	1.0
家賃	101.0	0.2	0.04	100.7	0.2	100.8	0.3
設備修繕・維持	133.1	4.4	0.11	127.5	4.4	122.9	4.1
光熱・水道	110.4	4.0	0.28	106.2	4.2	116.9	3.6
電気代	110.1	7.8	0.23	102.1	10.9	118.1	5.3
ガス代	119.0	1.5	0.03	117.3	△ 0.8	118.3	1.9
他の光熱	134.9	6.8	0.01	126.3	1.0	151.7	6.7
上下水道料	100.0	0.0	0.00	100.0	0.0	104.8	0.4
家具・家事用品	130.5	3.8	0.17	125.7	4.6	121.6	2.7
家庭用耐久財	141.4	5.8	0.10	133.7	4.9	122.3	2.4
室内装備品	126.6	△ 5.1	△ 0.01	133.4	4.5	119.4	1.7
寝具類	114.3	△ 1.4	0.00	115.9	9.2	110.3	1.2
家事雑貨	126.2	5.9	0.05	119.2	3.9	123.5	2.9
家事用消耗品	127.4	2.6	0.03	124.2	3.7	126.9	3.7
家事サービス	105.8	0.9	0.00	104.8	2.9	106.0	1.7
被服及び履物	109.3	1.7	0.06	107.5	2.7	111.1	2.6
衣料	108.3	0.7	0.01	107.5	2.3	111.5	3.0
和服	106.5	2.7	0.00	103.7	△ 0.8	106.2	2.8
洋服	108.3	0.7	0.01	107.5	2.4	111.7	3.0
シャツ・セーター・下着類	114.0	2.5	0.03	111.2	4.5	110.7	2.1
シャツ・セーター類	110.4	3.0	0.02	107.3	3.1	109.5	2.7
下着類	121.3	1.8	0.01	119.3	7.2	113.2	0.9
履物類	108.1	1.4	0.01	106.6	1.6	109.0	2.2
他の被服	97.4	5.1	0.01	92.7	△ 1.5	108.4	1.7
被服関連サービス	114.5	2.5	0.01	111.7	3.9	118.3	4.5
保健医療	105.2	2.5	0.12	102.7	1.5	104.3	1.5
医薬品・健康保持用摂取品	108.1	2.6	0.04	105.4	2.5	110.0	2.7
保健医療用品・器具	117.2	7.0	0.07	109.5	3.3	111.3	2.0
保健医療サービス	99.0	0.5	0.01	98.5	0.1	99.0	0.6
交通・通信	98.3	2.5	0.27	96.0	1.4	100.0	2.7
交通	108.0	1.1	0.02	106.9	2.0	105.9	0.9
自動車等関係費	109.9	2.2	0.14	107.5	2.3	111.4	2.5
通信	75.9	4.1	0.11	73.0	△ 1.0	75.0	4.2
教育	98.9	△ 2.8	△ 0.10	101.7	1.5	97.1	△ 4.5
授業料等	95.0	△ 4.5	△ 0.12	99.5	0.2	90.8	△ 7.8
教科書・学習参考教材	109.2	1.2	0.00	107.8	3.1	109.1	1.2
補習教育	110.4	1.9	0.02	108.3	5.3	112.1	2.6
教養娯楽	114.6	2.6	0.24	111.7	4.1	115.6	2.4
教養娯楽用耐久財	107.3	△ 0.9	△ 0.01	108.3	2.8	106.4	△ 0.6
教養娯楽用品	116.0	3.1	0.06	112.5	4.1	114.3	3.7
書籍・他の印刷物	117.6	3.9	0.05	113.2	3.9	116.1	3.6
教養娯楽サービス	114.7	2.6	0.13	111.7	4.5	117.4	2.1
諸雑費	104.6	0.5	0.03	104.2	1.2	105.9	1.1
理美容サービス	103.5	0.8	0.01	102.6	1.3	107.1	2.0
理美容用品	103.2	1.0	0.02	102.2	1.0	103.4	1.3
身の回り用品	111.7	△ 1.2	△ 0.01	113.1	4.8	119.1	2.5
たばこ	115.0	0.5	0.00	114.4	0.2	115.0	0.5
他の諸雑費	103.0	0.5	0.01	102.6	0.3	102.0	0.1
生鮮食品	128.0	5.8	0.31	120.9	6.7	129.4	5.6
生鮮魚介	132.3	5.6	0.09	125.3	0.2	130.2	3.8
生鮮野菜	122.6	5.8	0.14	115.9	9.3	127.1	6.4
生鮮果物	134.1	6.1	0.08	126.4	10.2	133.2	6.1
生鮮食品を除く総合	111.5	3.3	3.09	108.0	2.6	111.2	3.1
生鮮食品を除く食料	125.9	7.2	1.89	117.4	4.1	125.2	7.0
持家の帰属家賃を除く総合	114.5	4.0	3.36	110.2	3.3	114.0	3.7
持家の帰属家賃を除く住居	118.3	2.7	0.11	115.2	2.7	113.1	2.6
持家の帰属家賃を除く家賃	100.5	0.1	0.00	100.3	0.1	100.8	0.5
持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合	113.7	3.8	3.05	109.5	3.1	113.3	3.6
エネルギー	116.1	4.6	0.30	111.0	4.5	123.0	3.6
食料(酒類を除く)及びエネルギーを除く総合	105.9	1.5	0.94	104.3	1.8	105.4	1.6
教育関係費	101.0	△ 2.0	△ 0.09	103.1	1.9	98.2	△ 3.4
教養娯楽関係費	113.5	2.4	0.24	110.8	3.9	114.7	2.3
情報通信関係費	75.9	3.3	0.10	73.5	△ 1.2	75.9	3.7
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	111.2	3.2	2.80	107.8	2.5	110.3	3.0

京都市 10 大費目年平均の推移 (2020 年 = 100)







令和 7 年毎月勤労統計調査地方調査結果概要

府企画統計課社会統計係

はじめに
「毎月勤労統計調査」は、常用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的として、厚生労働省が都道府県を通じて毎月調査しているものです。
この調査の対象は、日本標準産業分類に基づく16大産業（建設業、製造業など）に属する、常用労働者を5人以上雇用する事業所となっており、京都府内では、約1000事業所を対象として調査をしています。
以下は、京都府における令和7年調査結果の概要です。なお、数値は、5人以上規模の全事業所を調査すれば得られる数値に対応するよう復元して算出した1人当たりの1か月平均値です。また、事業所数が少ない調査産業については公表していません。

1 賃金の動き
—現金給与総額 前年比で増加—
〈現金給与総額〉

現金給与総額は、32万4029円と前年に比べ3.9%増、実質賃金については増減なしとなりました。現金給与総額のうちきまって支給する給与は、26万2020円と前年に比べ3.1%増となっています。（表1、表2）

表1 賃金の動き(現金給与総額)

	(指数:令和2年=100)			
	名目賃金		実質賃金	
	指数	対前年増減率(%)	指数	対前年増減率(%)
令和元年	102.7	△ 1.0	102.5	△ 1.4
2	100	△ 2.7	100.0	△ 2.6
3	101.2	1.2	101.4	1.4
4	105.6	4.3	102.7	1.3
5	105.5	△ 0.1	99.0	△ 3.6
6	110.8	1.8	100.5	△ 1.6
7	115.1	3.9	100.5	0.0

注1 実質賃金指数＝名目賃金指数÷消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く）×100
2 令和6年1月分において、推計に用いる母集団労働者数の更新作業（ベンチマーク更新）を実施した。賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の令和6年（1月分以降）の前年比等については、令和5年1月にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

〈産業別賃金〉

現金給与総額を産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が60万2000円と最も高く、次いで、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「建設業」の順となり、最も低かったのは、「宿泊業、飲食サービス業」の12万6939円となっています。

前年と比べると、「情報通信業」21.0%増「宿泊業、飲食サービス業」13.1%増など9産業で増加し、「卸売業、小売業」3.7%減、「生活関連サービス業、娯楽業」3.0%減など6産業で減少しています。（表2）

表2 産業別賃金支給表

産業	現金給与総額		きまって支給する給与	
	実額	対前年増減率	実額	対前年増減率
調 査 産 業 計	324,029	3.9	262,020	3.1
建 設 業	447,607	11.8	360,191	6.6
製 造 業	438,246	6.2	338,924	4.5
電気・ガス・熱供給・水道業	602,000	△ 3.0	426,941	△ 2.2
情 報 通 信 業	503,782	21.0	373,721	7.8
運 輸 業 , 郵 便 業	354,035	7.2	304,797	9.2
卸 売 業 , 小 売 業	264,520	△ 3.7	220,677	△ 1.8
金 融 業 , 保 険 業	498,853	2.0	379,362	4.0
不動産業、物品賃貸業	300,027	△ 2.8	252,024	△ 2.6
学術研究、専門・技術サービス業	439,337	8.4	340,034	6.4
宿泊業、飲食サービス業	126,939	13.1	115,558	9.4
生活関連サービス業、娯楽業	189,512	△ 3.0	176,887	4.6
教 育 , 学 習 支 援 業	418,720	7.2	313,048	6.9
医 療 , 福 祉	314,813	4.0	261,389	1.3
複 合 サ ー ビ ス 事 業	401,389	△ 2.9	315,860	△ 3.7
サービス業(他に分類されないもの)	284,857	△ 1.2	241,290	1.2

注 令和6年1月分において、推計に用いる母集団労働者数の更新作業（ベンチマーク更新）を実施した。賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の令和6年（1月分以降）の前年同月比等については、令和5年1月にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

〈男女別賃金〉

現金給与総額を男女別にみると、男性40万8882円、女性24万779円となっています。

表3 産業、性別賃金及び男女間の差

産業	現金給与総額		男女間の差(男=100)		
	男性	女性	R7年	R6年	前年差
調 査 産 業 計	408,882	240,779	58.9	58.5	0.4
建 設 業	489,946	294,056	60.0	65.2	△ 5.2
製 造 業	503,583	292,677	58.1	55.6	2.5
電気・ガス・熱供給・水道業	660,559	342,310	51.8	70.5	△ 18.7
情 報 通 信 業	548,572	416,822	76.0	75.6	0.4
運 輸 業 , 郵 便 業	390,853	246,874	63.2	60.9	2.3
卸 売 業 , 小 売 業	374,165	182,988	48.9	48.3	0.6
金 融 業 , 保 険 業	677,081	392,315	57.9	52.4	5.5
不動産業、物品賃貸業	353,324	222,109	62.9	56.8	6.1
学術研究、専門・技術サービス業	502,130	329,921	65.7	66.9	△ 1.2
宿泊業、飲食サービス業	158,411	105,981	66.9	62.0	4.9
生活関連サービス業、娯楽業	225,369	169,178	75.1	56.5	18.6
教 育 , 学 習 支 援 業	483,692	349,795	72.3	77.7	△ 5.4
医 療 , 福 祉	395,885	289,374	73.1	69.1	4.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業	469,396	322,213	68.6	69.7	△ 1.1
サービス業(他に分類されないもの)	331,839	206,422	62.2	60.9	1.3

また、男性の賃金を100とした女性の賃金の比率は58.9となり、前年に比べ男女間の差が0.4ポイント小さくなっています。産業別には、「情報通信業」が76.0と最も差が小さく、次いで、「生活関連サービス業、娯楽業」75.1、「医療、福祉」73.1と続き、最も差が大きい産業は、「卸売業、小売業」48.9となっています。（表3）

〈就業形態別賃金〉

就業形態別に現金給与総額をみると、一般労働者46万3438円、パートタイム労働者10万7164円となっています。一般労働者を100としたパートタイム労働者の現金給与総額の比率は、23.1となり、前年に比べ差が0.1ポイント小さくなっています。（表4）

表4 産業、就業形態別賃金及び格差

（単位：円、％）

産業	現金給与総額		就業形態間格差（一般＝100）		
	一般	パート	R7年	R6年	前年差
調査産業計	463,438	107,164	23.1	23.0	0.1
建設業	474,978	150,253	31.6	29.5	2.1
製造業	487,795	145,014	29.7	30.2	△ 0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	674,888	169,653	25.1	29.1	△ 4.0
情報通信業	520,890	96,854	18.6	26.5	△ 7.9
運輸業、郵便業	396,586	136,021	34.3	33.1	1.2
卸売業、小売業	440,642	105,811	24.0	22.6	1.4
金融業、保険業	552,290	176,918	32.0	34.7	△ 2.7
不動産業、物品賃貸業	399,967	113,048	28.3	28.7	△ 0.4
学術研究、専門・技術サービス業	594,226	140,048	23.6	23.6	0.0
宿泊業、飲食サービス業	362,634	70,850	19.5	19.6	△ 0.1
生活関連サービス業、娯楽業	311,835	98,163	31.5	22.0	9.5
教育、学習支援業	604,383	92,183	15.3	15.9	△ 0.6
医療、福祉	432,048	143,913	33.3	32.4	0.9
複合サービス事業	459,283	181,855	39.6	34.6	5.0
サービス業（他に分類されないもの）	376,239	105,912	28.2	28.7	△ 0.5

2 労働時間等の動き

—総実労働時間 前年並み— 〈労働時間〉

総実労働時間は、128.3時間と前年比で増減なしとなっています。

産業別にみると、「運輸業、郵便業」が175.9時間と最も長く、「宿泊業、飲食サービス業」が79.7時間と最も短くなっています。

前年との比較では、「情報通信業」12.7%増、「運輸業、郵便業」6.4%増など6産業で増加し、「電気・ガス・熱供給・水道業」8.4%減など9産業で減少しています。

また、総実労働時間のうち所定外労働時間は9.3時間と、前年に比べ2.5%減となっています。産業別に前年比をみると、「生活関連サービス業、娯楽業」、「情報通信業」、「サービス業（他に分類されないもの）」など7産業で増加し、「医療、福祉」をはじめ7産業で減少しています。（図1、表5）

〈出勤日数〉

出勤日数は、16.8日と前年に比べ0.1日減となっています。産業別に見ると「建設業」が19.8日と最も多く、「宿泊業、飲食サービス業」が12.4日と最も少なくなっています。（表5）

図1 産業、性別総実労働時間

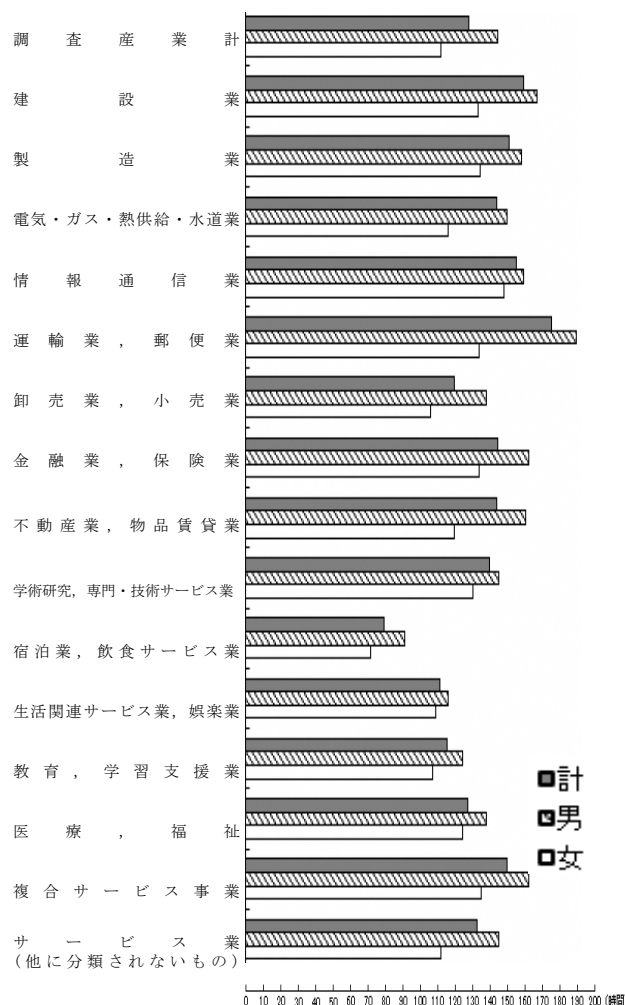


表5 産業別実労働時間及び日数

（単位：時間、％、日）

産業	総実労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
	対前年 増減率		対前年 増減率		対前年 増減率	
調査産業計	128.3	0.0	9.3	△ 2.5	16.8	△ 0.1
建設業	160.0	△ 1.9	11.9	9.1	19.8	△ 0.7
製造業	151.3	△ 0.3	11.4	0.0	18.4	△ 0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	144.1	△ 8.4	13.8	△ 18.1	17.9	△ 0.7
情報通信業	155.9	12.7	13.8	37.5	18.7	0.1
運輸業、郵便業	175.9	6.4	30.0	15.6	19.4	0.0
卸売業、小売業	119.9	△ 1.8	5.4	△ 12.3	16.7	△ 0.3
金融業、保険業	144.9	1.9	12.0	16.4	18.1	0.2
不動産業、物品賃貸業	144.2	5.1	13.8	16.0	17.7	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	140.1	△ 3.4	10.8	△ 0.6	18.0	△ 0.3
宿泊業、飲食サービス業	79.7	3.9	3.8	△ 10.7	12.4	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	111.8	4.3	8.2	50.2	15.5	0.3
教育、学習支援業	116.0	△ 0.9	10.7	△ 15.1	15.5	△ 0.1
医療、福祉	127.8	△ 0.5	6.2	△ 25.9	17.1	0.1
複合サービス事業	150.1	△ 0.1	10.0	△ 8.9	19.0	0.2
サービス業（他に分類されないもの）	133.0	△ 1.3	8.8	22.7	17.2	△ 0.6

注 令和6年1月分において、推計に用いる母集団労働者数の更新作業（ベンチマーク更新）を実施した。賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の令和6年（1月分以降）の前年同月比等については、令和5年1月にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

3 雇用の動き
—常用労働者 0.5%の増加—
〈常用労働者〉

常用労働者は、96万4227人と前年に比べ0.5%増となっています。産業別に前年と比べると、「情報通信業」23.5%増をはじめ、7産業で増加し、「運輸業、郵便業」5.3%減をはじめ、8産業で減少しています。

産業別構成比は、「卸売業、小売業」18.9%、次いで「医療、福祉業」16.5%、「製造業」15.9%、「宿泊業、飲食サービス業」12.0%の順となり、この4産業で全体の6割以上を占めています。（表6）

〈パートタイム労働者〉

常用労働者のうちパートタイム労働者は、37万7519人で、パートタイム労働者比率は39.2%となり、前年に比べ0.2ポイント減となっています。

パートタイム労働者比率を産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」が80.9%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」57.5%、「卸売業、小売業」52.6%の順となり、最も低かったのは、「情報通信業」4.1%となっています。

産業別構成比をみると、「卸売業、小売業」が25.4%と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が24.8%、「医療、福祉業」17.2%、「教育、学習支援業」8.7%、「サービス業（他に分類されないもの）」6.2%の順となり、この5産業で全体の8割以上を占めています。（図2、図3、表6）

図2 産業別常用労働者の構成比

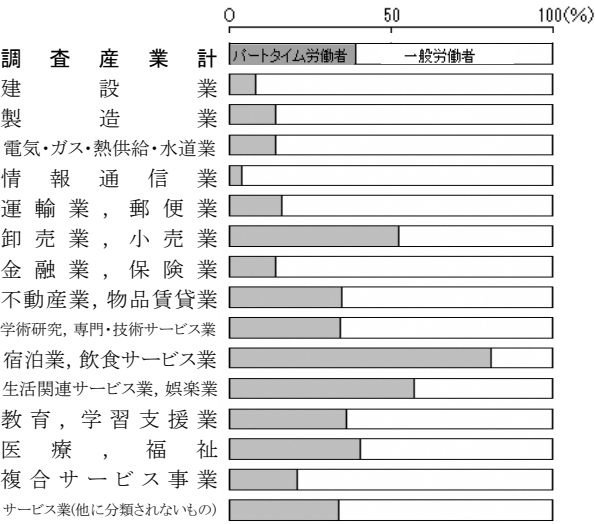


図3 パートタイム労働者比率と
現金給与総額の推移

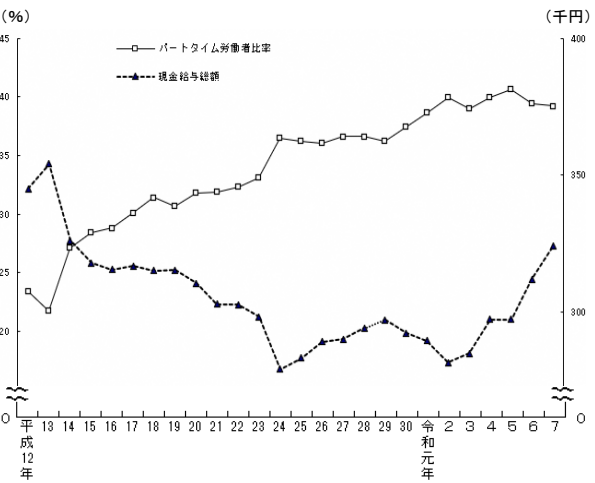


表6 産業別常用労働者及びパートタイム労働者の動き

産業	常用労働者				パートタイム労働者		
	労働者数	雇用指数	対前年増減率	構成比	労働者数	労働者比率	構成比
調査産業計	964,227	103.9	0.5	100.0	377,519	39.2	100.0
建設業	28,237	101.3	△ 1.4	2.9	2,378	8.4	0.6
製造業	152,846	104.1	△ 2.4	15.9	22,071	14.4	5.8
電気・ガス・熱供給・水道業	3,095	75.2	1.2	0.3	443	14.3	0.1
情報通信業	16,239	108.8	23.5	1.7	652	4.1	0.2
運輸業、郵便業	55,550	94.2	△ 5.3	5.8	9,067	16.3	2.4
卸売業、小売業	182,105	98.3	0.9	18.9	95,823	52.6	25.4
金融業、保険業	22,786	90.9	△ 0.3	2.4	3,252	14.3	0.9
不動産業、物品賃貸業	13,031	97.6	△ 4.8	1.4	4,547	34.9	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	21,382	115.1	2.0	2.2	7,351	34.4	1.9
宿泊業、飲食サービス業	116,005	127.3	4.0	12.0	93,774	80.9	24.8
生活関連サービス業、娯楽業	27,176	110.0	7.5	2.8	15,612	57.5	4.1
教育、学習支援業	90,573	110.0	2.8	9.4	32,825	36.2	8.7
医療、福祉	159,454	96.7	△ 0.4	16.5	64,908	40.7	17.2
複合サービス事業	6,038	88.7	△ 0.1	0.6	1,266	20.9	0.3
サービス業(他に分類されないもの)	69,709	102.9	△ 0.6	7.2	23,550	33.8	6.2

注1 構成比は、四捨五入しているため、各産業の計が100とならない場合がある。

2 令和6年1月調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数は過去に遡って改訂が行われることから、基準年（令和2年）の常用雇用指数は100とならない場合があることに注意が必要。

3 令和6年1月分において、推計に用いる母集団労働者数の更新作業（ベンチマーク更新）を実施した。賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の令和6年（1月分以降）の前年同月比等については、令和5年1月にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

表7 産業、性別常用労働者の1人当たり平均月間現金給与額、出勤日数、労働時間及び月間常用労働者数

	現金給与総額			きまって支給する給与			
	総数	男	女	総数	うち所定内給与	男	女
TL 調 査 産 業 計	324,029	408,882	240,779	262,020	242,991	325,624	199,618
D 建 設 業	447,607	489,946	294,056	360,191	335,146	393,956	237,735
E 製 造 業	438,246	503,583	292,677	338,924	311,090	385,466	235,229
F 電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	602,000	660,559	342,310	426,941	376,872	463,767	263,630
G 情 報 通 信 業	503,782	548,572	416,822	373,721	345,706	403,413	316,074
H 運 輸 業 , 郵 便 業	354,035	390,853	246,874	304,797	257,157	336,548	212,383
I 卸 売 業 , 小 売 業	264,520	374,165	182,988	220,677	208,895	301,569	160,526
J 金 融 業 , 保 険 業	498,853	677,081	392,315	379,362	353,598	496,218	309,509
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	300,027	353,324	222,109	252,024	236,349	292,198	193,291
L 学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	439,337	502,130	329,921	340,034	312,942	384,646	262,299
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	126,939	158,411	105,981	115,558	108,326	141,674	98,166
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業	189,512	225,369	169,178	176,887	168,893	202,564	162,326
O 教 育 , 学 習 支 援 業	418,720	483,692	349,795	313,048	300,649	363,012	260,044
P 医 療 , 福 祉	314,813	395,885	289,374	261,389	242,129	331,987	239,237
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	401,389	469,396	322,213	315,860	295,005	369,541	253,362
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	284,857	331,839	206,422	241,290	223,558	280,356	176,070
E09,10 食 料 品 ・ た ば こ	288,896	359,316	205,894	250,717	225,477	305,336	186,339
E11 織 維 工 業	241,257	289,864	201,307	222,849	219,101	265,819	187,533
E12 木 材 ・ 木 製 品	379,183	384,892	359,184	298,905	283,003	309,594	261,465
E13 家 具 ・ 装 備 品	297,469	329,258	236,684	265,451	261,976	295,418	208,149
E14 パ ル プ ・ 紙	355,902	420,428	219,656	289,235	266,243	333,899	194,926
E15 印 刷 ・ 同 関 連 業	328,844	359,357	224,788	277,270	241,524	302,174	192,343
E16,17 化 学 , 石 油 ・ 石 炭	511,647	597,296	372,606	378,839	362,706	437,503	283,605
E18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品	329,082	416,289	210,489	275,705	258,479	342,644	184,674
E19 ゴ ム 製 品	376,312	394,614	289,321	294,908	253,060	310,134	222,539
E21 窯 業 ・ 土 石 製 品	472,828	522,353	300,507	371,519	348,598	409,179	240,480
E22 鉄 鋼 業	x	x	x	x	x	x	x
E23 非 鉄 金 属 製 造 業	x	x	x	x	x	x	x
E24 金 属 製 品 製 造 業	375,639	388,316	305,928	322,000	291,344	332,958	261,739
E25 は ん 用 機 械 器 具	514,191	532,877	404,431	395,877	376,298	411,031	306,861
E26 生 産 用 機 械 器 具	492,709	512,359	407,215	364,607	333,088	380,198	296,773
E27 業 務 用 機 械 器 具	552,397	631,126	383,214	394,017	376,284	446,098	282,099
E28 電 子 ・ デ バ イ ス	564,461	638,522	383,708	424,903	392,242	479,417	291,857
E29 電 気 機 械 器 具	559,055	608,655	403,603	398,839	364,643	433,642	289,763
E30 情 報 通 信 機 械 器 具	695,101	776,057	506,931	472,868	430,874	526,898	347,283
E31 輸 送 用 機 械 器 具	540,588	567,258	341,377	407,505	346,797	425,950	269,725
E32,20 そ の 他 の 製 造 業	495,006	626,492	307,386	362,247	328,477	446,860	241,512
I-1 卸 売 業	395,442	501,970	262,110	319,269	295,712	399,992	218,234
I-2 小 売 業	206,396	288,697	158,263	176,907	170,352	235,750	142,493
M75 宿 泊 業	225,573	279,646	178,752	195,285	180,326	239,415	157,073
MS M 一 括 分	109,016	132,064	94,399	101,070	95,242	120,433	88,791
P83 医 療 業	382,070	491,811	341,291	321,261	286,548	415,828	286,121
PS P 一 括 分	258,348	292,924	249,052	211,124	204,836	241,998	202,823
R91 職 業 紹 介 ・ 派 遣 業	310,141	372,179	220,035	259,662	238,315	300,087	200,947
R92 そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス	232,466	267,237	178,825	203,340	187,777	233,712	156,484
RS R 一 括 分	372,332	420,906	264,113	304,608	285,306	351,101	201,024

この調査で使用している用語の定義

「現金給与総額」 賃金、給料、手当、賞与その他の名称を問わず労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の金額であり、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額をいう。

「きまって支給する給与」 労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって毎月同じように支給される給与のことであり、基本給のほか家族手当、超過勤務手当等を含む。

(単位：円、日、時間)

特別に支払われた給与			出勤日数			総実労働時間		
総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
62,009	83,258	41,161	16.8	17.7	15.9	128.3	144.7	112.3
87,416	95,990	56,321	19.8	20.3	17.9	160.0	167.4	133.3
99,322	118,117	57,448	18.4	18.8	17.6	151.3	158.7	134.6
175,059	196,792	78,680	17.9	18.2	16.8	144.1	150.4	116.2
130,061	145,159	100,748	18.7	19.0	18.0	155.9	159.8	148.2
49,238	54,305	34,491	19.4	20.0	17.6	175.9	190.2	134.1
43,843	72,596	22,462	16.7	17.5	16.0	119.9	138.4	106.3
119,491	180,863	82,806	18.1	18.8	17.8	144.9	162.6	134.3
48,003	61,126	28,818	17.7	19.0	15.9	144.2	160.9	119.9
99,303	117,484	67,622	18.0	18.4	17.4	140.1	145.7	130.4
11,381	16,737	7,815	12.4	13.2	11.9	79.7	91.3	72.0
12,625	22,805	6,852	15.5	15.4	15.5	111.8	116.3	109.2
105,672	120,680	89,751	15.5	16.2	14.7	116.0	124.5	107.2
53,424	63,898	50,137	17.1	17.3	17.1	127.8	138.1	124.6
85,529	99,855	68,851	19.0	19.5	18.4	150.1	163.0	135.1
43,567	51,483	30,352	17.2	17.9	16.0	133.0	145.5	112.0
38,179	53,980	19,555	18.1	19.0	17.0	143.4	157.1	127.2
18,408	24,045	13,774	19.0	19.7	18.4	143.9	154.3	135.2
80,278	75,298	97,719	19.8	19.9	19.5	162.1	163.5	157.2
32,018	33,840	28,535	18.3	19.7	15.6	135.3	147.4	112.3
66,667	86,529	24,730	18.9	19.6	17.5	147.9	158.0	126.7
51,574	57,183	32,445	19.2	19.4	18.4	158.8	165.0	137.7
132,808	159,793	89,001	18.1	18.9	16.9	144.3	153.7	129.0
53,377	73,645	25,815	18.8	19.3	18.1	147.0	162.5	125.9
81,404	84,480	66,782	18.2	18.6	16.1	156.7	161.9	131.9
101,309	113,174	60,027	18.7	18.9	18.1	151.9	154.8	141.6
x	x	x	x	x	x	x	x	x
x	x	x	x	x	x	x	x	x
53,639	55,358	44,189	20.0	20.1	19.4	173.9	176.2	161.2
118,314	121,846	97,570	18.6	18.7	18.1	155.7	157.2	147.4
128,102	132,161	110,442	18.6	18.6	18.5	161.7	164.1	151.0
158,380	185,028	101,115	18.1	18.2	17.8	145.4	148.4	138.7
139,558	159,105	91,851	17.8	18.1	17.1	146.0	150.0	136.1
160,216	175,013	113,840	18.2	18.5	17.5	155.0	159.4	141.3
222,233	249,159	159,648	18.2	18.6	17.3	152.0	157.7	138.9
133,083	141,308	71,652	17.9	18.0	17.8	154.2	155.8	142.3
132,759	179,632	65,874	18.0	18.6	17.1	147.6	159.7	130.2
76,173	101,978	43,876	18.5	19.2	17.5	146.3	160.9	127.9
29,489	52,947	15,770	15.9	16.4	15.6	108.2	123.3	99.5
30,288	40,231	21,679	16.4	17.7	15.3	126.7	142.8	112.8
7,946	11,631	5,608	11.7	12.2	11.3	71.2	80.2	65.5
60,809	75,983	55,170	17.0	17.1	17.0	135.8	147.2	131.5
47,224	50,926	46,229	17.2	17.5	17.1	121.2	128.6	119.2
50,479	72,092	19,088	18.0	18.4	17.3	144.8	155.7	128.9
29,126	33,525	22,341	16.9	17.6	15.9	126.0	140.4	103.8
67,724	69,805	63,089	17.1	18.1	14.9	137.9	147.9	115.6

「特別に支払われた給与」 きまって支給する給与以外に支払われた給与のことで、夏季又は年末の賞与、3か月を超える期間で算定される通勤手当、ベースアップの差額追給及び支給事由の発生が不確定なものの総額をいう。

「出勤日数」 労働者が実際に出勤した日数で1日のうち1時間でも出勤すれば1出勤日となる。

表7 産業、性別常用労働者の1人当たり平均月間現金給与額、出勤日数、労働時間及び月間常用労働者数

	所定内労働時間			所定外労働時間			常用労働者数		
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
TL 調 査 産 業 計	119.0	130.9	107.4	9.3	13.8	4.9	964,227	477,220	487,007
D 建 設 業	148.1	153.4	129.0	11.9	14.0	4.3	28,237	22,130	6,108
E 製 造 業	139.9	145.1	128.1	11.4	13.6	6.5	152,846	105,442	47,403
F 電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	130.3	134.8	110.6	13.8	15.6	5.6	3,095	2,525	570
G 情 報 通 信 業	142.1	144.4	137.5	13.8	15.4	10.7	16,239	10,714	5,525
H 運 輸 業 , 郵 便 業	145.9	153.6	123.4	30.0	36.6	10.7	55,550	41,350	14,201
I 卸 売 業 , 小 売 業	114.5	129.0	103.8	5.4	9.4	2.5	182,105	77,569	104,536
J 金 融 業 , 保 険 業	132.9	143.3	126.7	12.0	19.3	7.6	22,786	8,498	14,289
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	130.4	142.4	113.0	13.8	18.5	6.9	13,031	7,737	5,294
L 学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	129.3	132.9	123.1	10.8	12.8	7.3	21,382	13,543	7,838
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	75.9	85.7	69.4	3.8	5.6	2.6	116,005	46,355	69,649
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	103.6	107.5	101.3	8.2	8.8	7.9	27,176	9,829	17,347
O 教 育 , 学 習 支 援 業	105.3	110.9	99.5	10.7	13.6	7.7	90,573	46,597	43,976
P 医 療 , 福 祉	121.6	127.7	119.7	6.2	10.4	4.9	159,454	38,117	121,337
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	140.1	147.9	131.0	10.0	15.1	4.1	6,038	3,239	2,800
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	124.2	134.2	107.4	8.8	11.3	4.6	69,709	43,576	26,133
E09,10 食 料 品 ・ た ば こ	130.8	141.1	118.6	12.6	16.0	8.6	28,506	15,400	13,106
E11 織 維 工 業	141.6	150.9	133.9	2.3	3.4	1.3	7,102	3,198	3,903
E12 木 材 ・ 木 製 品	155.7	156.6	152.6	6.4	6.9	4.6	1,365	1,062	303
E13 家 具 ・ 装 備 品	133.6	145.0	112.0	1.7	2.4	0.3	828	542	285
E14 パ ル プ ・ 紙	137.6	144.5	123.2	10.3	13.5	3.5	4,603	3,122	1,480
E15 印 刷 ・ 同 関 連 業	145.3	150.2	128.5	13.5	14.8	9.2	6,409	4,957	1,452
E16,17 化 学 、 石 油 ・ 石 炭	136.7	144.5	124.1	7.6	9.2	4.9	7,874	4,871	3,002
E18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品	138.9	150.2	123.6	8.1	12.3	2.3	7,257	4,184	3,073
E19 ゴ ム 製 品	143.0	146.8	125.3	13.7	15.1	6.6	639	528	111
E21 窯 業 ・ 土 石 製 品	144.3	145.9	138.4	7.6	8.9	3.2	4,348	3,380	968
E22 鉄 鋼 業	x	x	x	x	x	x	x	x	x
E23 非 鉄 金 属 製 造 業	x	x	x	x	x	x	x	x	x
E24 金 属 製 品 製 造 業	156.5	157.5	150.9	17.4	18.7	10.3	10,009	8,468	1,540
E25 は ん 用 機 械 器 具	149.2	150.2	143.5	6.5	7.0	3.9	4,302	3,674	627
E26 生 産 用 機 械 器 具	147.4	148.6	142.0	14.3	15.5	9.0	13,315	10,825	2,489
E27 業 務 用 機 械 器 具	138.7	141.0	133.6	6.7	7.4	5.1	10,950	7,472	3,477
E28 電 子 ・ デ バ イ ス	134.2	136.8	127.8	11.8	13.2	8.3	12,429	8,809	3,620
E29 電 気 機 械 器 具	140.8	143.3	133.0	14.2	16.1	8.3	15,234	11,548	3,688
E30 情 報 通 信 機 械 器 具	139.3	142.2	132.7	12.7	15.5	6.2	2,699	1,886	813
E31 輸 送 用 機 械 器 具	138.9	139.5	134.7	15.3	16.3	7.6	8,027	7,081	946
E32,20 そ の 他 の 製 造 業	136.7	144.2	125.9	10.9	15.5	4.3	5,710	3,347	2,363
I-1 卸 売 業	137.7	148.5	124.1	8.6	12.4	3.8	56,064	31,082	24,980
I-2 小 売 業	104.2	116.0	97.4	4.0	7.3	2.1	126,041	46,486	79,554
M75 宿 泊 業	117.8	131.3	106.1	8.9	11.5	6.7	17,795	8,272	9,523
MS M 一 括 分	68.3	75.8	63.5	2.9	4.4	2.0	98,210	38,083	60,126
P83 医 療 業	124.7	129.8	122.8	11.1	17.4	8.7	72,691	19,704	52,986
PS P 一 括 分	119.1	125.6	117.3	2.1	3.0	1.9	86,763	18,413	68,351
R91 職 業 紹 介 ・ 派 遣 業	132.9	140.0	122.5	11.9	15.7	6.4	14,468	8,566	5,902
R92 他 の 事 業 サ ー ビ ス	118.4	130.4	100.0	7.6	10.0	3.8	37,130	22,522	14,609
RS R 一 括 分	129.0	137.1	111.0	8.9	10.8	4.6	18,111	12,488	5,624

「総実労働時間」 労働者が実際に労働した時間で、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」の合計をいう。

「所定内労働時間」 就業規則等で定められた始業時刻と終業時刻の間の休憩時間を除いた実労働時間のことをいう。

「所定外労働時間」 早出、残業、休日出勤等による実労働時間のことをいう。

(つづき)

(単位：時間、人)

パートタイム労働者数			増加常用労働者数			減少常用労働者数		
総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
377,519	116,914	260,605	21,404	9,760	11,644	20,103	9,696	10,407
2,378	742	1,636	297	205	92	317	229	87
22,071	6,476	15,595	1,700	1,024	675	1,687	1,123	564
443	137	306	56	38	17	46	31	14
652	183	469	506	347	159	225	171	54
9,067	2,529	6,538	566	434	133	652	489	163
95,823	24,555	71,268	3,675	1,555	2,120	3,600	1,711	1,889
3,252	302	2,950	556	188	368	511	226	284
4,547	2,038	2,509	317	199	118	372	233	139
7,351	4,205	3,146	511	228	283	310	184	126
93,774	33,825	59,949	5,026	2,175	2,851	4,798	2,119	2,680
15,612	4,594	11,018	858	253	605	794	241	553
32,825	14,729	18,096	3,204	1,491	1,714	3,025	1,452	1,574
64,908	12,398	52,510	2,534	701	1,833	2,276	573	1,703
1,266	200	1,066	117	64	53	112	80	31
23,550	10,001	13,549	1,481	859	622	1,379	834	545
10,343	3,293	7,050	440	173	267	374	181	193
1,110	194	916	85	35	49	78	43	35
38	20	18	8	5	2	7	4	2
194	96	98	2	-	2	7	6	1
865	235	630	38	16	22	31	13	18
946	337	609	78	59	19	73	53	20
1,146	177	969	112	68	44	116	72	45
2,137	476	1,661	54	29	25	74	36	38
14	-	14	1	1	-	1	1	-
483	139	344	39	30	9	26	15	11
x	x	x	x	x	x	x	x	x
x	x	x	x	x	x	x	x	x
368	226	142	165	126	38	158	122	36
160	76	84	36	31	5	68	62	7
483	229	254	130	94	36	135	101	35
814	154	660	101	64	37	68	42	26
530	45	485	112	76	36	115	92	23
1,260	476	784	131	93	39	99	72	26
91	8	83	22	18	4	32	27	5
349	244	105	75	69	6	96	84	12
721	52	669	63	29	34	101	72	29
11,518	2,456	9,062	885	362	522	713	430	283
84,305	22,099	62,206	2,790	1,193	1,597	2,887	1,282	1,606
8,429	3,051	5,378	575	262	313	629	260	369
85,345	30,774	54,571	4,451	1,913	2,538	4,169	1,859	2,311
21,376	4,940	16,436	965	380	585	1,010	370	640
43,533	7,458	36,075	1,569	321	1,249	1,266	203	1,063
2,326	614	1,712	513	272	241	445	237	208
17,937	8,360	9,577	722	443	280	758	477	282
3,287	1,027	2,260	246	144	102	176	121	55

「常用労働者」 期間を定めず又は1か月を超える期間を定めて雇われている者のことをいう。また、理事・重役等法人の役員や事業主の家族である従業者であっても、常時事業所に勤務して毎月給与の支払いを受けている者は含む。

「パートタイム労働者」 常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のことをいう。

表8 名目賃金(現金給与総額・きまって支給する給与)・総実労働時間・所定外労働時間・常用雇用の指数
5年間の推移

(令和2年=100)

区 分		調査 産業計	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	不動産業、 物品賃貸 業	学術研究、 専門・技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス 業	生活関連 サービス 業、娯楽業	教育、 学習 支援業	医療、 福祉	複合 サービス 事業	サービス 業（他に 分類され ないもの）
現金給与 総額	令和 3年	101.2	92.3	105.5	112.0	103.8	87.4	106.7	108.8	105.6	102.7	89.7	99.6	99.3	104.6	101.1	90.2
	4	105.6	100.6	113.0	107.2	104.5	95.0	112.5	115.7	124.6	103.7	90.4	103.1	108.4	100.5	100.9	96.7
	5	105.5	99.5	110.5	107.2	101.2	99.1	115.4	104.1	135.3	89.6	89.2	109.9	108.6	104.1	109.5	104.5
	6	110.8	101.2	114.2	135.6	99.2	102.6	125.7	108.2	121.3	97.6	100.4	107.1	113.9	103.4	112.0	101.5
	7	115.1	113.1	121.3	131.5	120.0	110.0	121.1	110.4	117.9	105.8	113.6	103.9	122.1	107.5	108.7	100.3
きま って 支 給 す る 給 与	令和 3年	100.9	91.7	104.3	111.3	100.0	91.3	105.6	101.3	107.2	102.2	88.8	101.9	101.6	104.8	102.1	91.4
	4	103.3	98.6	110.5	110.2	95.8	99.7	108.2	106.4	120.2	98.8	89.1	104.7	109.3	98.7	102.3	94.5
	5	103.3	98.1	108.7	115.5	96.3	102.8	108.1	97.8	133.1	88.0	88.0	107.0	108.3	102.2	111.5	104.6
	6	107.1	97.8	110.5	129.0	104.0	102.2	117.4	101.4	119.5	96.6	98.1	100.8	110.6	100.4	114.4	100.5
	7	110.4	104.3	115.5	126.1	112.1	111.6	115.3	105.5	116.4	102.8	107.3	105.4	118.2	101.7	110.2	101.7
総実 労働 時間	令和 3年	100.4	96.9	103.3	106.6	99.1	100.4	103.7	103.2	100.4	100.3	84.7	96.2	110.7	100.4	98.9	96.5
	4	103.3	105.4	104.3	104.0	96.2	106.1	104.6	105.4	109.2	95.6	98.9	102.0	116.5	100.1	97.5	99.1
	5	102.7	104.7	103.6	106.7	89.3	101.8	102.4	102.5	113.4	86.0	98.5	96.5	112.0	107.2	103.9	104.3
	6	103.9	102.1	102.5	113.6	82.6	104.9	104.7	100.5	106.7	97.4	97.0	92.3	113.3	107.1	103.7	102.6
	7	103.9	100.2	102.2	104.1	93.1	111.6	102.8	102.4	112.1	94.1	100.8	96.3	112.3	106.6	103.6	101.3
所定 外 労働 時間	令和 3年	109.7	98.4	126.8	136.1	103.2	98.0	111.7	118.3	124.2	101.9	70.7	133.2	144.7	96.3	74.7	103.9
	4	129.3	156.4	138.2	106.8	105.2	113.2	136.2	143.1	122.5	72.3	108.2	207.5	200.0	117.9	97.3	95.2
	5	120.3	105.7	121.7	107.8	83.5	105.7	116.3	112.7	147.1	63.7	105.1	156.1	161.0	175.7	143.7	94.0
	6	125.9	112.6	112.6	186.8	68.5	123.4	123.5	108.3	150.2	86.7	93.3	133.7	171.2	174.0	129.6	95.4
	7	122.7	122.9	112.6	152.9	94.2	142.7	108.3	126.1	174.3	86.2	83.3	200.8	145.3	129.0	118.1	117.1
常用 雇用 指数	令和 3年	101.2	102.8	101.6	94.7	98.6	93.0	100.8	97.2	101.7	100.9	103.8	101.7	105.1	100.7	100.5	101.2
	4	101.8	99.0	101.9	80.7	96.3	89.4	101.0	94.3	106.3	124.0	108.7	104.0	107.8	98.9	93.2	101.2
	5	101.3	99.5	103.8	97.3	113.2	101.5	92.9	98.8	101.7	126.2	100.1	93.1	108.2	104.1	77.3	106.8
	6	103.4	102.7	106.7	74.3	88.1	99.5	97.4	91.2	102.5	112.8	122.4	102.3	107.0	97.1	88.8	103.5
	7	103.9	101.3	104.1	75.2	108.8	94.2	98.3	90.9	97.6	115.1	127.3	110.0	110.0	96.7	88.7	102.9

注 令和6年1月調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数は過去に遡って改訂が行われることから、基準年（令和2年）の常用雇用指数は100とならない場合があることに注意が必要。

新規学卒者の賃金の推移（全国） （令和３年～令和７年　５年間）

	大 学 卒		高 校 卒	
	(単位：千円)	対前年比	(単位：千円)	対前年比
令和 ３ 年	225.4	-0.27%	179.7	1.13%
令和 ４ 年	228.5	1.38%	181.2	0.83%
令和 ５ 年	237.3	3.85%	186.8	3.09%
令和 ６ 年	248.3	4.64%	197.5	5.73%
令和 ７ 年	262.3	5.64%	207.3	4.96%

資料出所：令和７年賃金構造基本統計調査の概況（令和８年３月24日厚生労働省公表）

- ＊ 賃金は、６月分の所定内給与額の平均をいう。
「所定内給与額」とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により
６月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額
（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支
給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額である。

資料 No. 11

京都府内の中途採用者の採用時賃金情報

(令和4年～令和8年 1月～3月期比較)

	平均額 (単位円)	対前年同期比 (単位円、%)	
令和4年1月～3月	245,000	10,000	4.26%
令和5年1月～3月	251,000	6,000	2.45%
令和6年1月～3月	257,000	6,000	2.39%
令和7年1月～3月	263,000	6,000	2.33%
令和8年1月～3月	273,000	10,000	3.80%

(注)

- 1 京都労働局管内のハローワークにおける雇用保険の加入データに基づき、雇用形態が常用の者（日雇、パート、季節労働、臨時、新規学卒者を除く）を対象とし、採用時の賃金を集計したもの。
- 2 賃金は雇用保険被保険者資格取得届の賃金月額欄に記入された賃金額を基礎として平均値を算出し、千円単位で表示。
- 3 4半期毎に取りまとめているが、各年の1月～3月期について比較したもの。

求人募集賃金・求職者希望賃金情報

京都労働局

令和8年4月分

(単位:円)

		常 用			常 用 的 パ ー ト		
		求人募集賃金		求職者	求人募集賃金		求職者
		上限平均	下限平均	希望賃金	上限平均	下限平均	希望賃金
合 計		296,906	230,487	250,858	1,397	1,265	1,274
職 業 別	管理的職業従事者	308,864	254,074	667,857	—	—	2,500
	専門的・技術的職業従事者	327,742	243,975	272,965	1,687	1,486	1,570
	事務従事者	253,237	214,319	223,641	1,339	1,228	1,177
	販売従事者	301,838	232,372	260,559	1,319	1,218	1,167
	サービス職業従事者	271,437	225,137	226,188	1,373	1,230	1,171
	保安職業従事者	241,521	211,910	207,895	1,431	1,267	1,144
	農林漁業従事者	318,240	237,364	225,862	1,463	1,347	1,177
	生産工程従事者	284,050	214,634	234,682	1,259	1,162	1,165
	輸送・機械運転従事者	306,011	251,639	325,399	1,315	1,217	1,190
	建設・採掘従事者	365,525	239,556	300,484	1,887	1,455	1,163
	運搬・清掃・包装等従事者	256,155	220,532	213,760	1,240	1,184	1,129
年 齢 別	24歳以下	295,375	229,724	235,126	1,397	1,265	1,147
	25～34歳	295,406	229,685	263,784	1,396	1,264	1,281
	35～44歳	297,280	230,213	263,545	1,396	1,265	1,236
	45～54歳	301,393	232,410	246,823	1,396	1,265	1,334
	55歳以上	296,114	231,173	242,774	1,395	1,264	1,272

(注) 1 令和5年4月以降分の職種は、平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく。

2 「求人募集賃金」は、1か月間に受理した求人賃金(「常用」については基本給＋定期的に支払われる手当、時間外手当含まず。「常用的パート」については基本給。)の平均値です。

3 「求職者希望賃金」は、1か月間に新たに求職申込をした人の希望賃金の平均値です。

求人募集賃金・求職者希望賃金情報

ハローワーク南部5所

(京都西陣所、京都七条所、伏見所、宇治所、京都田辺所)

令和8年4月分

(単位:円)

		常 用			常 用 的 パ ー ト		
		求人募集賃金		求職者	求人募集賃金		求職者
		上限平均	下限平均	希望賃金	上限平均	下限平均	希望賃金
合 計		299,229	233,143	255,066	1,403	1,271	1,302
職 業 別	管理的職業従事者	292,751	263,759	689,615	—	—	2,500
	専門的・技術的職業従事者	329,723	246,323	277,070	1,682	1,485	1,608
	事務従事者	253,016	215,428	226,020	1,346	1,229	1,183
	販売従事者	302,956	234,225	264,402	1,335	1,233	1,172
	サービス職業従事者	273,827	227,851	229,451	1,379	1,238	1,183
	保安職業従事者	239,809	213,931	209,714	1,436	1,273	1,151
	農林漁業従事者	332,732	244,496	229,231	1,488	1,376	1,158
	生産工程従事者	291,017	216,584	240,894	1,275	1,164	1,201
	輸送・機械運転従事者	308,679	255,032	336,286	1,318	1,223	1,196
	建設・採掘従事者	378,521	246,860	308,000	1,919	1,468	1,163
	運搬・清掃・包装等従事者	258,860	222,673	217,940	1,240	1,185	1,136
年 齢 別	24歳以下	297,654	232,337	245,648	1,404	1,271	1,189
	25～34歳	297,679	232,333	266,758	1,402	1,270	1,323
	35～44歳	299,790	232,936	270,707	1,402	1,270	1,267
	45～54歳	304,053	235,245	250,792	1,403	1,270	1,392
	55歳以上	298,018	233,627	245,195	1,402	1,270	1,293

(注) 1 令和5年4月以降分の職種は、平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく。

2 「求人募集賃金」は、1か月間に受理した求人賃金(「常用」については基本給＋定期的に支払われる手当、時間外手当含まず。「常用的パート」については基本給。)の平均値です。

3 「求職者希望賃金」は、1か月間に新たに求職申込をした人の希望賃金の平均値です。

求人募集賃金・求職者希望賃金情報

ハローワーク北部3所
(福知山所、舞鶴所、峰山所)

令和8年4月分

(単位:円)

		常 用			常 用 的 パ ー ト		
		求人募集賃金		求職者	求人募集賃金		求職者
		上限平均	下限平均	希望賃金	上限平均	下限平均	希望賃金
合 計		285,086	216,975	218,941	1,359	1,232	1,144
職 業 別	管理的職業従事者	346,458	231,475	385,000	—	—	—
	専門的・技術的職業従事者	315,872	229,912	235,227	1,714	1,491	1,296
	事務従事者	254,782	206,580	198,083	1,292	1,214	1,135
	販売従事者	296,685	223,826	223,704	1,259	1,159	1,114
	サービス職業従事者	255,369	206,886	197,111	1,345	1,194	1,112
	保安職業従事者	251,796	199,784	186,667	1,311	1,140	1,123
	農林漁業従事者	273,651	215,420	196,667	1,321	1,186	1,242
	生産工程従事者	262,595	208,628	212,206	1,197	1,153	1,055
	輸送・機械運転従事者	291,528	233,218	259,130	1,287	1,173	1,164
	建設・採掘従事者	324,679	216,598	269,167	1,150	1,150	—
	運搬・清掃・包装等従事者	238,285	206,395	197,451	1,245	1,181	1,106
年 齢 別	24歳以下	283,319	216,378	200,189	1,360	1,232	1,108
	25～34歳	284,019	216,557	217,542	1,358	1,231	1,144
	35～44歳	285,277	216,846	221,563	1,358	1,231	1,115
	45～54歳	288,447	218,239	218,492	1,359	1,232	1,105
	55歳以上	285,617	217,414	224,208	1,357	1,233	1,161

(注) 1 令和5年4月以降分の職種は、平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく。

2 「求人募集賃金」は、1か月間に受理した求人賃金(「常用」については基本給＋定期的に支払われる手当、時間外手当含まず。「常用的パート」については基本給。)の平均値です。

3 「求職者希望賃金」は、1か月間に新たに求職申込をした人の希望賃金の平均値です。



報道関係者 各位

令和8年3月24日

【照会先】政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 外山

室長補佐 野仲

賃金第一係

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7656、7634)

(直通電話) 03(3595)3147

「令和7（2025）年賃金構造基本統計調査」の結果を公表します

厚生労働省では、このほど「令和7（2025）年賃金構造基本統計調査」の結果を取りまとめたので公表します。

「賃金構造基本統計調査」は、全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として、毎年6月分の賃金等について7月に調査を実施しています。

今回公表する内容は、全国及び都道府県別の賃金について、調査客体として抽出された79,321事業所のうち有効回答を得た59,836事業所から、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（52,242事業所）について集計したものです。

<調査結果のポイント>**1 一般労働者（短時間労働者以外の常用労働者）の賃金（月額）^{（注1）}**

男女計 340,600円（前年比3.1%増）（年齢44.4歳、勤続年数12.7年）

男性 373,400円（同 2.8%増）（年齢45.2歳、勤続年数14.2年）

女性 285,900円（同 3.9%増）（年齢43.2歳、勤続年数10.4年）

※ 男女間賃金格差（男＝100）76.6（前年差0.8ポイント上昇）は、比較可能な昭和51（1976）年以降で、格差が最も縮小 **【7頁・第2表、19頁・付表1】**

2 短時間労働者^{（注2）}の賃金（1時間当たり）^{（注1）}

男女計 1,518円（前年比2.8%増）（年齢46.2歳、勤続年数6.5年）

男性 1,769円（同 4.1%増）（年齢43.0歳、勤続年数5.4年）

女性 1,418円（同 2.2%増）（年齢47.5歳、勤続年数7.0年） **【17頁・第11表】**

（注1） 6月分として支払われた所定内給与額の平均値（1は月額、2は時間額）。

（注2） 同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない常用労働者をいう。

詳細は、別添概況をご覧ください。

令和 8 年 3 月 24 日

【照会先】政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室 長 外山

室長補佐 野仲

賃金第一係

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7656、7634)

(直通電話) 03(3595)3147

令和 7（2025）年賃金構造基本統計調査の概況

目 次	
調査の概要	1 頁
利用上の注意	3 頁
主な用語の定義	4 頁
結果の概要	
1 一般労働者の賃金	
（1）賃金の推移	6 頁
（2）性別にみた賃金	7 頁
（3）学歴別にみた賃金	8 頁
（4）企業規模別にみた賃金	9 頁
（5）産業別にみた賃金	10 頁
（6）雇用形態別にみた賃金	12 頁
（7）勤続年数階級別にみた賃金	14 頁
（8）役職別にみた賃金	15 頁
（9）在留資格区分別にみた賃金	15 頁
（10）新規学卒者の学歴別にみた賃金	16 頁
（11）都道府県別にみた賃金	16 頁
2 短時間労働者の賃金	
（1）性別にみた賃金	17 頁
（2）企業規模別にみた賃金	18 頁
（3）産業別にみた賃金	18 頁
統計表	19 頁

令和 7 年（2025）賃金構造基本統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。

アドレス (https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本全国（ただし、一部島しょ部を除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく 16 大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）〕

(3) 事業所

事業所母集団データベース（令和 4 年次フレーム）の事業所を母集団として、上記(2)に掲げる産業に属し、5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9 人の事業所については企業規模が 5～9 人の事業所に限る。）及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から、都道府県、産業及び事業所規模別に無作為抽出した 79,321 事業所を客体とした。

3 調査事項

事業所の属性及び雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数、労働者の性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規学卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、令和 6（2024）年 1 月から令和 6 年 12 月までの 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額、在留資格

4 調査の時期

令和 7（2025）年 6 月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については原則として令和 6 年（2024）1 月から令和 6 年 12 月までの 1 年間）について、令和 7 年 7 月に調査を行った。

5 調査の方法

調査票の配布は、複数の調査事業所を有し、これらの事業所の報告を一括して行うことを厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）にあっては厚生労働省が業務を委託する民間事業者（以下「民間事業者」という。）から、一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所（以下「一括調査企業以外の事業所」という。）にあっては厚生労働省から、それぞれ郵送することにより行った。

調査票の回収は、（ア）記入済みの調査票を郵送する方式、（イ）インターネットを利用したオンライン報告方式、（ウ）調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式のうちいずれかの方法により、以下のとおり回収した。

- (1) 一括調査企業
(ア) 及び(ウ)については民間事業者が、(イ)については厚生労働省が回収した。
- (2) 一括調査企業以外の事業所
(ア) 及び(ウ)については都道府県労働局又は労働基準監督署が郵送により回収した。
ただし、一部の事業所については、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が訪問し、回収した。(イ)については厚生労働省が回収した。

6 集計・推計方法

都道府県、産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した労働者数の加重平均により賃金等を算出した。

7 調査系統

- (1) 一括調査企業
 - (ア) 調査票の配布
厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者
 - (イ) 調査票の回収
(オンライン調査以外)
厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者
(オンライン調査)
厚生労働省 — 報告者
- (2) 一括調査企業以外の事業所
 - (ア) 調査票の配布
厚生労働省 — 報告者
 - (イ) 調査票の回収
(オンライン調査以外)
厚生労働省 — 都道府県労働局 — (労働基準監督署) — (調査員・職員) — 報告者
(オンライン調査)
厚生労働省 — 報告者

8 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数：79,321 事業所 有効回答数：59,836 事業所 有効回答率：75.4%

なお、本概況では、有効回答を得た59,836事業所のうち、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(52,242事業所)について集計した。

利用上の注意

- 1 本概況に用いている「賃金」は、令和7(2025)年6月分として支払われた所定内給与額の平均をいう。
- 2 賃金カーブとは、年齢（階級）とともに変化する賃金の状況をグラフで表したものをいう。
- 3 年齢階級別の図の線上の●印は賃金のピークを示す。
- 4 統計表に用いている符号等
「＊」は、調査回答数が少ない等、利用に際し注意を要する場合を示す。
「…」は、計数を表章することが不適当な場合を示す。
「－」は、該当する数値がない場合を示す。
- 5 本概況では、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所について、次の要件を満たす常用労働者を集計している。
 - (1) 調査対象期日の令和7(2025)年6月30日（給与締切日の定めがある場合には、6月における最終給与締切日）現在において、年齢が満15歳以上のもの。
 - (2) 令和7(2025)年6月分の給与の算定期間（例えば、毎月25日が給与締切日であれば、5月26日～6月25日の期間、給与締切日がない場合は、6月1日～6月30日の期間）中に、実労働日数が18日以上であって、1日当たりの所定内実労働時間数が5時間以上のもの（ただし、短時間労働者については、1日以上であって、1日当たり1時間以上9時間未満のもの。）。
 - (3) 令和7(2025)年6月分の所定内給与額が50.0千円以上のもの（ただし、短時間労働者については、1時間当たり所定内給与額が400円以上のもの。）。

主な用語の定義

「常用労働者」

次のいずれかに該当する労働者をいう。

- (1) 期間を定めずに雇われている労働者
- (2) 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「賃金」

本概況に用いている「賃金」は、調査実施年6月分の所定内給与額の平均をいう。

「所定内給与額」とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

「1時間当たり賃金」

短時間労働者について、労働者ごとに賃金を所定内実労働時間数で除したものを平均した額をいう。

「企業規模」

調査労働者の属する企業の全常用労働者数の規模をいい、本概況では、常用労働者1,000人以上を「大企業」、100～999人を「中企業」、10～99人を「小企業」に区分している。

「就業形態」

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

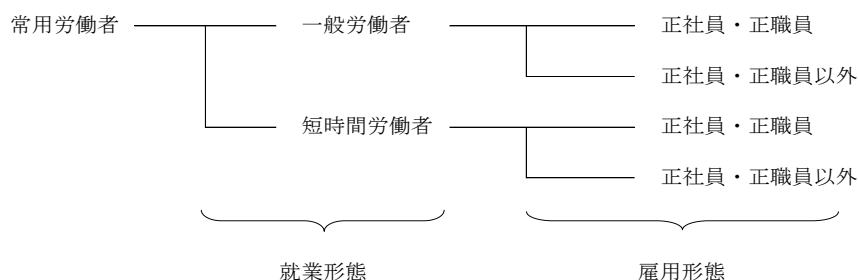
「一般労働者」とは、「短時間労働者」に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者をいう。

「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「雇用形態」

常用労働者を「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に区分している。

「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。



「年齢」

調査対象期日現在の満年齢の平均をいう。

「勤続年数」

労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数の平均をいう。

「役職」

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職者を「部長級」、「課長級」、「係長級」等の階級に区分し、役職者以外の者を「非役職者」としている。

「在留資格区分」

常用労働者のうち外国人労働者について、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格に基づき、以下のとおり区分している。ただし、特別永住者及び外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。

在留資格区分	含まれる在留資格
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能
特定技能	特定技能1号、特定技能2号
身分に基づくもの	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
技能実習	技能実習
留学（資格外活動）	留学
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	文化活動、短期滞在、研修、家族滞在、特定活動

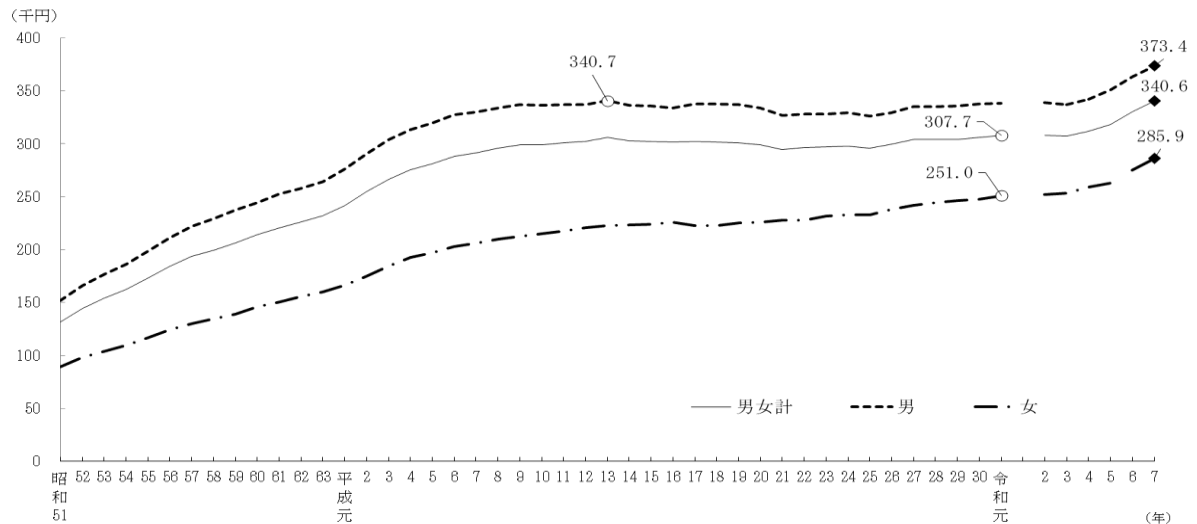
結果の概要

1 一般労働者の賃金

(1) 賃金の推移

賃金は、男女計 340.6 千円、男性 373.4 千円、女性 285.9 千円となっている。
男女間賃金格差（男＝100）は、76.6 となっている。（第 1 図、第 1 表、付表 1）

第 1 図 性別賃金の推移



注： 1）平成30(2018)年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
2）令和2(2020)年から有効回答率を考慮した推計方法に変更している。
3）線上の○印は令和元(2019)年以前における賃金のピークを、◆印は本概況での公表値を示す。

第 1 表 性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差、対前年差の推移

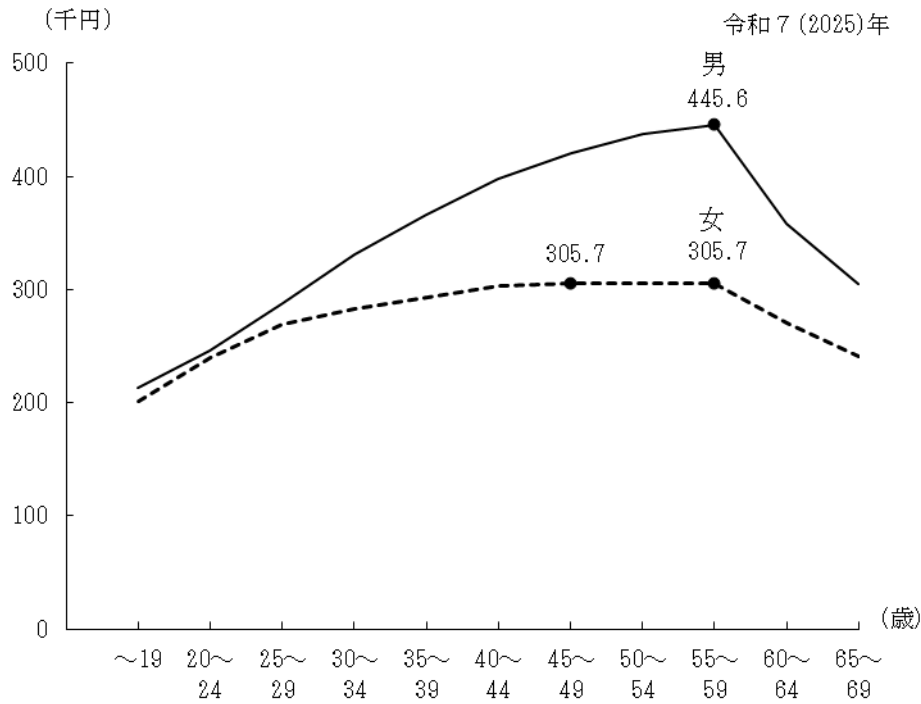
年 ¹⁾	男女計		男		女		男女間賃金格差 (男＝100)	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金格差 (男＝100)	対前年差 ²⁾ (ポイント)
平成 13 (2001) 年	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	-0.2
14 (2002)	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9	-1.7
18 (2006)	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3	-0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	-0.1
令和 元 (2019)	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
※令和 元 (2019) 年 ²⁾	306.0	...	336.1	...	249.8	...	74.3	...
2 ²⁾ (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0
3 (2021)	307.4	-0.1	337.2	-0.5	253.6	0.7	75.2	0.9
4 (2022)	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	75.7	0.5
5 (2023)	318.3	2.1	350.9	2.6	262.6	1.4	74.8	-0.9
6 (2024)	330.4	3.8	363.1	3.5	275.3	4.8	75.8	1.0
7 (2025)	340.6	3.1	373.4	2.8	285.9	3.9	76.6	0.8

注： 1）平成30(2018)年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
2）令和2(2020)年から有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和2年の対前年増減率及び対前年差（ポイント）は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。
「※令和元(2019)年²⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

(2) 性別にみた賃金

男女別に賃金カーブをみると、男性では、55～59 歳で 445.6 千円（20～24 歳の賃金を 100 とすると 181.4）と賃金がピークとなり、その後下降している。女性では、45～49 歳及び 55～59 歳の 305.7 千円（同 127.6）が最も高くなっており、男性に比べ賃金の上昇が緩やかとなっている。（第 2 図、第 2 表）

第 2 図 性、年齢階級別賃金



第 2 表 性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差

年齢階級	男女計			男			女		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)
年齢計 ¹⁾	340.6	3.1	140.3	373.4	2.8	152.0	285.9	3.9	119.3
～19歳	208.3	4.5	85.8	212.5	4.4	86.5	201.4	5.3	84.1
20～24	242.8	4.4	100.0	245.7	4.9	100.0	239.6	3.9	100.0
25～29	279.4	4.6	115.1	288.0	4.8	117.2	268.8	4.1	112.2
30～34	312.3	4.3	128.6	330.4	4.5	134.5	283.2	4.3	118.2
35～39	340.6	3.6	140.3	366.2	3.9	149.0	292.4	2.8	122.0
40～44	364.3	3.7	150.0	398.2	3.3	162.1	303.6	5.3	126.7
45～49	377.9	1.4	155.6	420.7	1.1	171.2	305.7	2.6	127.6
50～54	388.8	2.2	160.1	437.5	2.2	178.1	305.4	3.4	127.5
55～59	396.2	1.1	163.2	445.6	0.3	181.4	305.7	4.0	127.6
60～64	329.3	3.7	135.6	358.5	4.0	145.9	270.8	4.2	113.0
65～69	285.3	3.6	117.5	304.3	3.4	123.9	240.7	2.9	100.5
年齢(歳)	44.4			45.2			43.2		
勤続年数(年)	12.7			14.2			10.4		

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

(3) 学歴別にみた賃金

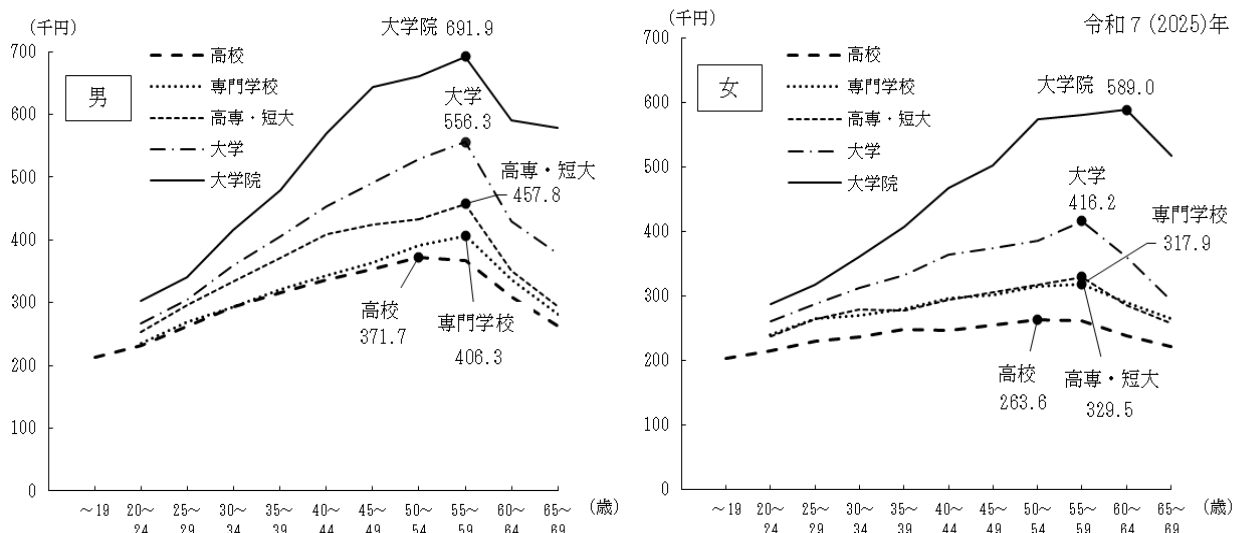
学歴別に賃金をみると、男女計では、高校 297.2 千円、専門学校 313.7 千円、高専・短大 321.2 千円、大学 396.3 千円、大学院 517.4 千円となっている。男女別にみると、男性では、高校 321.7 千円、大学 429.6 千円、女性では、高校 245.0 千円、大学 327.4 千円となっている。（第3表、第3図）

第3表 学歴、性、年齢階級別賃金及び対前年増減率

性、年齢階級		高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	年齢計 ¹⁾	297.2	2.9	313.7	2.2	321.2	4.6	396.3	2.7	517.4	4.1
	～19歳	209.4	4.8	—	—	—	—	—	—	—	—
	20～24	225.2	3.6	238.4	3.2	243.3	5.6	263.9	5.2	298.8	4.4
	25～29	251.7	3.6	266.8	4.2	277.2	7.2	296.4	4.4	335.0	7.5
	30～34	276.2	4.1	282.2	2.1	301.7	7.9	340.3	4.6	406.1	4.7
	35～39	296.6	4.8	302.7	2.0	313.4	4.8	382.2	2.4	466.6	3.9
	40～44	309.0	2.6	321.6	1.8	336.9	8.0	425.3	4.7	553.7	5.4
	45～49	322.2	1.7	334.0	-0.9	340.8	3.2	458.4	-0.2	617.8	4.1
	50～54	335.1	2.3	357.0	2.0	349.0	2.3	494.9	0.7	648.3	1.4
	55～59	332.1	0.2	363.7	2.3	364.0	4.5	529.1	0.4	676.2	-0.3
	60～64	286.7	4.9	310.2	1.6	304.1	4.1	420.2	3.8	589.8	1.6
	65～69	250.9	3.5	272.4	0.6	269.0	-1.7	367.5	5.2	571.3	-2.5
	年齢(歳)	46.8		43.7		44.6		41.8		42.5	
男	勤続年数(年)	14.2		11.9		13.2		12.2		12.2	
	年齢計 ¹⁾	321.7	2.7	338.3	2.1	375.3	3.0	429.6	2.8	534.8	4.1
	～19歳	213.7	5.2	—	—	—	—	—	—	—	—
	20～24	231.1	3.5	236.0	4.3	252.4	5.2	267.4	6.3	302.0	4.6
	25～29	262.3	3.8	268.8	4.4	296.5	7.0	305.1	5.1	341.0	7.8
	30～34	293.0	4.5	293.4	2.2	333.5	7.1	358.9	5.4	416.2	4.8
	35～39	315.9	4.5	321.2	2.5	372.1	6.2	405.9	3.3	479.8	4.6
	40～44	336.3	2.5	343.1	0.5	409.5	8.2	452.8	4.6	569.7	4.9
	45～49	353.9	1.6	362.8	-0.6	425.1	2.9	491.4	-0.4	644.4	4.3
	50～54	371.7	2.5	391.6	1.9	433.6	0.4	528.8	1.4	660.9	-0.1
	55～59	367.4	-0.5	406.3	2.6	457.8	0.9	556.3	1.2	691.9	-0.6
	60～64	309.2	5.4	336.0	1.5	350.7	4.3	430.3	4.0	590.0	2.9
	65～69	263.4	2.4	281.8	3.4	293.6	-4.4	377.5	6.6	579.4	-6.7
	年齢(歳)	46.8		44.0		42.9		43.8		42.9	
	勤続年数(年)	15.4		13.6		14.4		13.9		13.0	
女	年齢計 ¹⁾	245.0	3.1	287.5	2.2	294.4	3.6	327.4	3.9	438.2	4.1
	～19歳	202.2	4.7	—	—	—	—	—	—	—	—
	20～24	214.6	3.7	240.2	2.6	237.5	4.7	260.4	4.1	288.0	3.6
	25～29	230.0	2.8	265.0	4.0	264.5	5.4	286.9	3.7	317.1	7.1
	30～34	236.0	2.9	269.6	1.9	279.2	7.5	311.5	3.8	361.3	4.6
	35～39	248.5	5.7	279.1	1.5	277.3	2.5	332.4	0.3	406.7	0.9
	40～44	246.8	2.2	296.4	5.1	293.2	2.6	363.7	7.3	466.7	4.1
	45～49	253.9	2.8	300.9	-1.0	305.3	0.7	373.8	2.2	503.2	4.9
	50～54	263.6	3.0	314.3	2.2	317.3	2.7	386.3	1.3	574.7	9.9
	55～59	261.0	1.5	317.9	-0.1	329.5	5.7	416.2	3.1	580.6	4.0
	60～64	238.8	3.6	289.7	2.4	286.3	4.6	360.1	4.1	589.0	-4.9
	65～69	220.9	4.1	264.1	-2.1	257.5	0.5	292.0	-4.6	517.8	12.7
	年齢(歳)	46.6		43.4		45.5		37.6		40.8	
	勤続年数(年)	11.6		10.1		12.7		8.7		9.0	

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第3図 学歴、性、年齢階級別賃金



(4) 企業規模別にみた賃金

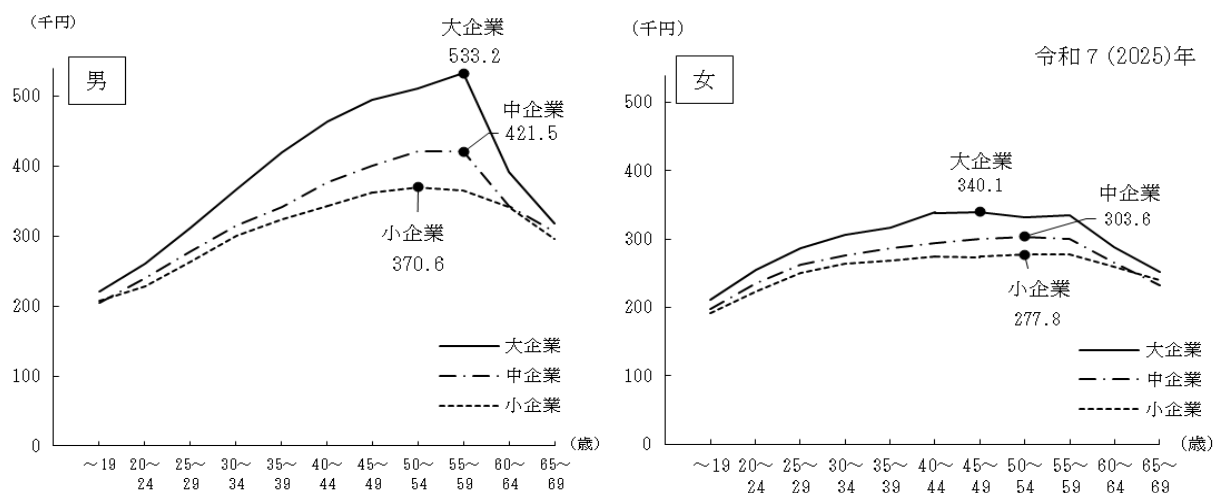
企業規模別に賃金をみると、男女計では、大企業 385.1 千円、中企業 326.2 千円、小企業 305.6 千円となっている。男女別にみると、男性では、大企業 428.0 千円、中企業 356.0 千円、小企業 329.6 千円、女性では、大企業 310.8 千円、中企業 280.1 千円、小企業 264.0 千円となっている。（第4表、第4図）

第4表 企業規模、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び企業規模間賃金格差

性、年齢階級		大企業			中企業			小企業		
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ 【大企業=100】		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ 【大企業=100】
男女計	年齢計 ²⁾	385.1	5.7	326.2	1.0	84.7 (88.6)		305.6	2.1	79.4 (82.1)
	～19歳	218.4	5.8	202.6	4.3	92.8 (94.1)		201.9	3.8	92.4 (94.2)
	20～24	258.4	5.6	237.6	4.5	92.0 (92.9)		226.3	2.0	87.6 (90.6)
	25～29	301.7	5.9	270.6	4.6	89.7 (90.8)		258.2	2.4	85.6 (88.5)
	30～34	344.6	5.7	299.4	4.0	86.9 (88.3)		286.5	2.8	83.1 (85.5)
	35～39	386.3	4.5	322.3	2.9	83.4 (84.7)		305.3	2.9	79.0 (80.3)
	40～44	422.0	6.5	346.1	1.8	82.0 (85.8)		318.9	1.6	75.6 (79.2)
	45～49	439.3	4.7	362.1	-0.6	82.4 (86.8)		330.0	0.1	75.1 (78.6)
	50～54	447.6	5.3	376.0	-0.7	84.0 (89.1)		336.6	2.0	75.2 (77.6)
	55～59	465.9	2.9	376.7	-2.2	80.9 (85.1)		335.1	0.7	71.9 (73.5)
	60～64	357.7	7.5	316.2	-0.2	88.4 (95.2)		315.7	3.7	88.3 (91.5)
	65～69	294.6	7.1	284.6	1.0	96.6 (102.4)		281.0	4.0	95.4 (98.3)
	年齢(歳)	43.4		44.1				46.0		
男	年齢計 ²⁾	428.0	6.1	356.0	0.1	83.2 (88.2)		329.6	1.6	77.0 (80.4)
	～19歳	221.7	5.5	205.5	4.3	92.7 (93.7)		207.9	4.2	93.8 (94.9)
	20～24	261.3	6.7	240.3	4.4	92.0 (94.0)		229.0	1.9	87.6 (91.8)
	25～29	312.2	7.0	278.0	4.3	89.0 (91.3)		263.6	1.3	84.4 (89.2)
	30～34	366.4	6.6	315.4	4.1	86.1 (88.2)		300.4	1.7	82.0 (85.9)
	35～39	420.0	5.8	342.3	2.8	81.5 (83.9)		324.6	2.0	77.3 (80.2)
	40～44	464.8	6.1	376.8	1.7	81.1 (84.6)		343.3	0.5	73.9 (78.0)
	45～49	495.1	5.2	400.6	-1.5	80.9 (86.4)		362.1	-0.4	73.1 (77.2)
	50～54	511.2	5.6	420.8	-1.5	82.3 (88.2)		370.6	1.8	72.5 (75.2)
	55～59	533.2	3.7	421.5	-4.2	79.1 (85.6)		366.1	0.0	68.7 (71.2)
	60～64	391.9	9.3	343.4	-0.7	87.6 (96.5)		341.8	3.7	87.2 (91.9)
	65～69	317.9	9.1	307.0	0.6	96.6 (104.8)		295.9	3.4	93.1 (98.2)
	年齢(歳)	43.9		44.9				46.9		
女	年齢計 ²⁾	310.8	4.8	280.1	3.2	90.1 (91.5)		264.0	3.3	84.9 (86.1)
	～19歳	211.9	7.9	198.6	4.2	93.7 (97.1)		192.2	3.9	90.7 (94.2)
	20～24	255.1	4.3	234.9	4.7	92.1 (91.7)		223.2	2.2	87.5 (89.3)
	25～29	287.5	4.1	262.3	5.1	91.2 (90.3)		251.3	4.0	87.4 (87.5)
	30～34	306.7	3.9	275.6	4.6	89.9 (89.3)		264.0	5.1	86.1 (85.1)
	35～39	316.9	0.9	287.5	3.3	90.7 (88.6)		269.2	4.8	84.9 (81.8)
	40～44	339.5	8.0	294.1	2.9	86.6 (90.9)		275.2	4.8	81.1 (83.5)
	45～49	340.1	4.6	300.9	2.0	88.5 (90.7)		274.8	0.8	80.8 (83.8)
	50～54	332.2	4.4	303.6	2.6	91.4 (93.0)		277.8	3.9	83.6 (84.0)
	55～59	335.6	4.9	300.2	3.1	89.5 (91.1)		277.4	2.1	82.7 (84.9)
	60～64	288.0	7.3	266.0	2.3	92.4 (96.9)		259.0	2.7	89.9 (94.0)
	65～69	252.9	3.5	232.4	0.4	91.9 (94.7)		239.9	4.2	94.9 (94.2)
	年齢(歳)	42.4		42.8				44.5		
	勤続年数(年)	11.1		10.2				9.8		

注： 1) () 内は、令和6(2024)年の数値である。
2) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第4図 企業規模、性、年齢階級別賃金



(5) 産業別にみた賃金

産業別に賃金をみると、男女計では、「電気・ガス・熱供給・水道業」（444.0 千円）が最も高く、次いで「学術研究，専門・技術サービス業」（440.3 千円）となっており、「宿泊業，飲食サービス業」（277.2 千円）が最も低くなっている（第5－1表、第5－2表、第5図）。

第5－1表 産業、年齢階級別賃金及び対前年増減率

令和7(2025)年

年齢階級			鉱業、採石業、砂利採取業		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業、郵便業		卸売業、小売業		金融業、保険業	
			賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	賃金 (千円)	年齢計 ¹⁾	388.3	4.3	366.3	3.9	330.0	3.6	444.0	1.5	406.0	3.8	312.7	2.6	349.1	1.6	437.0	6.4
		～19歳	235.0	10.6	221.5	8.8	209.0	5.5	214.2	4.9	205.0	2.3	211.7	3.5	198.3	-0.7	203.2	10.5
		20～24	285.1	6.6	250.5	4.9	227.1	4.8	260.7	6.7	262.2	5.3	241.4	2.8	241.0	4.5	266.5	6.4
		25～29	327.0	0.8	292.8	7.2	259.3	3.8	309.9	3.8	308.7	7.3	278.2	4.4	272.7	2.5	309.6	3.8
		30～34	396.5	12.8	330.9	8.0	291.2	3.1	379.5	2.4	363.4	3.9	306.9	5.1	302.2	3.2	378.6	5.4
		35～39	435.1	9.7	361.9	6.4	324.4	3.4	448.8	4.5*	410.1	4.9	324.3	5.3	336.7	2.8	448.7	7.0
		40～44	492.0	12.3	380.5	6.3	351.8	2.9	500.4	5.9	456.8	3.9	344.6	8.1	361.5	-0.5	494.1	6.4
		45～49	410.0	6.5	397.3	-0.5	372.8	4.6	524.7	3.5	491.7	3.6	335.5	2.6	385.4	-2.8	521.2	6.9
		50～54	401.0	-4.7	429.8	5.5	384.7	2.8	548.0	-1.5	491.3	1.3	335.2	2.3	418.1	0.4	532.7	7.3
		55～59	412.6	3.5	447.2	2.3	399.2	2.2	583.3	3.5	516.3	-0.8	324.3	-2.8	423.4	-0.7	495.9	5.1
		60～64	339.5	-2.4	389.5	-0.1	304.0	3.2	334.6	4.9	451.5	36.4	289.7	3.8	332.9	5.3	382.5	5.6
		65～69	295.7	8.2	329.3	-1.1	259.4	4.7	313.4	4.7*	385.8	25.5	252.7	3.0	261.8	3.1	370.4	6.8
	年齢(歳)		48.5		45.5		44.1		43.1		40.2		48.7		44.3		44.2	
	勤続年数(年)		13.9		13.7		15.3		17.6		12.3		12.9		14.5		14.6	

年齢階級			不動産業、物品賃貸業		学術研究，専門・技術サービス業		宿泊業，飲食サービス業		生活関連サービス業，娯楽業		教育，学習支援業		医療，福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)	
			賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	賃金 (千円)	年齢計 ¹⁾	360.1	-3.1	440.3	9.6	277.2	2.9	295.2	3.3	379.4	0.9	315.7	3.0	319.0	3.9	284.9	-0.3
		～19歳	208.1	1.9	219.5	12.3	204.7	5.2	208.1	4.0	199.1	5.7	192.4	-3.3	206.7	9.8	208.2	0.7
		20～24	261.7	0.8	280.1	14.2	224.6	1.6	229.8	2.4	240.9	3.6	249.0	2.0	224.2	5.0	235.0	5.8
		25～29	298.2	1.9	335.8	13.8	250.5	3.0	269.4	6.6	272.9	2.0	277.3	0.9	247.2	3.4	260.6	6.5
		30～34	337.3	-0.1	406.6	15.2	270.0	2.6	285.8	4.3	312.1	0.5	298.8	0.8	272.5	5.3	274.6	4.3
		35～39	371.7	-10.8	440.5	10.7	286.4	1.2	308.9	4.5	354.3	1.2	321.5	4.7	304.4	5.8	283.2	-2.1
		40～44	399.2	-3.6	484.8	11.5	302.3	2.4	324.0	0.5	381.3	-1.7	328.6	6.0	326.5	4.2	302.2	0.0
		45～49	414.3	-3.0	525.6	14.7	327.3	6.6	338.4	2.2	413.4	-1.6	330.0	-0.1	357.2	3.2	308.6	-5.2
		50～54	431.1	-0.2	489.2	2.0	312.7	2.4	336.8	6.3	445.3	1.9	337.0	3.2	379.7	2.7	312.8	-1.0
		55～59	414.6	-7.2	536.7	8.1	304.8	4.2	330.4	4.2	473.3	1.5	347.8	4.3	376.5	-1.1	311.7	-2.5
		60～64	334.6	-1.5	425.5	3.4	265.7	0.4	275.4	4.2	457.3	1.4	323.3	1.4	264.2	9.7	275.4	-0.3
		65～69	259.8	3.4	388.3	3.9	228.8	1.1	232.8	8.1	420.9	-0.3	318.8	5.0	222.2	9.3	241.9	-0.3
	年齢(歳)		43.9		42.9		43.1		42.3		44.2		44.0		44.9		45.9	
	勤続年数(年)		10.7		12.1		9.6		10.6		11.7		9.9		16.8		9.3	

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

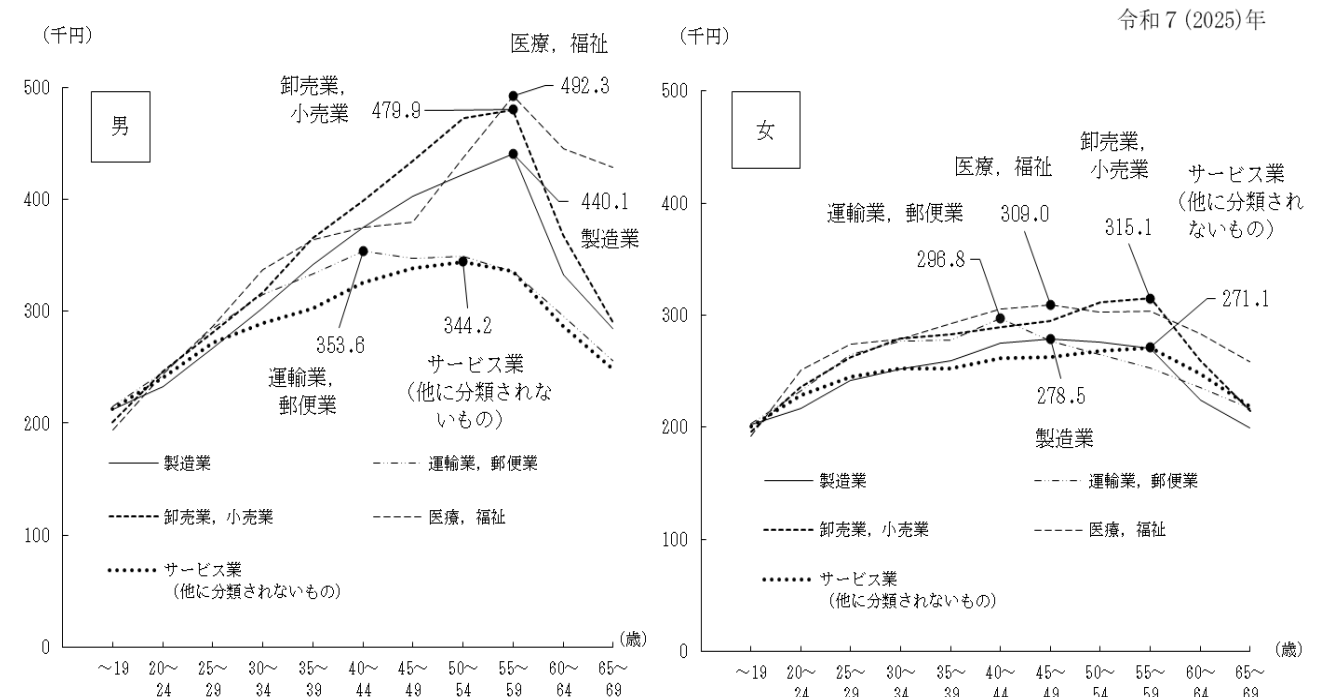
第5－2表 産業、性、年齢階級別賃金及び対前年増減率

令和7(2025)年

性、年齢階級		鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）
男	年齢計 ^①	395.2	379.6	355.9	454.5	428.1	322.3	388.4	553.3	394.5	477.9	309.7	328.2	444.8	378.0	344.3	302.8
	～19歳	229.6	222.2	212.2	215.4	204.5	215.4	200.5*	172.2	207.3	224.8	209.3	199.8	206.6	193.9	220.5	213.3
	20～24	275.5	249.6	232.3	260.9	264.5	246.0	245.9	276.0	267.6	282.7	226.6	229.9	244.1	243.5	233.3	240.1
	25～29	327.0	296.0	267.0	310.3	312.4	284.0	281.4	339.8	314.9	343.1	259.0	278.2	290.6	285.9	256.0	272.1
	30～34	392.5	339.2	302.7	383.5	374.1	314.7	316.9	449.9	359.4	429.5	288.6	302.4	348.0	336.8	282.8	289.8
	35～39	451.2	375.1	341.6	456.5*	423.5	333.6	365.2	583.5	400.6	468.0	306.3	335.8	401.5	363.5	316.1	302.3
	40～44	493.3	396.9	374.6	513.5	473.8	353.6	398.1	652.4	441.8	533.0	332.2	358.6	441.5	374.9	343.9	325.1
	45～49	419.7	419.7	402.8	538.9	518.0	347.1	434.6	715.8	467.0	583.9	371.1	378.3	489.3	379.3	382.3	338.2
	50～54	422.2	452.9	422.4	566.9	515.8	348.7	472.5	711.2	489.3	541.1	355.6	382.7	521.9	436.9	411.9	344.2
	55～59	417.2	468.1	440.1	599.9	542.1	335.2	479.9	642.8	471.4	589.7	352.5	379.7	539.5	492.3	417.5	335.5
	60～64	347.6	402.2	332.2	342.3	470.8	295.2	367.8	429.6	359.6	452.8	302.8	302.1	495.5	445.2	278.8	286.5
	65～69	304.1	339.5	284.7	314.6*	399.5	255.8	289.4	373.5	266.7	399.4	256.9	241.9	435.7	428.3	232.0	247.7
	賃金(年齢計)の対前年増減率(%)	4.0	3.8	3.5	0.7	3.8	3.2	0.6	7.6	-5.2	9.8	2.9	3.1	2.7	2.6	3.2	-1.5
	年齢(歳)	48.8	45.8	44.3	43.4	41.3	49.5	45.1	44.4	45.1	43.8	44.0	44.1	47.1	43.8	45.7	46.9
	勤続年数(年)	14.1	14.3	16.4	18.1	13.4	13.5	16.2	16.7	11.7	13.2	10.7	11.9	13.3	10.6	18.1	10.2
女	年齢計 ^①	345.8	292.2	254.2	382.0*	350.3	263.2	281.6	339.1	301.0	353.5	239.6	256.9	322.8	289.7	266.6	254.6
	～19歳*	277.4	216.3	202.5	206.9	205.5	202.8	196.2	207.3	208.7	202.1	200.6	212.8	189.8	191.8	200.7	200.5
	20～24	322.9	255.2	216.8	259.8	257.5	232.8	235.6	258.2	254.7	276.0	223.2	229.7	240.0	250.6	215.2	228.4
	25～29	327.6	277.2	241.3	308.3	302.6	264.4	262.4	286.1	278.1	324.1	241.6	261.7	264.7	274.3	236.8	244.6
	30～34	415.6	283.9	252.2	353.2	343.3	276.5	279.3	320.6	302.2	359.6	250.2	265.2	284.4	278.8	250.9	252.8
	35～39	347.9	292.4	259.0	403.4*	379.3	277.4	283.1	332.4	321.1	373.9	259.8	270.1	311.2	292.7	276.5	252.5
	40～44	484.7	289.9	274.9	426.9*	403.5	296.8	289.7	362.9	321.6	370.1	258.0	272.9	329.7	305.2	286.9	261.4
	45～49	351.9	297.2	278.5	432.2*	405.4	276.9	294.6	375.5	323.4	382.6	264.1	278.8	344.5	309.0	295.0	262.8
	50～54	298.1	319.1	276.3	441.8	407.0	264.7	311.9	375.7	330.0	372.6	247.9	273.2	375.5	302.5	302.3	268.1
	55～59	372.2	326.7	270.2	481.9	431.0	253.1	315.1	354.0	312.0	388.0	244.1	266.3	397.2	303.7	282.4	271.1
	60～64	273.2	294.8	224.0	252.8*	314.8	235.5	259.8	336.0	273.4	319.3	219.8	230.3	389.1	283.3	227.3	247.6
	65～69	233.3	220.8	199.2	293.6	249.7	216.8	214.2	368.2	230.8	291.4	198.8	217.6	384.9	258.8	200.7	217.9
	賃金(年齢計)の対前年増減率(%)	8.6	6.0	4.3	9.6	4.9	-1.7	5.7	4.8	2.7	10.0	2.5	3.4	-0.2	2.7	5.5	2.5
	年齢(歳)	46.6	44.3	43.7	41.5	37.4	44.4	42.9	44.0	41.9	40.8	42.1	40.1	41.7	44.2	43.0	44.1
	勤続年数(年)	12.9	10.9	12.3	15.1	9.6	10.1	11.5	12.8	9.0	9.6	8.4	9.1	10.2	9.7	14.1	7.8

注： ① 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第5図 主な産業、性、年齢階級別賃金



(6) 雇用形態別にみた賃金

雇用形態別に賃金をみると、男女計では、正社員・正職員 358.8 千円に対し、正社員・正職員以外 241.7 千円となっている。男女別にみると、男性では、正社員・正職員 387.4 千円に対し、正社員・正職員以外 268.1 千円、女性では、正社員・正職員 304.9 千円に対し、正社員・正職員以外 218.4 千円となっている。

雇用形態間賃金格差（正社員・正職員＝100）は、男女計 67.4、男性 69.2、女性 71.6 となっている。男女計でみると賃金格差が最も大きいのは、企業規模別では大企業（60.7）で、産業別では「卸売業，小売業」（61.3）となっている。（第6－1表、第6－2表、第6－3表、第6図）

第6－1表 雇用形態、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和7(2025)年

年齢階級	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】
年齢計 ²⁾	358.8	2.9	241.7	3.7	67.4 (66.9)	387.4	2.8	268.1	3.4	69.2 (68.8)	304.9	3.6	218.4	3.9	71.6 (71.5)
～19歳	210.8	4.6	186.3	3.8	88.4 (89.0)	214.8	4.7	187.3	1.7	87.2 (89.8)	203.8	5.0	185.3	6.0	90.9 (90.1)
20～24	247.5	4.4	203.5	3.1	82.2 (83.2)	250.0	5.0	205.1	3.1	82.0 (83.5)	244.8	3.9	202.0	3.2	82.5 (83.1)
25～29	285.0	4.5	227.9	3.8	80.0 (80.5)	292.4	4.9	236.6	4.1	80.9 (81.5)	275.3	3.8	220.9	3.0	80.2 (80.9)
30～34	321.1	4.1	233.8	5.4	72.8 (71.9)	337.0	4.4	247.9	6.5	73.6 (72.1)	293.4	4.0	222.0	4.0	75.7 (75.6)
35～39	352.6	3.6	230.3	3.9	65.3 (65.1)	374.2	4.1	247.7	3.3	66.2 (66.7)	307.2	2.5	217.8	3.9	70.9 (70.0)
40～44	379.0	3.3	230.6	3.6	60.8 (60.7)	406.3	3.3	250.9	2.3	61.8 (62.4)	322.2	4.6	220.1	4.1	68.3 (68.6)
45～49	395.6	1.3	233.4	2.4	59.0 (58.4)	429.7	1.3	262.8	-0.6	61.2 (62.4)	327.4	2.1	220.2	3.4	67.3 (66.4)
50～54	412.7	2.2	229.7	2.9	55.7 (55.3)	449.2	2.3	254.3	1.4	56.6 (57.1)	334.2	3.1	219.6	3.3	65.7 (65.6)
55～59	424.2	0.9	232.5	2.0	54.8 (54.2)	460.7	0.3	262.0	-1.1	56.9 (57.7)	339.1	3.6	217.6	4.1	64.2 (63.9)
60～64	366.2	2.6	279.9	3.1	76.4 (76.1)	390.5	2.2	310.9	4.1	79.6 (78.2)	310.3	3.7	227.6	4.9	73.3 (72.5)
65～69	327.7	2.5	249.4	4.5	76.1 (74.6)	341.7	1.3	269.1	5.1	78.8 (75.9)	287.5	4.1	210.1	3.1	73.1 (73.8)
年齢(歳)	43.2		51.2			44.1		53.4			41.5		49.2		
勤続年数(年)	13.1		10.8			14.4		12.6			10.7		9.2		

注： 1) () 内は、令和6(2024)年の数値である。

2) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第6－2表 雇用形態、性、企業規模別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和7(2025)年

企業規模	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】
大企業	414.1	5.7	251.5	4.9	60.7 (61.2)	448.5	6.1	284.4	5.4	63.4 (63.8)	342.7	4.8	225.3	4.6	65.7 (65.8)
中企業	344.4	0.7	238.6	2.1	69.3 (68.3)	372.0	0.1	260.3	1.3	70.0 (69.2)	297.7	2.9	216.4	2.5	72.7 (73.0)
小企業	315.0	1.9	229.0	4.5	72.7 (70.9)	335.9	1.4	253.9	4.2	75.6 (73.5)	274.9	3.2	208.4	4.7	75.8 (74.7)

注： 1) () 内は、令和6(2024)年の数値である。

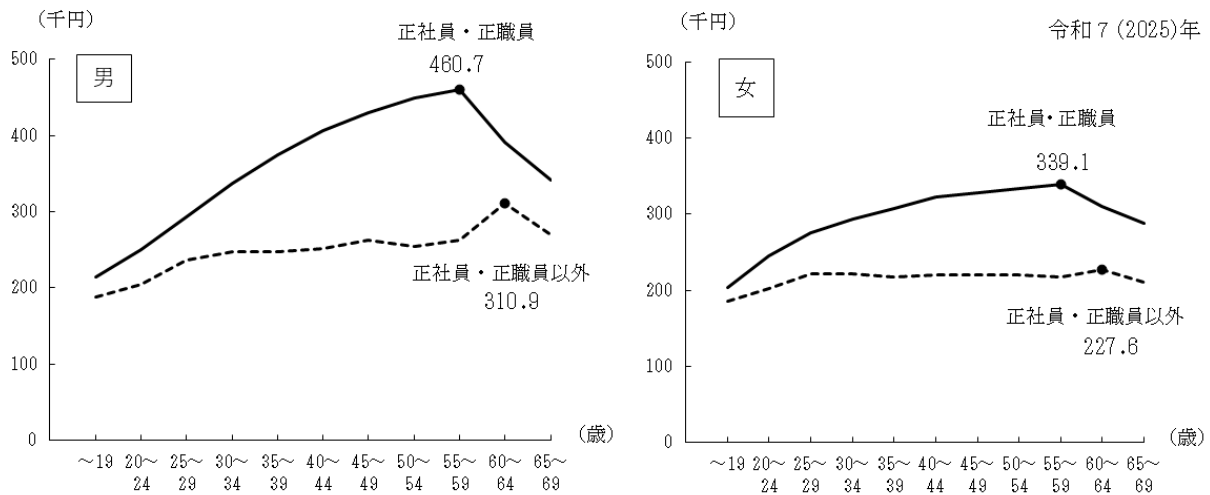
第6-3表 雇用形態、性、産業別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和7(2025)年

産 業	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】
鉱業、採石業、砂利採取業	388.3	4.4	388.4	2.9	100.0 (101.5)	396.9	4.8	372.5	-6.7	93.9 (105.4)	335.4	3.4	495.0	94.8	147.6 (78.3)
建設業	370.9	4.0	300.1	1.3	80.9 (83.1)	383.2	3.9	322.7	2.1	84.2 (85.7)	299.6	6.5	222.0	-0.8	74.1 (79.6)
製造業	346.1	3.3	229.4	3.8	66.3 (66.0)	366.8	3.4	256.2	3.5	69.8 (69.8)	273.1	3.9	198.8	3.9	72.8 (72.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	453.7	1.0	294.3	9.3	64.9 (60.0)	462.3	0.4	316.6	9.0	68.5 (63.1)	400.3	8.5	228.1	6.5	57.0 (58.0)
情報通信業	411.0	2.4	333.8	15.7	81.2 (71.9)	431.5	2.4	372.7	20.3	86.4 (73.5)	*358.0	3.6	263.5	5.7	73.6 (72.1)
運輸業、郵便業	324.6	3.0	236.9	3.4	73.0 (72.7)	331.1	3.3	251.2	5.1	75.9 (74.5)	284.1	-0.1	207.0	-0.1	72.9 (72.9)
卸売業、小売業	374.4	1.1	229.5	5.4	61.3 (58.8)	403.0	0.1	265.0	5.1	65.8 (62.6)	312.4	5.3	207.7	6.5	66.5 (65.8)
金融業、保険業	444.8	6.2	300.7	-0.3	67.6 (72.0)	563.0	8.0	374.9	-7.1	66.6 (77.4)	344.9	4.2	243.7	5.9	70.7 (69.5)
不動産業、物品賃貸業	380.1	-3.0	241.9	-5.5	63.6 (65.3)	416.7	-4.3	251.5	-9.7	60.4 (64.0)	315.0	2.2	228.3	-1.0	72.5 (74.8)
学術研究、専門・技術サービス業	453.1	9.8	326.0	6.8	71.9 (73.9)	486.4	9.6	378.7	9.7	77.9 (77.8)	369.6	10.8	262.3	7.1	71.0 (73.4)
宿泊業、飲食サービス業	303.8	2.8	211.6	3.6	69.7 (69.1)	327.8	2.6	229.6	3.8	70.0 (69.3)	265.5	2.6	202.2	3.7	76.2 (75.3)
生活関連サービス業、娯楽業	320.1	2.7	214.0	1.3	66.9 (67.7)	350.7	2.8	223.8	0.4	63.8 (65.4)	278.2	2.6	207.2	1.8	74.5 (75.0)
教育、学習支援業	396.7	1.0	270.4	4.7	68.2 (65.7)	458.2	2.9	322.3	3.6	70.3 (69.8)	338.8	-0.5	244.5	6.8	72.2 (67.3)
医療、福祉	325.5	2.9	242.8	4.6	74.6 (73.4)	386.9	2.1	289.4	9.4	74.8 (69.8)	298.7	2.8	229.0	2.7	76.7 (76.7)
複合サービス事業	349.8	2.6	236.6	5.8	67.6 (65.6)	373.6	2.6	251.8	3.6	67.4 (66.7)	293.4	2.7	214.1	8.6	73.0 (69.0)
サービス業 (他に分類されないもの)	312.1	-1.2	238.6	1.9	76.4 (74.1)	327.6	-1.4	247.1	0.9	75.4 (73.6)	277.6	1.2	229.4	2.6	82.6 (81.5)

注： 1) () 内は、令和6(2024)年の数値である。

第6図 雇用形態、性、年齢階級別賃金



(7) 勤続年数階級別にみた賃金

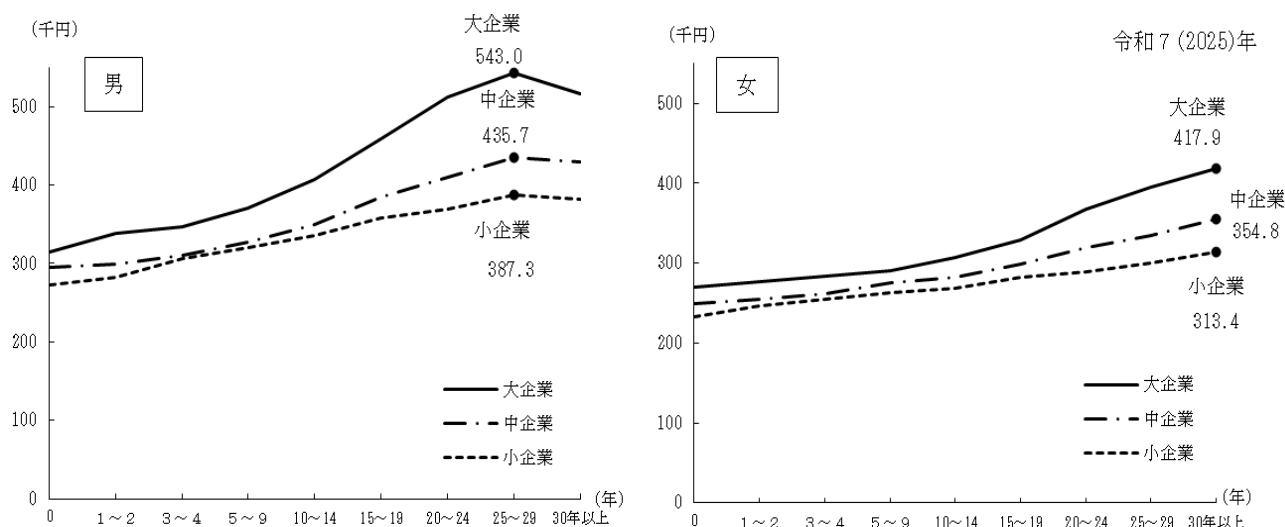
勤続年数階級別に賃金をみると、賃金が最も高い勤続年数階級は、男女計では、30 年以上 444.2 千円、男性では、25～29 年 463.9 千円、女性では、30 年以上 375.3 千円となっている（第 7 表、第 7 図）。

第 7 表 勤続年数階級、性、企業規模別賃金及び対前年増減率

令和 7 (2025) 年

性、企業規模		0 年		1～2 年		3～4 年		5～9 年		10～14 年		15～19 年		20～24 年		25～29 年		30 年以上	
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	企業規模計	274.5	3.0	285.3	5.0	297.0	4.9	312.5	2.9	333.6	2.0	370.8	0.8	400.4	1.9	433.6	1.1	444.2	2.4
	大企業	292.6	2.8	310.6	7.9	318.5	9.1	337.3	5.3	367.6	4.0	415.0	1.9	467.8	4.9	507.5	4.1	496.8	4.1
	中企業	273.4	5.2	278.5	3.6	289.0	2.3	304.3	0.2	323.2	0.9	353.6	0.1	378.6	-0.6	407.5	-1.7	413.8	-0.6
	小企業	255.2	0.8	267.2	3.2	285.6	4.0	297.4	3.7	311.8	0.6	333.4	-0.7	344.7	0.7	364.9	1.3	366.7	0.2
男	企業規模計	294.0	2.1	305.8	5.7	320.2	5.2	338.3	2.6	362.8	1.6	405.1	1.2	434.7	2.2	463.9	1.4	461.8	2.0
	大企業	314.4	1.2	338.5	11.5	346.5	11.0	370.7	6.2	406.9	4.4	459.0	3.7	512.6	5.9	543.0	4.7	516.2	4.0
	中企業	294.4	5.1	298.7	2.9	311.1	2.2	327.0	-1.2	349.7	0.0	384.5	0.3	410.0	-0.5	435.7	-1.5	429.0	-1.3
	小企業	272.3	0.1	282.0	2.5	306.2	3.1	319.8	3.5	336.1	0.1	358.7	-1.7	368.9	0.9	387.3	1.0	381.4	-0.4
女	企業規模計	252.0	4.3	259.6	3.4	266.8	4.2	276.6	4.2	285.8	3.3	305.4	1.4	327.4	3.0	346.2	0.8	375.3	4.4
	大企業	269.2	5.2	276.5	2.1	283.4	5.9	291.1	4.5	306.8	4.1	328.6	0.8	367.5	5.7	395.1	2.0	417.9	5.0
	中企業	249.9	4.7	255.2	4.3	262.1	2.5	275.0	3.7	281.7	2.8	298.8	0.8	319.0	2.4	333.9	-0.1	354.8	2.5
	小企業	233.0	2.8	246.6	4.4	255.3	4.8	263.6	4.7	268.0	2.6	282.9	1.8	289.0	-1.3	299.5	0.4	313.4	3.4

第 7 図 勤続年数階級、性、企業規模別賃金



(8) 役職別にみた賃金

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職別の賃金をみると、男女計では、部長級 635.8 千円、課長級 529.2 千円、係長級 399.2 千円となっている。男女別にみると、男性では、部長級 642.4 千円、課長級 541.4 千円、係長級 410.9 千円、女性では、部長級 578.3 千円、課長級 470.3 千円、係長級 365.7 千円となっている。（第 8 表）

第 8 表 役職、性別賃金、対前年増減率及び役職・非役職間賃金格差

令和 7 (2025) 年

役職	男女計					男					女				
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 ¹⁾ (非役職者=100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 ¹⁾ (非役職者=100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 ¹⁾ (非役職者=100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)
部長級	635.8	1.4	204.8 (207.1)	53.1	22.6	642.4	0.9	193.4 (195.5)	53.1	22.9	578.3	5.2	206.5 (203.4)	53.0	20.0
課長級	529.2	3.4	170.4 (169.1)	49.5	20.9	541.4	3.6	163.0 (160.4)	49.5	21.3	470.3	2.7	167.9 (169.5)	49.4	19.0
係長級	399.2	3.4	128.6 (127.4)	45.4	17.5	410.9	3.7	123.7 (121.7)	45.3	17.8	365.7	3.3	130.6 (131.0)	45.7	16.7
非役職者	310.5	2.5	100.0 (100.0)	41.8	10.8	332.1	2.0	100.0 (100.0)	42.1	11.7	280.1	3.6	100.0 (100.0)	41.3	9.7

注： 1) () 内は、令和 6 (2024) 年の数値である。

(9) 在留資格区分別にみた賃金

外国人労働者の賃金は 254.3 千円で、在留資格区分別にみると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）313.2 千円、特定技能 221.4 千円、身分に基づくもの 311.1 千円、技能実習 190.3 千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）228.3 千円となっている（第 9 表）。

第 9 表 外国人労働者の在留資格区分別賃金及び対前年増減率

令和 7 (2025) 年

在留資格区分 ¹⁾	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	254.3	4.8	32.5	3.3
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	313.2	7.3	32.4	3.2
特定技能	221.4	4.8	29.5	2.4
身分に基づくもの	311.1	3.6	45.0	6.5
技能実習	190.3	4.2	26.2	1.7
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	228.3	0.8	30.1	2.0

注： 1) 在留資格区分については、5 頁「主な用語の定義「在留資格区分」」を参照。
「留学（資格外活動）」を含めた 6 区分となる。

(10) 新規学卒者の学歴別にみた賃金

新規学卒者の賃金を学歴別にみると、男女計で高校 207.3 千円、専門学校 230.7 千円、高専・短大 235.5 千円、大学 262.3 千円、大学院 299.0 千円となっている（第 10 表）。

第 10 表 新規学卒者の性、学歴別賃金及び対前年増減率

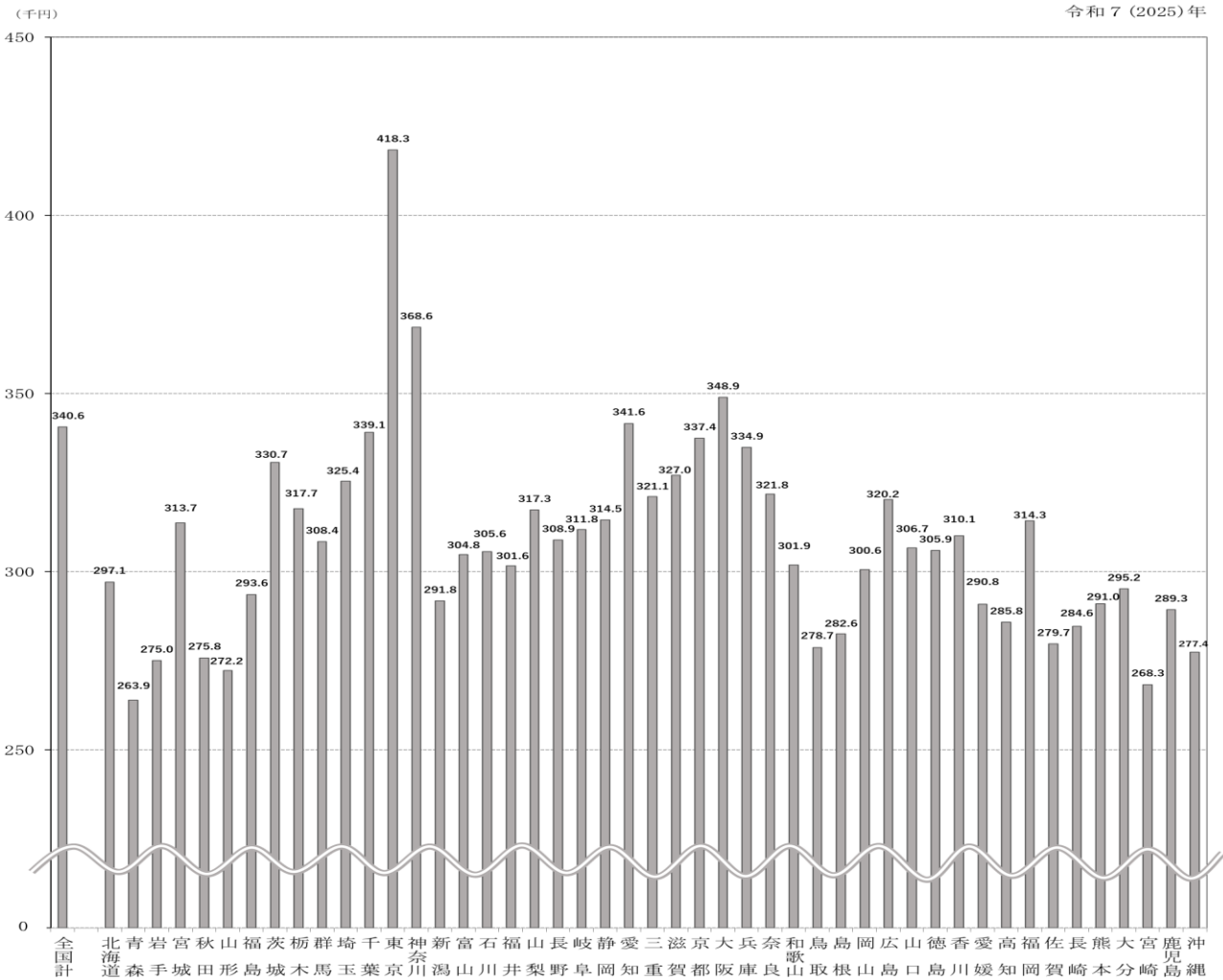
令和 7 (2025) 年

性	高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	207.3	5.0	230.7	3.5	235.5	5.2	262.3	5.6	299.0	4.0
男	210.1	4.8	227.8	3.9	241.4	4.5	264.9	5.4	301.2	3.8
女	202.9	5.8	232.4	3.4	230.0	4.0	259.7	6.0	292.9	5.3

(11) 都道府県別にみた賃金

都道府県別の賃金をみると、全国計（340.6 千円）よりも賃金が高かったのは 4 都府県（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）となっており、最も高かったのは、東京都（418.3 千円）となっている（第 8 図）。

第 8 図 都道府県別賃金（男女計）



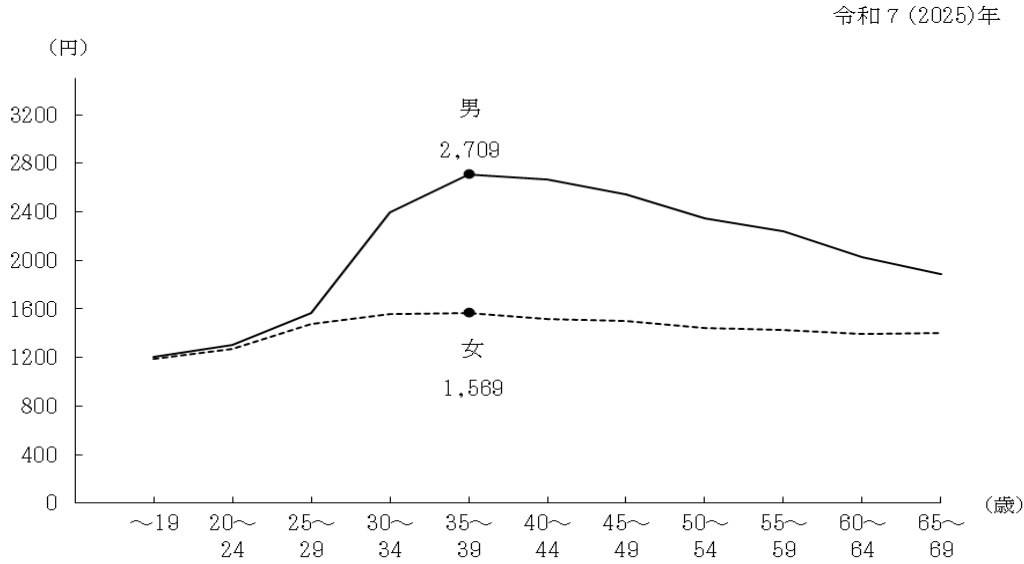
2 短時間労働者の賃金

(1) 性別にみた賃金

短時間労働者の1時間当たり賃金は、男女計 1,518 円、男性 1,769 円、女性 1,418 円となっている。

男女別に1時間当たり賃金を年齢階級別にみると、1時間当たり賃金が最も高い年齢階級は、男女とも 35～39 歳で、男性では、2,709 円、女性では、1,569 円となっている。（第9図、第11表）

第9図 短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金



第11表 短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差

令和7(2025)年

年齢階級	男女計			男			女		
	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)
年齢計 ¹⁾	1,518	2.8	117.9	1,769	4.1	136.1	1,418	2.2	111.2
～19歳	1,192	4.8	92.6	1,202	6.0	92.5	1,185	4.0	92.9
20～24	1,287	4.8	100.0	1,300	6.1	100.0	1,275	3.7	100.0
25～29	1,513	-0.7	117.6	1,566	-7.5	120.5	1,478	3.7	115.9
30～34	1,772	7.2	137.7	2,394	20.6	184.2	1,558	0.8	122.2
35～39	1,782	6.5	138.5	2,709	19.1	208.4	1,569	1.9	123.1
40～44	1,692	2.9	131.5	2,667	10.1	205.2	1,514	0.7	118.7
45～49	1,652	6.5	128.4	2,545	16.6	195.8	1,501	3.9	117.7
50～54	1,562	1.4	121.4	2,343	-3.7	180.2	1,440	3.6	112.9
55～59	1,547	0.7	120.2	2,238	-0.7	172.2	1,430	1.2	112.2
60～64	1,526	-2.6	118.6	2,024	-1.7	155.7	1,397	-1.8	109.6
65～69	1,569	2.1	121.9	1,884	1.5	144.9	1,401	3.5	109.9
年齢(歳)	46.2			43.0			47.5		
勤続年数(年)	6.5			5.4			7.0		
実労働日数(日)	14.0			12.9			14.4		
1日当たり所定内 実労働時間数(時間)	5.2			5.2			5.2		

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

(2) 企業規模別にみた賃金

企業規模別に1時間当たり賃金をみると、男女計では、大企業1,473円、中企業1,626円、小企業1,491円となっている。男女別にみると、男性では、大企業1,653円、中企業1,988円、小企業1,746円、女性では、大企業1,400円、中企業1,482円、小企業1,388円となっている。
(第12表)

第12表 短時間労働者の企業規模、性別1時間当たり賃金、
対前年増減率及び企業規模間賃金格差

令和7(2025)年

企業規模	男女計			男			女		
	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ (大企業=100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ (大企業=100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ (大企業=100)
大企業	1,473	4.2	100.0 (100.0)	1,653	8.3	100.0 (100.0)	1,400	2.6	100.0 (100.0)
中企業	1,626	-0.7	110.4 (115.9)	1,988	-4.8	120.3 (136.8)	1,482	1.6	105.9 (106.8)
小企業	1,491	4.7	101.2 (100.8)	1,746	8.8	105.6 (105.1)	1,388	2.2	99.1 (99.5)

注： 1) () 内は、令和6(2024)年の数値である。

(3) 産業別にみた賃金

産業別に1時間当たり賃金をみると、男女計で1時間当たり賃金が最も高い産業は、「教育，学習支援業」(2,541円)となっている。男女別にみると、男性では、「医療，福祉」(3,961円)、女性では、「教育，学習支援業」(2,180円)となっている。(第13表)

第13表 短時間労働者の産業、性別1時間当たり賃金及び対前年増減率

令和7(2025)年

産 業	男女計		男		女	
	1時間当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	1時間当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	1時間当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)
鉱業，採石業，砂利採取業	1,369	-12.0	1,490	-4.6	1,257	-18.9
建設業	1,596	4.0	1,758	2.3	1,456	1.6
製造業	1,298	4.8	1,501	6.4	1,238	4.2
電気・ガス・熱供給・水道業	1,814	7.8	1,835	1.8	1,803	12.9
情報通信業	1,853	3.9	* 2,216	26.6	1,703	-5.1
運輸業，郵便業	1,371	6.2	1,465	4.2	1,298	7.5
卸売業，小売業	1,268	4.2	1,284	3.8	1,263	4.4
金融業，保険業	1,829	-1.9	2,259	-16.8	1,785	1.5
不動産業，物品賃貸業	1,389	3.5	1,357	2.6	1,412	4.2
学術研究，専門・技術サービス業	1,874	10.4	2,375	11.1	1,604	4.4
宿泊業，飲食サービス業	1,234	3.7	1,243	4.6	1,230	3.3
生活関連サービス業，娯楽業	1,330	6.7	1,332	8.1	1,330	6.1
教育，学習支援業	2,541	-3.3	3,114	-4.0	2,180	-1.8
医療，福祉	2,113	1.3	3,961	3.3	1,707	-2.0
複合サービス事業	1,439	5.9	1,503	4.5	1,407	6.6
サービス業(他に分類されないもの)	1,377	1.0	1,403	-2.0	1,366	2.7

統計表

付表1 一般労働者の性別賃金、対前年増減率、男女間賃金格差及び対前年差の推移

年 ¹⁾²⁾	男女計		男		女		男女間 賃金格差 (男=100)	対前年差 ³⁾ (ポイント)
	賃 金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)	賃 金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)	賃 金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)		
昭和 51 (1976) 年	131.8	...	151.5	...	89.1	...	58.8	...
52 (1977)	144.5	9.6	166.0	9.6	97.9	9.9	59.0	0.2
53 (1978)	153.9	6.5	176.7	6.4	104.2	6.4	59.0	0.0
54 (1979)	162.4	5.5	186.3	5.4	109.9	5.5	59.0	0.0
55 (1980)	173.1	6.6	198.6	6.6	116.9	6.4	58.9	-0.1
56 (1981)	184.1	6.4	211.4	6.4	124.6	6.6	58.9	0.0
57 (1982)	193.3	5.0	222.0	5.0	130.1	4.4	58.6	-0.3
58 (1983)	199.4	3.2	229.3	3.3	134.7	3.5	58.7	0.1
59 (1984)	206.5	3.6	237.5	3.6	139.2	3.3	58.6	-0.1
60 (1985)	213.8	3.5	244.6	3.0	145.8	4.7	59.6	1.0
61 (1986)	220.6	3.2	252.4	3.2	150.7	3.4	59.7	0.1
62 (1987)	226.2	2.5	257.7	2.1	155.9	3.5	60.5	0.8
63 (1988)	231.9	2.5	264.4	2.6	160.0	2.6	60.5	0.0
平成 元 (1989) 年	241.8	4.3	276.1	4.4	166.3	3.9	60.2	-0.3
2 (1990)	254.7	5.3	290.5	5.2	175.0	5.2	60.2	0.0
3 (1991)	266.3	4.6	303.8	4.6	184.4	5.4	60.7	0.5
4 (1992)	275.2	3.3	313.5	3.2	192.8	4.6	61.5	0.8
5 (1993)	281.1	2.1	319.9	2.0	197.0	2.2	61.6	0.1
6 (1994)	288.4	2.6	327.4	2.3	203.0	3.0	62.0	0.4
7 (1995)	291.3	1.0	330.0	0.8	206.2	1.6	62.5	0.5
8 (1996)	295.6	1.5	334.0	1.2	209.6	1.6	62.8	0.3
9 (1997)	298.9	1.1	337.0	0.9	212.7	1.5	63.1	0.3
10 (1998)	299.1	0.1	336.4	-0.2	214.9	1.0	63.9	0.8
11 (1999)	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	1.2	64.6	0.7
12 (2000)	302.2	0.5	336.8	0.0	220.6	1.4	65.5	0.9
13 (2001)	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	-0.2
14 (2002)	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9	-1.7
18 (2006)	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3	-0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	-0.1
令和 元 (2019) 年	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
※令和 元 (2019) 年 ³⁾	306.0	...	336.1	...	249.8	...	74.3	...
2 ³⁾ (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0
3 (2021)	307.4	-0.1	337.2	-0.5	253.6	0.7	75.2	0.9
4 (2022)	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	75.7	0.5
5 (2023)	318.3	2.1	350.9	2.6	262.6	1.4	74.8	-0.9
6 (2024)	330.4	3.8	363.1	3.5	275.3	4.8	75.8	1.0
7 (2025)	340.6	3.1	373.4	2.8	285.9	3.9	76.6	0.8

注： 1) 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所に関する集計は、昭和51(1976)年以降行っている。
2) 平成30(2018)年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除
外している。
3) 令和2(2020)年から有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和2年の対前年増減率及び対前年差
(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元(2019)年の数値を基に算出している。
「※令和元(2019)年³⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

付表2 一般労働者の性、雇用形態別賃金及び雇用形態間賃金格差の推移

年 ¹⁾²⁾	男女計			男			女		
	正社員・正職員	正社員・正職員以外		正社員・正職員	正社員・正職員以外		正社員・正職員	正社員・正職員以外	
	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 ＝100】	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 ＝100】	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 ＝100】
平成 17 (2005) 年	318.5	191.4	60.1	348.1	221.3	63.6	239.2	168.4	70.4
18 (2006)	318.8	191.0	59.9	348.5	222.8	63.9	240.3	165.4	68.8
19 (2007)	318.2	192.9	60.6	347.5	224.3	64.5	243.3	168.8	69.4
20 (2008)	316.5	194.8	61.5	345.3	224.0	64.9	243.9	170.5	69.9
21 (2009)	310.4	194.6	62.7	337.4	222.0	65.8	244.8	172.1	70.3
22 (2010)	311.5	198.1	63.6	338.5	228.8	67.6	244.0	170.9	70.0
23 (2011)	312.8	195.9	62.6	339.6	222.2	65.4	248.8	172.2	69.2
24 (2012)	317.0	196.4	62.0	343.8	218.4	63.5	252.2	174.8	69.3
25 (2013)	314.7	195.3	62.1	340.4	216.9	63.7	251.8	173.9	69.1
26 (2014)	317.7	200.3	63.0	343.2	222.2	64.7	256.6	179.2	69.8
27 (2015)	321.1	205.1	63.9	348.3	229.1	65.8	259.3	181.0	69.8
28 (2016)	321.7	211.8	65.8	349.0	235.4	67.4	262.0	188.6	72.0
29 (2017)	321.6	210.8	65.5	348.4	234.5	67.3	263.6	189.7	72.0
30 (2018)	323.9	209.4	64.6	351.1	232.5	66.2	265.3	187.9	70.8
令和 元 (2019) 年	325.4	211.2	64.9	351.5	234.8	66.8	269.4	189.1	70.2
※令和 元 (2019) 年 ³⁾	324.1	209.6	64.7	349.6	232.4	66.5	268.7	188.7	70.2
2 ³⁾ (2020)	324.2	214.8	66.3	350.7	240.2	68.5	269.2	193.3	71.8
3 (2021)	323.4	216.7	67.0	348.8	241.3	69.2	270.6	195.4	72.2
4 (2022)	328.0	221.3	67.5	353.6	247.5	70.0	276.4	198.9	72.0
5 (2023)	336.3	226.6	67.4	363.6	255.0	70.1	281.8	203.5	72.2
6 (2024)	348.6	233.1	66.9	376.9	259.2	68.8	294.2	210.3	71.5
7 (2025)	358.8	241.7	67.4	387.4	268.1	69.2	304.9	218.4	71.6

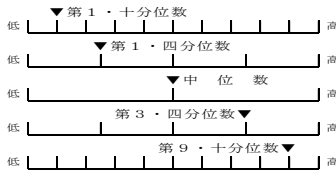
注： 1) 雇用形態別に関する集計は平成17(2005)年以降行っている。
2) 平成30(2018)年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
3) 令和2(2020)年から有効回答率を考慮した推計方法に変更している。
「※令和元(2019)年³⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

付表3 一般労働者の賃金階級、性、企業規模別労働者割合

賃 金 階 級	男女計				男				女			
	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 99.9 (千円)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
100.0 ～ 119.9	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.3
120.0 ～ 139.9	0.3	0.2	0.3	0.4	0.2	0.1	0.2	0.2	0.5	0.5	0.4	0.8
140.0 ～ 159.9	1.0	0.8	0.9	1.2	0.5	0.3	0.6	0.7	1.7	1.7	1.4	1.9
160.0 ～ 179.9	3.1	2.1	3.2	4.1	1.8	0.9	2.0	2.5	5.2	4.1	5.1	6.7
180.0 ～ 199.9	5.6	3.9	6.1	7.0	3.5	2.1	4.1	4.6	9.0	7.1	9.1	11.2
200.0 ～ 219.9	7.4	5.5	7.9	9.0	5.4	3.5	6.1	6.7	10.7	8.9	10.7	12.9
220.0 ～ 239.9	8.4	6.6	9.0	9.7	6.5	4.7	7.2	7.9	11.4	9.9	11.8	12.7
240.0 ～ 259.9	9.0	7.5	9.7	9.9	7.8	6.1	8.2	9.2	11.0	9.8	11.9	11.2
260.0 ～ 279.9	8.7	7.6	9.2	9.3	7.9	6.5	8.3	9.0	10.0	9.5	10.6	9.8
280.0 ～ 299.9	7.8	7.1	8.3	8.2	7.5	6.5	7.9	8.2	8.4	8.1	8.8	8.2
300.0 ～ 319.9	6.9	6.2	7.1	7.5	7.1	6.0	7.2	8.2	6.6	6.5	6.9	6.2
320.0 ～ 339.9	5.8	5.6	5.8	6.0	6.2	5.6	6.3	6.9	5.1	5.6	5.1	4.4
340.0 ～ 359.9	5.0	5.1	4.9	5.0	5.6	5.3	5.5	6.0	4.1	4.7	4.1	3.3
360.0 ～ 379.9	4.2	4.6	4.1	4.0	4.9	5.0	4.9	5.0	3.1	3.9	2.9	2.4
380.0 ～ 399.9	3.5	4.0	3.4	3.2	4.2	4.4	4.1	4.0	2.4	3.3	2.2	1.7
400.0 ～ 449.9	6.8	8.2	6.3	5.9	8.5	9.7	8.0	7.7	4.1	5.6	3.7	2.8
450.0 ～ 499.9	4.6	5.8	4.2	3.5	6.0	7.4	5.7	4.7	2.1	3.0	1.9	1.4
500.0 ～ 549.9	3.2	4.1	3.0	2.3	4.3	5.3	4.1	3.1	1.4	2.0	1.2	0.8
550.0 ～ 599.9	2.3	3.4	2.0	1.2	3.1	4.4	2.9	1.7	0.9	1.6	0.6	0.3
600.0 ～ 699.9	2.9	4.8	2.3	1.3	4.1	6.6	3.3	1.9	0.9	1.6	0.7	0.3
700.0 ～ 799.9	1.5	2.8	0.9	0.5	2.0	3.9	1.4	0.6	0.5	1.0	0.2	0.2
800.0 ～ 899.9	0.8	1.7	0.4	0.3	1.2	2.5	0.7	0.4	0.2	0.5	0.1	0.1
900.0 ～ 999.9	0.5	0.9	0.3	0.1	0.6	1.3	0.4	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1
1000.0 ～ 1199.9	0.4	0.8	0.3	0.2	0.6	1.0	0.4	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1
1200.0 ～	0.4	0.7	0.4	0.2	0.6	0.9	0.5	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1
平 均 値 (千円)	340.6	385.1	326.2	305.6	373.4	428.0	356.0	329.6	285.9	310.8	280.1	264.0
第1・十分位数 ¹⁾ (千円)	199.9	211.1	198.3	192.2	214.9	233.9	210.3	205.5	185.5	190.2	186.9	180.4
第1・四分位数 ¹⁾ (千円)	238.2	255.5	234.7	226.7	258.2	282.6	251.8	245.2	215.6	225.1	216.7	206.1
中 位 数 ¹⁾ (千円)	296.6	328.6	288.4	278.5	325.8	369.3	314.6	301.9	260.3	276.1	259.1	245.9
第3・四分位数 ¹⁾ (千円)	389.8	450.1	372.3	350.5	433.1	507.9	413.1	379.0	320.8	352.3	314.2	297.6
第9・十分位数 ¹⁾ (千円)	527.3	632.0	494.8	444.7	582.6	692.7	544.0	477.9	405.3	456.7	389.4	362.5
十分位分散係数 ²⁾	0.55	0.64	0.51	0.45	0.56	0.62	0.53	0.45	0.42	0.48	0.39	0.37
四分位分散係数 ²⁾	0.26	0.30	0.24	0.22	0.27	0.31	0.26	0.22	0.20	0.23	0.19	0.19

注： 1) 十分位数とは、分布の形を示す値である。具体的には、該当労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べたとき、以下の説明内容に該当する者の賃金である。
図示すれば下図のとおりである。

- 第1・十分位数 …… 低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金
- 第1・四分位数 …… 低い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
- 中 位 数 …… 低い方（あるいは高い方）から数えて全体の2分の1番目に該当する者の賃金
- 第3・四分位数 …… 高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
- 第9・十分位数 …… 高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金



2) 分散係数とは、分布の広がりを示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

○ 十分位分散係数 = $\frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$ ○ 四分位分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$

付表4 短時間労働者の1時間当たり賃金階級、性、企業規模別労働者割合

令和7(2025)年

1時 間 当 た り 賃 金 階 級	男女計				男				女			
	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 599 (円)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
600 ～ 649	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
650 ～ 699	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
700 ～ 719	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
720 ～ 739	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
740 ～ 759	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
760 ～ 779	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
780 ～ 799	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
800 ～ 819	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
820 ～ 839	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1
840 ～ 859	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
860 ～ 879	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
880 ～ 899	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
900 ～ 949	0.4	0.3	0.4	0.7	0.5	0.3	0.4	0.7	0.4	0.3	0.4	0.6
950 ～ 999	3.6	2.0	3.8	5.6	3.6	2.0	3.6	5.6	3.6	2.0	3.9	5.6
1,000 ～ 1,049	7.5	5.2	7.3	10.7	7.1	5.3	7.0	9.6	7.6	5.1	7.4	11.1
1,050 ～ 1,099	9.5	8.1	9.0	11.8	9.1	8.1	8.6	10.7	9.7	8.1	9.1	12.2
1,100 ～ 1,149	10.6	10.5	10.7	10.8	10.1	10.4	10.5	9.4	10.8	10.5	10.8	11.3
1,150 ～ 1,199	10.6	11.8	9.7	9.8	10.2	11.6	9.0	9.3	10.8	11.9	10.1	10.0
1,200 ～ 1,299	17.6	20.7	15.8	14.8	17.8	21.2	15.6	15.1	17.5	20.5	15.9	14.7
1,300 ～ 1,399	11.2	13.4	11.1	8.5	10.9	12.5	10.2	9.4	11.4	13.8	11.5	8.2
1,400 ～ 1,499	7.0	8.0	7.5	5.4	6.8	7.7	7.6	5.0	7.1	8.1	7.5	5.5
1,500 ～ 1,599	4.7	4.8	5.4	4.1	4.5	4.3	5.3	4.4	4.8	5.0	5.4	4.1
1,600 ～ 1,799	5.5	5.5	5.9	5.1	4.8	4.8	4.7	4.9	5.7	5.7	6.3	5.2
1,800 ～ 1,999	3.1	2.9	3.3	3.0	2.6	2.2	2.8	2.8	3.3	3.2	3.5	3.1
2,000 ～ 2,199	1.9	1.5	2.0	2.3	1.7	1.4	1.8	2.2	2.0	1.6	2.1	2.4
2,200 ～ 2,399	1.1	0.9	1.3	1.3	1.1	0.9	1.1	1.3	1.1	0.9	1.3	1.2
2,400 ～ 2,599	0.8	0.6	0.8	1.0	0.8	0.7	0.8	1.1	0.7	0.5	0.8	0.9
2,600 ～ 2,799	0.5	0.4	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.8	0.5	0.4	0.5	0.6
2,800 ～ 2,999	0.4	0.3	0.5	0.4	0.5	0.4	0.8	0.5	0.3	0.3	0.3	0.4
3,000 ～	3.4	2.7	4.5	3.3	6.6	5.2	9.1	6.3	2.1	1.7	2.7	2.2
平 均 値 (円)	1,518	1,473	1,626	1,491	1,769	1,653	1,988	1,746	1,418	1,400	1,482	1,388
第1・十分位数 ¹⁾ (円)	1,036	1,064	1,036	1,014	1,037	1,062	1,038	1,015	1,036	1,064	1,035	1,014
第1・四分位数 ¹⁾ (円)	1,116	1,143	1,119	1,081	1,120	1,142	1,123	1,088	1,115	1,144	1,117	1,079
中 位 数 ¹⁾ (円)	1,241	1,257	1,254	1,200	1,250	1,255	1,266	1,225	1,237	1,258	1,249	1,193
第3・四分位数 ¹⁾ (円)	1,448	1,433	1,488	1,431	1,475	1,440	1,537	1,484	1,438	1,431	1,473	1,412
第9・十分位数 ¹⁾ (円)	1,874	1,778	1,973	1,934	2,157	1,917	2,754	2,196	1,801	1,752	1,870	1,855
十分位分散係数 ²⁾	0.34	0.28	0.37	0.38	0.45	0.34	0.68	0.48	0.31	0.27	0.33	0.35
四分位分散係数 ²⁾	0.13	0.12	0.15	0.15	0.14	0.12	0.16	0.16	0.13	0.11	0.14	0.14

注：1) 分位数とは、分布の形を示す値である。具体的には、該当労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べたとき、以下の説明内容に該当する者の賃金である。

図示すれば下図のとおりである。

○ 第1・十分位数 ……

低い方から数えて全体の10分の1番目に
該当する者の賃金

○ 第1・四分位数 ……

低い方から数えて全体の4分の1番目に
該当する者の賃金

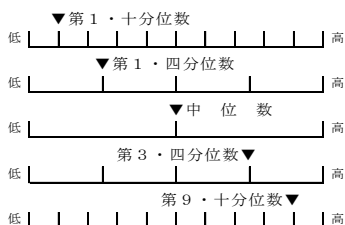
○ 中 位 数 ……

低い方（あるいは高い方）から数えて全
体の2分の1番目に該当する者の賃金

○ 第3・四分位数 ……

高い方から数えて全体の4分の1番目に
該当する者の賃金

○ 第9・十分位数 ……

高い方から数えて全体の10分の1番目に
該当する者の賃金

2) 分散係数とは、分布の広がり（分散）を示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

$$\text{十分位分散係数} = \frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

$$\text{四分位分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$